

高額所得申告者・大規模法人の行動と
税務行政への示唆

岡 直 樹

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

本研究は、節税や租税回避を実証的、法学的、及び経済・社会学的な3つの側面から立体的に捉えようとした試みである。

第一部では、申告納税制度の下、税収面及び社会的な面で大きな存在である高額所得者や大法人についてデータに基づく実証的な分析を試みている。

第二部では、節税行動や租税回避を巡り、納税者・税務調査官が留意すべき事項について法理論的な整理を試みている。

更に、附録として、法と社会規範の関係を巡る分析を税務行政に応用した理論的研究を紹介するとともに、そこから得られる示唆について実験的な考察を行っている。

研究の概要

法律には、一つの答えを生み出す‘切れ味’の良さがあり、税法も同じである。国税職員は税法について質の高い訓練を継続的に受けている。しかし、租税回避への対応においては、制定法である租税法の解釈以外にも民・商法や国際法の影響を受けるほか、最終的には弁論主義（自己に有利な法律要件の充足について主張・立証が必要）の下での訴訟対応（司法主導による決着）が必要となり得るなど、税法の規定に事実をあてはめれば答えが得られるという意味での‘切れ味’は得られない。

また、納税協力（tax compliance）が課税庁の法の執行のみで実現していないのだとすると、税務行政の設計・運営には経済学や社会学を参考にしたソフト・ローの知見も採り入れた総合的な考察が有効であろう。納税者を知るように努め、税法の切れ味にだけ頼るのではなく、ダイナミックかつ総合的なマネジメントの観点が必要とされることに気づかされる。

これらの点（少なくとも一部分）は経験的に既知の事柄であったのかもしれないが、本研究では実証的な研究に基づき素材を提供しつつ、理論的な観点からも確認しようとしている。

第一部においては、高額所得申告者及び大規模法人について、申告実績等に基づいてその実態を大まかに捉えるとともに、実効税負担率を引き下げる要因が何であるか、企業会計上の利益と税法上の課税所得の差は主に何に由来するのか、といった点について窺い知ることができないか試みた。

そこから浮かび上がってきたわが国の高額所得申告者の特徴として、以下をあげることができる（2007年）。

年齢構成をみると、高額所得申告者全体に占める年金世代（65歳以上）の者の割合は33%である。これは、全人口に占める65歳以上の比率20%より高い。居住地は、東京に一極集中している。

所得構成をみると、給与所得の比率が高い。所得が高くなるほど、株式譲渡所得の割合が増える。事業所得・不動産所得は1/7程度にすぎない。

各種控除の利用をみると、所得が高くなるのに比例して寄付金控除、外国税額控除、配当税額控除の利用が多くなる特徴がある。

所得税の実効負担割合（税額の合計所得金額に対する割合）は、納税者全体をみると5千万～1億円をピークに、“累退的”な構造となっているように見える。しかし、内訳をみると、累進構造は存在しており、分離課税される所得を有する納税者の低い税負担が1億円以上の納税者全体の税負担を引き下げていることが分かった。

出現頻度をみると、日本の高額所得申告者には、安定的に高額所得申告者グループに登場する人が比較的多いと思われる（2001-2007年）。

実効税負担率を引き下げる要因について、日米のスーパーリッチ（TOP400の申告）の国際比較を通じて検討すると、米国では、タックスシェルターの赤字所得控除を通じた課税ベースの圧縮が積極的に行われているように思われるが、日本では納税者全体の観察からは米国ほど明らかな兆候はみあたらなかった。

ただし、日本においても所得水準に比して高額な控除の利用例が存在することが分かった。

なお、日本では資産性所得（利子等）の申告状況が、制度の違いを考慮しても

米国に比べ低調に感じられたが、その理由については不明である。

次に、大規模法人について、企業会計と税務会計に乖離が存在するのか、また、それは何に由来するのかといった点について、有価証券報告書及び申告実績に基づいて観察した。対象としたのは資本金額、売上金額、及び業種の違いを加味した基準に基づいて選んだ日本の TOP100 社である(税額ベースで全法人申告の 1/8 のシェア)。

TOP100 社全体でみると、わが国でも米国同様、当期純利益(企業会計の金額)より法人税の課税所得(税務会計の金額)の方が低くでる傾向がみられる。

しかし、内訳をみると、6 割の企業では税務会計の金額の方が企業会計の金額より大きく算定されており、少数の企業で企業会計より税務会計の金額が大幅に低くなっていることが TOP100 社全体の傾向に影響していることが分かった。

第二部においては、第一部のデータから得られた示唆も参考にしながら、節税・租税回避への対応について、主に税務調査官と納税者ないし租税回避スキームを設計・擁護する第三者等の間でどのような点を軸に検討することが有益か、紛争の未然防止や争点の絞込みに資する観点から検討を試みた。

税務調査における調査官の視点から論じているが、裏返せば税務上否認されないためのポイントとなるので、納税者にとっても参考になろう。

国際的には、OECD は、契約自由の尊重が出发点となるべきとの認識を強調した上で、例外的に、取引の経済的実質が形式と異なる場合や、関連した複数の取引を一体として捉えることが合理的な場合には、課税庁が私法上の法律構成の性格を認定しなおして税法を適用することが許されるというコンセンサスを示している。

先行研究等を見ると、米国及び欧州裁判所においては、税以外の事業目的の存在(主観的及び受益により客観的に確認)と租税回避意図の存在を軸に、制定法の規定の趣旨・目的との関係も考慮して租税回避に対応しようとする流れがあることが報告されている。

税務調査において、調査官は取引における租税回避意図の有無に着目して検討を開始することは自然な流れかもしれない。しかし、それだけで租税回避を否認し得るものでもない（わが国では租税法主義の縛りが強いとの指摘がある）。

他方、税以外の事業目的の存在の有無を問題とする“税以外の目的必要原則”とその背景にあると考えられる“自己無効の原則”（self-defeating theory）は、わが国の裁判例においてもこうした考え方をみることができると言い得ることから、実務において租税回避の有益なメルクマールの一つとなり得るのではないかと考えた。

具体的には、「税以外の目的必要原則」と制定法の規定や事実認定のあり方を機動的・効率的に組み合わせることにより、租税回避行為に積極的に対応することを提案している。

なお、附録として、米国における法と社会規範を巡っての議論を紹介し、併せて若干の考察を行っている。

人々が自主的に正しい申告を行うのはなぜか、法の厳格な執行だけで説明することはできない。

そこで、多くの人々は社会規範に従おうとしており、自主的に申告を行うのは、社会規範に従っていることについての“シグナル”を社会の他の構成員に発するためであるという説明が登場する（「シグナル理論」）。

シグナル理論で十分説明できない点も多く、直ちに実用的とまでは言えないかもしれないが、法の厳格な執行やそのことにより“制裁の期待値”（適正申告をしない場合に調査で更正されペナルティを受ける見込み）を高めても大多数の善良な納税者に対しては有効な対応たりえず、むしろ市民の政府に対する信頼が納税協力を推進する上で重要であることについて理論的な説明を与えている点からは触発されることが多い。

特に、大多数の善良な納税者に対するアプローチと、それ以外の一部の逸脱者で異なる観点から独立の指針が与えられるべきことが合理化される点は重要

なポイントであり、これからの税務行政を構想する上で具体的に应用できる可能性を秘めていると思われる。

目 次

はじめに	10
問題意識	10
アプローチ	10
第一部 高額所得申告者、大規模法人の納税行動についての実証的な分析	12
第1節 高額所得申告者の納税行動	12
1 分析に用いた資料と対象のイメージ	12
2 高額所得申告者のおおまかな特徴	13
(1) 年齢	13
(2) 居住地	15
(3) 所得構成	15
(4) 各種控除の利用	18
(5) 所得税の負担割合	20
(6) ”リッチ”の出現頻度	22
(7) 出現頻度と所得構成の違い：不動産のリッチ vs 一発リッチ	22
(参考) 税理士関与	23
3 日米スーパーリッチ (TOP400) の申告実績の比較	25
(1) TOP400 に入るために必要な所得	25
(2) 納付税額・平均税負担率	25
(3) 限界税率別申告数	26
(4) 所得項目における特徴	27
(5) 控除項目における特徴	27
(6) スーパーリッチの出現頻度	28
4 節税・租税回避行動との関係	28
(1) スーパーリッチのタックスプランニング (米国)	28
(2) スーパーリッチにおける総所得金額ゼロの背景 (日本)	29
(3) リッチ・スーパーリッチのタックスプランニング (日本)	31

コラム	資本所得（利子所得）の課税	33
第2節	大規模法人の納税行動	37
1	分析対象（わが国の TOP100 社）とアプローチ	37
	（1）法人税の計算構造	37
	（2）法人税の負担状況	38
	（3）法人の税負担率と税額控除等の影響	38
2	企業会計と課税所得計算の違い	39
	（1）米国の経験	39
	（2）日本の経験	41
	（3）わが国の TOP100 社の観察	42
第二部	租税回避事案における事業目的の位置づけの再考	47
第1節	税務調査官と租税回避	48
1	租税回避意図から何が言うのか	48
2	税務調査官にとっての租税回避を議論することの意義	51
3	租税回避の‘ルーツ’にある問題	52
4	租税回避の定義（テスト）	56
5	税以外目的必要原則（事業目的テスト）の意義（ハンド基準）	58
6	経済実質原則と自己無効の理論	59
7	「仮装・隠ぺい」と、「シヤム」（虚構・偽装・みせかけ）	61
8	立法趣旨の検討はどの程度必要とされるべきか	63
第2節	‘不当’から‘違法’へ	65
	ステップ ZERO：私法の尊重の確認	66
	ステップ 1：否認を検討すべき取引（租税回避意図と事業目的）	66
	ステップ 2：否認しうる取引か（違法な取引と云うのか）	69
	ツール 1：個別否認規定	69
	（1）租税回避重課規定：別途の要件事実を規定するもの	70
	（2）行為計算否認規定：規範的要件を規定するもの	70
	ツール 2：課税減免規定の立法趣旨による限定解釈	71

ツール3：受益者 (beneficial owner) テスト	73
ツール4：段階取引の法理	75
ツール5：借用概念における「特段の事情」テスト	76
ツール6：仮装(脱税)と認定しうる場合(日本版シャム)	77
ツール7：私法上の法律構成による否認(日本版シャム)	77
まとめ	81
附録：納税協力の理論的解明と税務行政への応用可能性	84
1 申告納税制度と税務行政	84
(1) 法令の規定	84
(2) 法執行活動	85
(3) 人々はなぜ自発的に租税を納付するのか	87
(4) 標準的な経済モデルによる説明	87
2 納税協力の理論	89
(1) 納税協力を巡る米国の研究・経験	89
(2) 社会規範との関係を取り入れた説明	91
(3) “シグナル行動”としての納税協力:ポスナー教授のモデル	92
3 シグナル理論の税務行政への応用	93
(1) ポスナー教授の主張	93
(2) 税務行政理論化(シグナル理論)の可能性	96
(3) シグナル理論応用へのハードル	99
まとめ	100
コラム 納税者が選択する税務行政：ラスコーリニコフ教授の提案	103
税務行政を巡るエピソード(事例集)	106
○エピソード1 現代の米国：IRSの解体的改革と新生IRS	106
○エピソード2 “3丁目の夕日”の頃の日本：不安定だった税務行政	111
○エピソード3 現代の日本：小学校等における租税教室	114

はじめに

問題意識

税は国民生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するための「社会共通の費用」であり、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現する」（国税庁レポート）である。しかし、21年度（予算）における歳出 88.5 兆円、租税収入 46.1 兆円のうち、納税者の“自発的な納税義務の履行”により納付される申告所得税は 2.9 兆円、法人税は 10.5 兆円にとどまっている。そして、納税額の多くは高額所得申告者⁽¹⁾・大規模法人に集中している。

そこで、歳入調達機能、所得再配分機能の面からは制約がある中、わが国の税制・税務行政をどのように考えればよいかという問題提起を考えてみた。

- * 21年度税制改革法附則（附則第 104 条 3 項）は、税制抜本改革の基本的方向性について規定している。本稿のテーマとの関連では、高所得者の税負担の引き上げ（一号）、課税ベース拡大とともに法人の実効税率引き下げの検討（二号）、納税者番号制度の導入の準備（六号）、が規定されている。

アプローチ

第一部として、高額所得申告者（申告所得税）及び大規模法人（法人税）について実証的な研究を行った。納税額の集中のほか、近年の社会的な関心にかんがみ、これらの納税者は税務行政にとって特に重要な対象と考えたからである⁽²⁾。

-
- (1) 多額の所得・資産を有する個人を指して一般に高額所得者或いは富裕層等と呼ばれている。米国（IRS の報告書）で“high-income tax returns”としていることを参考に、本研究では「高額所得申告者」と呼ぶこととする。
 - (2) いわゆる富裕層（Net high wealth individuals）については、OECD でも議論が行われている。大規模法人については、わが国の国税局特官室、米国の LMSB（大規模法人局）など、各国とも課税庁の機構上特別な対応をしている。大規模法人課税機構についての比較制度論的な資料としては、The Commonwealth Association of Tax Administrations 「Implementing Large Taxpayers Units」（2006）や IMF 「Improving

第一部の実証的な分析の狙いは、①高額所得申告者（個人）の特徴をおおまかに把握すること、②個人・法人の実効税負担率⁽³⁾を引き下げる要因が何であるか探ること、そして、③法人については、企業会計上の利益と税法上の課税所得の差が存在するのか、存在するとすればそれは何に由来するのかといった点について検討すること、である。

また、米国（IRS）では各年の所得税の申告上位 400 人を対象とした実証的な分析が公表されていることから、わが国においても同様の項目について分析を行うことで、日米のスーパーリッチの申告（Top400 申告）の比較を試みた。

第二部では、租税回避への税法の適用を巡り、主に税務調査官と納税者間で議論する場面を念頭に置いて、紛争の未然防止や争点の絞り込み資する観点から考察を行った。

なお、国税庁は法執行機関であるが、適正な課税は法の厳格な適用だけで達成し得るものでないことは、経験則に照らして多くの人々が感じていることであろう。国民の行動原理や意識を踏まえ、制度や執行の在り方を探求することは、困難だが価値のある営みということができよう。そこで、米国における法と社会規範を巡っての議論（人々が自主的に申告を行うのは、社会規範に従っていることについての“シグナル”を社会の他の構成員に発しているからであるとする「シグナル理論」）をてがかりに、納税協力のメカニズムに関する理論について実験的な検討を行った。

税務行政のあり方を考える際の参考になる点も多いと思われるので、附録として最後に付け加えることとした。

Large Taxpayers' Compliance」(2002) など。

(3) 個人については、源泉所得税控除前・外国税額控除後の算出所得税額の合計所得金額（分離課税所得が含まれる）に対する割合。法人については、税額控除後の算出法人税額の課税所得金額に対する割合。

第一部 高額所得申告者、大規模法人の納税行動 についての実証的な分析

第1節 高額所得申告者の納税行動

1 分析に用いた資料と対象のイメージ

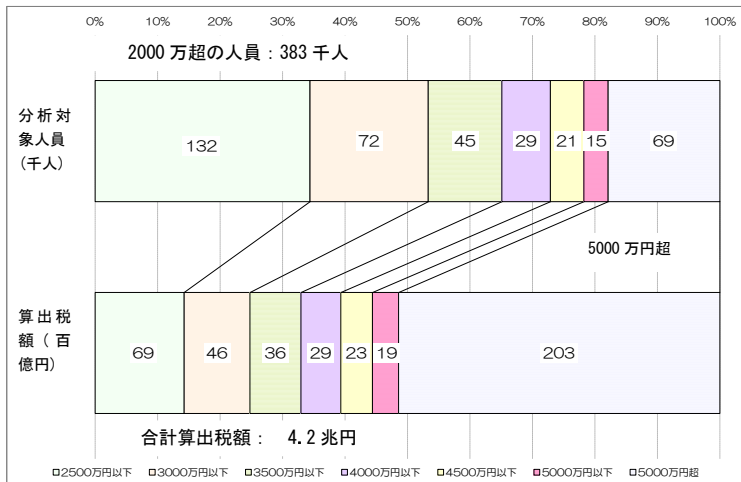
分析には原則として2007年分の確定申告実績を用いた⁽⁴⁾。

①高額所得者の全体像を捉えるための基礎資料としては、合計所得金額(分離課税される所得が含まれる)が2千万円を超える者(38.3万人)のデータを用いた。本稿では、このグループを「高額所得申告者」と定義している。

これは確定申告書を提出した人員2,362万人の1.6%の人数にすぎないが、算出税額ベースでは半分(50.3%)を納税している。

合計所得金額が2千万円を超える申告事績を、合計所得金額階級別に7区分し、各階級の人員数と算出税額合計を示すと次のようになる。

図表1 合計所得金額階級別の人員数・合計算出税額 (2007)



(4) 本研究において、別途表記されていない資料はすべて税務大学校研究部調べによる。

図表 1 によると、合計所得金額 5 千万円超の者（約 7 万人）が合計所得金額 2 千万円超の算出税額合計の半分（48.3%）を占めていることが分かる。

②そこで、高額所得申告者の納税行動をより明確に知るために、合計所得金額 5 千万円超の者グループについて検討する。本稿では、便宜上、このグループを「リッチ」と定義しておく。連年このカテゴリーに該当する人は、いわゆる“富裕層”のイメージに重なる人々であろう。

③さらに、米国との比較を行うため、各年において合計所得金額の申告額が上位 400 人の者のグループについて検討した。この水準に達するには、年によって異なるが 6 億円から 10 億円程度の所得が必要である。本稿では、便宜上、このグループを「スーパーリッチ」と定義しておく。いわゆる“ビリオネア”のイメージである。

図表 2 本研究における対象者の定義（個人）

	合計所得金額	人数（2007）
①高額所得申告者	2000 万円超	38.3 万人
②リッチ	5000 万円超	6.9 万人
③スーパーリッチ	TOP400	400 人

2 高額所得申告者のおおまかな特徴

（1）年齢

国勢調査による平成 17 年度の全人口（127 百万人）に対する 65 歳以上人口（26 百万人）の割合は 20%、平成 17 年分の確定申告書を提出した者（23 百万人）に対する 65 歳以上の者（8 百万人）の割合は 36%であった⁽⁵⁾。

合計所得金額が 2 千万円を超える者について、25 歳～74 歳の世代を 10 歳年齢階層別に区分し、各合計所得金額階級における各年齢階層別の構成

(5) 小野和人「高齢化社会の進展に伴う確定申告書提出件数の将来予測」税大ジャーナル 9 号(2008. 10) 185 頁グラフ 2 参照。

比率を求め、各年齢階層において上位3つの値を太字で示すと次のようになる。(図表3)

図表3 高額所得申告者の合計所得金額階級別年齢階層別シェア (2007)

		年 齢 別 階 層							件数
		～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～	
合計所得金額階級	2000万円超2500万円以下	0.07%	1.96%	12.08%	23.76%	33.77%	17.54%	10.81%	127,686
	2500万円超3000万円以下	0.09%	1.86%	10.92%	22.47%	33.50%	18.92%	12.24%	69,442
	3000万円超3500万円以下	0.10%	1.86%	9.99%	21.66%	33.46%	20.23%	12.70%	43,098
	3500万円超4000万円以下	0.14%	1.70%	9.98%	21.45%	32.29%	20.81%	13.64%	28,400
	4000万円超4500万円以下	0.16%	1.73%	9.95%	20.79%	32.04%	20.83%	14.50%	19,996
	4500万円超5000万円以下	0.14%	1.95%	9.52%	20.58%	31.73%	21.06%	15.01%	14,595
	5000万円超6000万円以下	0.12%	1.66%	9.98%	20.42%	31.01%	21.23%	15.59%	19,145
	6000万円超7000万円以下	0.14%	1.84%	9.48%	20.05%	30.04%	21.72%	16.73%	11,946
	7000万円超8000万円以下	0.20%	2.27%	9.99%	19.35%	28.92%	22.19%	17.08%	7,841
	8000万円超9000万円以下	0.40%	2.02%	9.81%	19.82%	29.17%	21.47%	17.30%	5,248
	9000万円超1億円以下	0.23%	2.16%	10.05%	17.97%	28.33%	22.33%	18.93%	3,851
	1億円超1億5000万円以下	0.26%	2.28%	11.23%	17.87%	27.26%	22.38%	18.72%	9,289
	1億5000万円超2億円以下	0.35%	2.18%	10.50%	18.00%	26.17%	22.40%	20.39%	3,389
2億円超3億円以下	0.27%	2.42%	10.75%	17.79%	26.62%	23.14%	19.00%	2,558	
3億円超4億円以下	0.28%	3.02%	11.43%	17.37%	24.17%	23.04%	20.68%	1,059	
4億円超5億円以下	0.74%	3.15%	12.43%	16.88%	25.23%	23.56%	18.00%	539	
5億円超10億円以下	0.36%	3.25%	13.01%	16.14%	28.67%	20.36%	18.19%	830	
10億円超	0.74%	3.23%	12.66%	21.09%	26.30%	20.10%	15.88%	403	
合計所得金額2000万円超全体	0.12%	1.91%	10.91%	22.01%	32.56%	19.45%	13.03%		

(注) 年齢が不明の者は除かれている。

これをみると、年金受給世代である65歳以上の高額所得申告者は32.48%であり、高額所得申告者の3分の1を占めている⁽⁶⁾。高額所得申告者の割合が最も高い世代は55歳～64歳の階層で32.56%であった。

なお、45歳未満の若い世代の方の出現傾向は所得が非常に大きな階級(4億円超)において高くなっている。

(6) 橋本俊詔教授及び森剛志教授は、2000-2001年と連続して年間納税額3000万円以上(所得金額では1億円程度以上)を申告した者6000人を対象にアンケート調査等を行い、年齢と所得の相関関係は見られなかったと報告している。橋本俊詔・森剛志共著「日本のお金持ち研究」日経ビジネス文庫(2008)164頁。本研究における日本の高額所得申告者の分析でも、年齢が上がると所得も大きくなるといった相関関係は存在しないことが確認されたが、むしろ印象的なのは高額所得申告者に占める年金受給世代の比率が所得階級を問わず高い傾向にあることである。

図表 4 スーパーリッチと高額所得申告者の比較（年齢階層別シェア）

年齢階層	～34	35-44	45-54	55-64	65-74	75-
高額所得申告者(2千万超)	2.1%	10.7%	21.2%	32.2%	19.2%	14.5%
スーパーリッチ(03-07年単純平均)	4.7%	13.8%	17.5%	27.9%	21.2%	14.9%

(2) 居住地

高額所得申告者の居住地（納税地）は東京に集中している。2007年において、高額所得申告者（約38万人）の申告が5%以上ある税務署は、全国に17税務署（約4万3千人）あるが、そのほとんどが東京である。

スーパーリッチの半分以上が東京国税局管内に居住している。次いで、大阪国税局管内に15%程度居住している。（図表5）

図表 5 スーパーリッチの居住地（国税局別）

	2003	2004	2005	2006	2007
東京	235	268	258	256	246
関東信越	20	18	20	20	19
大阪	60	55	51	51	63
札幌	10	2	6	6	4
仙台	2	2	4	6	3
名古屋	41	28	35	24	29
金沢	3	3	4	6	4
広島	8	8	7	9	10
高松	1	3	3	1	3
福岡	18	9	7	9	13
熊本	1	2	3	1	5
沖縄	1	2	2	1	1

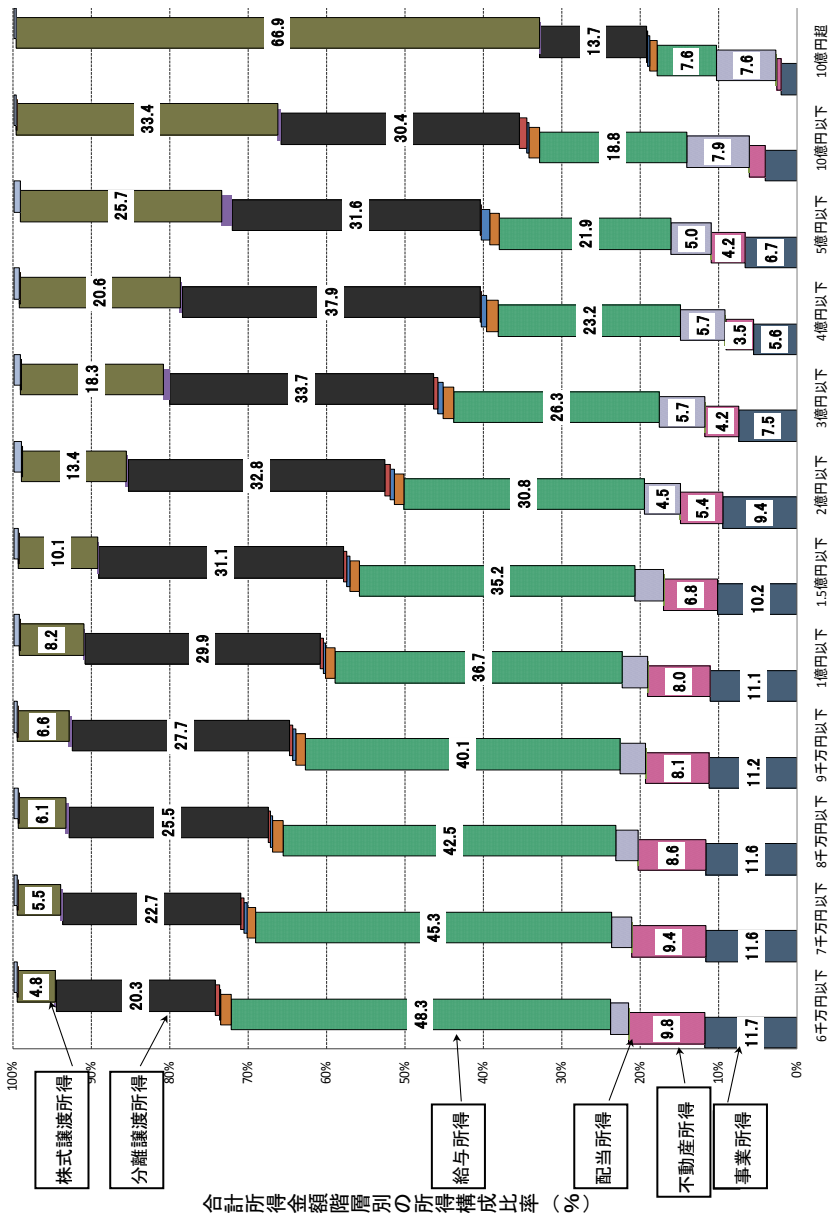
(3) 所得構成

合計所得金額が5千万円を超える“リッチ”の所得構成比をみると、給与所得の比率が高い特徴がある。次いで、分離譲渡所得、株式譲渡所得の構成割合が高く、事業・不動産所得の割合は15%程度と低い⁽⁷⁾。

合計所得金額階級が高くなればなるほど、株式譲渡益所得の構成割合が累増的に大きくなり、配当所得の構成割合も高まっている。（図表6～7）

(7) 橋木教授及び森教授は、お金持ち（所得1億円超）の職業にはオーナー企業家と開業医が多いと指摘している。前掲注(6) 橋木・森「日本のお金持ち研究」24頁。

図表6 リッチの所得構成（合計所得金額階級別）（2007）



(図表6のデータ) リッチの所得構成 (合計所得金額階級別) (2007)

(%)

	5-6万円 以下	7万円 以下	8万円 以下	9万円 以下	1億円以下	1.5億円以下
退職所得	0.5	0.5	0.6	0.5	0.7	0.7
山林所得	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
株式等譲渡所得	4.8	5.5	6.1	6.6	8.2	10.1
商品先物取引所得	0.2	0.3	0.3	0.4	0.2	0.2
分離譲渡所得	20.3	22.7	25.5	27.7	29.9	31.1
一時所得	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5
総合譲渡所得	0.2	0.3	0.2	0.4	0.2	0.3
雑所得	1.3	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2
給与所得	48.3	45.3	42.5	40.1	36.7	35.2
配当所得	2.3	2.6	2.8	3.2	3.2	3.6
利子所得	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
不動産所得	9.8	9.4	8.6	8.1	8.0	6.8
事業所得	11.7	11.6	11.6	11.2	11.1	10.2

	2億円以下	3億円以下	4億円以下	5億円以下	10億円以下	10億円超
退職所得	1.0	0.9	0.7	0.9	0.4	0.3
山林所得	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
株式等譲渡所得	13.4	18.3	20.6	25.7	33.4	66.9
商品先物取引所得	0.3	0.7	0.3	1.3	0.4	0.0
分離譲渡所得	32.8	33.7	37.9	31.6	30.4	13.7
一時所得	0.6	0.5	0.2	0.2	0.8	0.1
総合譲渡所得	0.5	0.7	0.6	1.1	0.4	0.3
雑所得	1.2	1.3	1.5	1.2	1.3	0.9
給与所得	30.8	26.3	23.2	21.9	18.8	7.6
配当所得	4.5	5.7	5.7	5.0	7.9	7.6
利子所得	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
不動産所得	5.4	4.2	3.5	4.2	2.0	0.5
事業所得	9.4	7.5	5.6	6.7	4.1	2.1

(注) 本稿で「リッチ」とは合計所得金額 5000 万円超の者のこと。

図表7 リッチの所得構成 (全体) (2007)

退職	山林	株式等 譲渡	商品先 物取引	分離 譲渡	一時	総合 譲渡	雑	給与	配当	利子	不動産	事業
0.6%	0.0%	19.9%	0.3%	26.3%	0.4%	0.4%	1.2%	31.8%	4.5%	0.1%	6.0%	8.6%

(4) 各種控除の利用

課税所得金額ないし納付税額を減少させる要素として、所得控除、税額控除がある。そこで、高額所得申告者に特徴的な控除項目は何か検討した。

まず、国税庁が公表している申告所得税の標本調査（平成19年分）の所得控除表及び税額控除表により、申告により納付税額があった者（7,768千人）について各種控除の適用状況を確認すると、医療費控除、寄付金控除及び配当控除の適用率は、合計所得金額階級が高くなればそれに比例して高くなることが分かった。（図表8）

図表8 各種控除の利用割合（全申告者）（2007）

	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	寄付金控除	配当控除	件数
70万円以下	0.1%	8.2%	62.8%	0.4%	0.6%	242,742
100万円以下	0.1%	14.8%	83.3%	0.8%	0.8%	390,499
150万円以下	0.1%	20.8%	91.1%	1.0%	0.9%	951,198
200万円以下	0.0%	22.8%	95.0%	1.2%	1.3%	1,104,562
250万円以下	0.0%	23.8%	96.5%	1.2%	1.8%	952,249
300万円以下	0.1%	26.8%	96.2%	1.6%	2.4%	639,243
400万円以下	0.1%	31.2%	96.8%	1.9%	3.2%	850,498
500万円以下	0.1%	30.0%	96.8%	2.2%	4.3%	561,957
600万円以下	0.1%	29.9%	96.2%	3.4%	5.1%	395,575
700万円以下	0.2%	32.6%	98.1%	3.2%	5.6%	299,988
800万円以下	0.1%	32.0%	97.5%	4.6%	6.1%	225,141
1,000万円以下	0.1%	33.3%	97.8%	4.5%	6.9%	302,305
1,200万円以下	0.1%	32.6%	97.2%	6.2%	7.8%	193,365
1,500万円以下	0.2%	35.7%	97.5%	7.9%	10.2%	188,951
2,000万円以下	0.0%	36.4%	96.9%	9.1%	12.3%	178,269
3,000万円以下	0.4%	40.2%	97.5%	11.4%	16.2%	143,173
5,000万円以下	0.0%	37.3%	96.5%	13.2%	21.0%	88,651
5,000万円超	0.0%	41.7%	94.7%	16.2%	25.9%	60,318
	0.1%	26.5%	94.1%	2.6%	3.8%	7,768,684

（出所）申告所得税標本調査（平成19年分）に基づき筆者作成。なお、利用割合は、各所得階級毎の申告件数に対する各種控除を利用した申告件数の割合（図表9も同じ）。

（参考1）社会保険料控除については、他の項目と異なり、合計所得金額2000万円超の階級において所得が増えるほど利用率が下がる傾向が見られる。ただし、所得階級の極めて高いグループほど申告件数が減るので、比率でみたとき少数の人々の動向の影響を受けやすくなるのかもしれない。あるいは、いわゆるリバタリアン⁽⁸⁾

(8) リバタリアンとは、福祉国家の集産主義的傾向に強い警戒を示し、国家の干渉に対して個人の不可侵の権利を擁護する自由主義者のこと。

的な志向を持つと仮定することも可能かもしれない。いずれにせよ理由については不明である。

(参考2) なお、政党等寄付金特別税額控除の利用状況(2007)は以下のとおり。

	件数		最大 利用金額	平均利用金 額(円)	中央値(円)
	(うち5万円 超の件数)				(上段)全体 (下段)5万円超
適用申告件数 (全申告者)	26,184	4,335	6,184(千円)	36,417	14,088
					99,000
上のうち給与 所得のみの申 告件数	7,881	1,967	1,491(千円)	47,316	21,600
					98,300

次に、確定申告実績に基づき合計所得金額が5千万円を超える“リッチ”による各種控除の利用状況を検討した。

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除の適用状況をみると、合計所得階級が大きくなるにつれて利用率が高くなる項目は、①寄付金控除、②配当控除、③外国税額控除であることが分かった。(図表9)

図表9 各種控除の利用割合(リッチ)(2007)

合計所得金額階級	(%)					
	雑損	医療費	社保	寄付金	配当	外税
5-6千万円以下	0.0	40.3	96.0	15.5	20.8	1.0
7千万円以下	0.1	41.6	95.9	16.2	22.3	1.1
8千万円以下	0.0	41.1	95.3	15.3	22.7	1.5
9千万円以下	0.1	41.8	94.6	15.1	21.8	2.0
1億円以下	0.0	41.8	94.8	16.8	22.1	2.2
1.5億円以下	0.1	42.5	94.5	16.8	24.7	2.8
2億円以下	0.0	44.5	93.4	17.5	28.2	3.6
3億円以下	0.1	44.4	93.3	18.2	30.3	4.4
4億円以下	0.2	46.4	92.5	19.0	31.5	4.4
5億円以下	0.0	45.1	93.1	20.8	30.7	6.0
10億円以下	0.0	46.1	91.8	19.2	32.8	7.0
10億円超	0.0	44.8	93.8	25.0	47.4	8.1

さらに、寄付金、配当、外国税額控除の3つについて、合計所得階級別に平均値と最大値をみると、高額の利用例も存在している。(図表10)

図表 10 各種控除の平均・最大利用金額（リッチ）（2007）

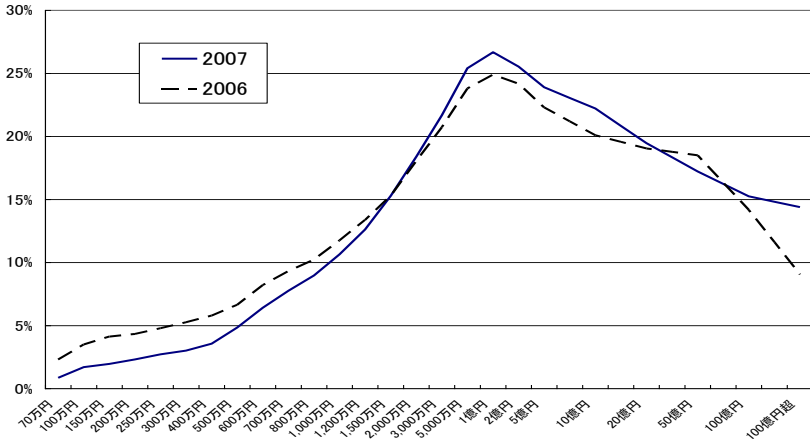
（単位：万円）

合計所得金額階級	寄附金控除		配当控除		外国税額控除	
	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
5～6千万円	58	2,354	31	1,783	251	3,615
6～7千万円	76	2,770	38	996	203	2,047
7～8千万円	65	3,137	46	1,092	298	2,502
8～9千万円	95	3,572	62	842	312	2,040
9千万円～1億円	92	3,779	67	819	302	3,682
1～1.5億円	130	5,561	84	765	506	5,840
1.5億円～2億円	247	7,699	137	1,184	957	12,180
2～3億円	256	10,750	220	2,979	1,054	11,149
3～4億円	456	13,623	294	2,198	1,072	9,939
4～5億円	389	16,264	320	2,348	1,756	16,717
5～10億円	646	31,426	778	4,839	2,056	24,783
10億円超	1,981	100,000	1,996	58,767	3,071	25,865

(5) 所得税の負担割合

所得税の実効負担割合を、算出税額の合計所得金額に対する割合として捉えた場合、5千万～1億円あたりをピークに次のようなカーブを描く。所得税の実効負担割合は一見“累退的”なものにみえる。（図表 11）

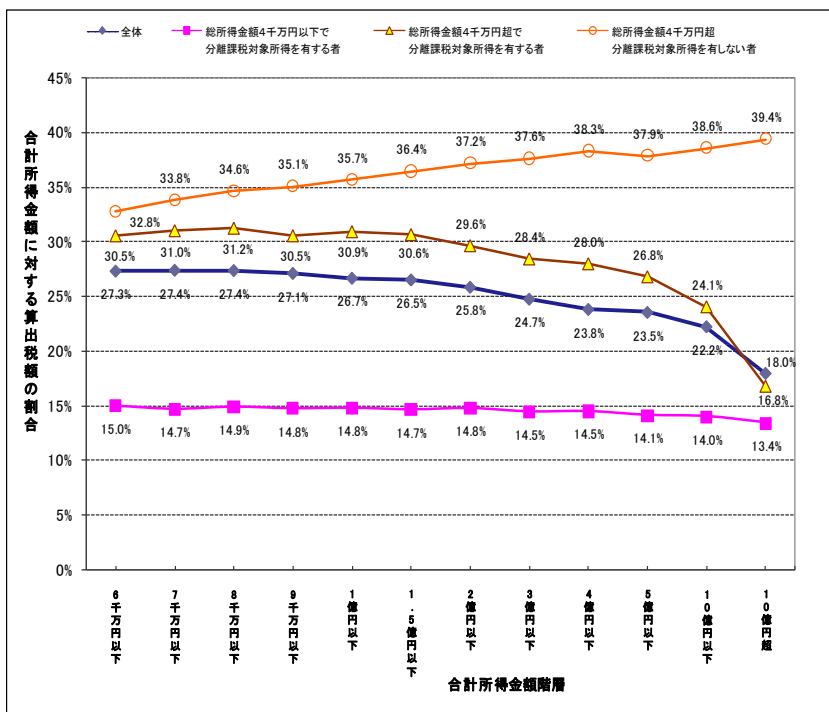
図表 11 合計所得金額階級別所得税の実効負担割合



(出所) 申告所得税標本調査（国税庁ホームページ）に基づき筆者作成

しかし、内訳を細かくみると累進構造事態は存在しており、分離課税所得を有しないグループの税負担は所得に比例して累進的であるが、分離課税とされる所得（主に資産所得）⁽⁹⁾を持つ納税者グループの税負担が1億円を境に大きく右肩下がりのため、両者が合成されて全体を引き下げることが観察された。（図表 12）

図表 12 リッチの実効税負担率（2007）



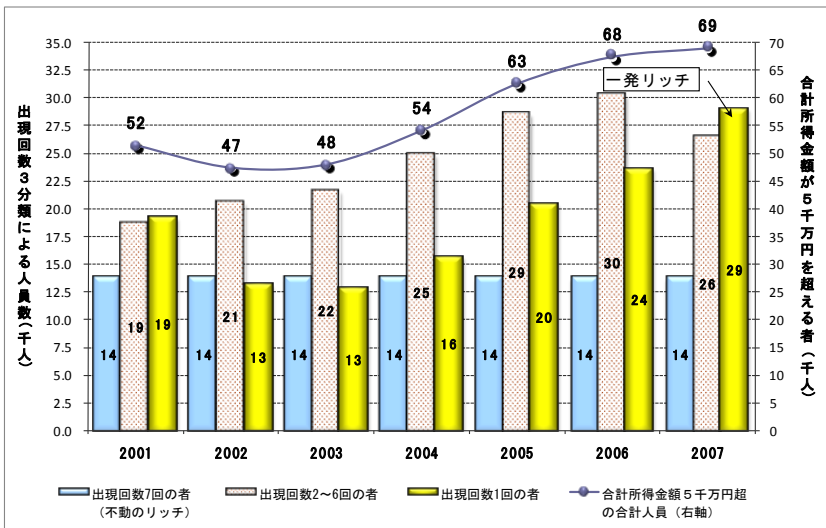
(9) シャープ税制とその後における資産所得課税が、戦後復興・経済成長のため資本蓄積を重視したものであったことについて、石弘光、水野勝、秦邦明による対談「税制改革の回顧と展望」（租税研究（2009.1）16頁で触れられている。

(6) ”リッチ”の出現頻度

合計所得金額が5千万円を超えるような“リッチ”と呼べる人々の出現頻度を見ると、近年、このカテゴリーに該当する人々は増加しており、その主な原因は1回限りの人々（“一発リッチ”と仮称する）の増加によるものである。しかし、連年多額の申告をする人々（“不動のリッチ”と仮称する）も多い。こうした人々は、いわゆる‘富裕層’（一般に、金融資産1億円以上を保有する人として定義される）のイメージに重なる人々である。 (図表13)

図表13 リッチの出現頻度 (2001-2007)

=合計所得金額5千万超の者の出現状況=



(注) ‘不動のリッチ’は、不動産リッチではなく、常連のイメージ。

(7) 出現頻度と所得構成の違い：不動のリッチ vs 一発リッチ

不動のリッチと一発のリッチでは、所得構成が違う特徴がある。

図表14と図表15は、不動のリッチと一発リッチの所得構成の特徴をみ

たものである。これによると、不動産のリッチは給与所得、不動産所得、配当所得の組み合わせを持つ者の割合が多く、一発リッチは分離長期譲渡所得を持つ者が多い。

(参考) 税理士関与

税理士には、税理士法（第1条）に基づき、税法に規定された納税義務の適正な実現を図る法令上の使命が課されている。

また、国税庁の事務運営においても、税理士業務の適正な運営の確保に努めることが掲げられているなど、申告納税制度の理念の具体的な実現において重視している⁽¹⁰⁾。

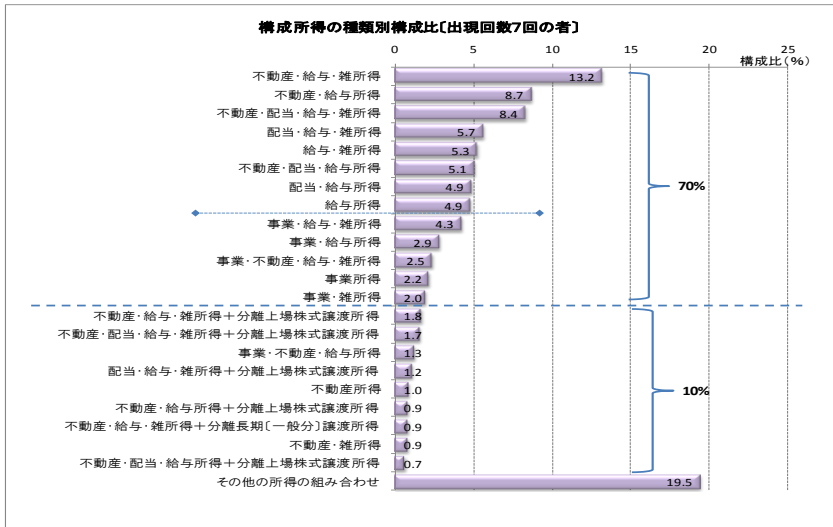
職業会計人等の役割を重視する傾向は、諸外国において近年高まっている⁽¹¹⁾。

税理士関与状況を見ると、スーパーリッチクラスでも4人に1人には税理士の署名がない申告となっている。

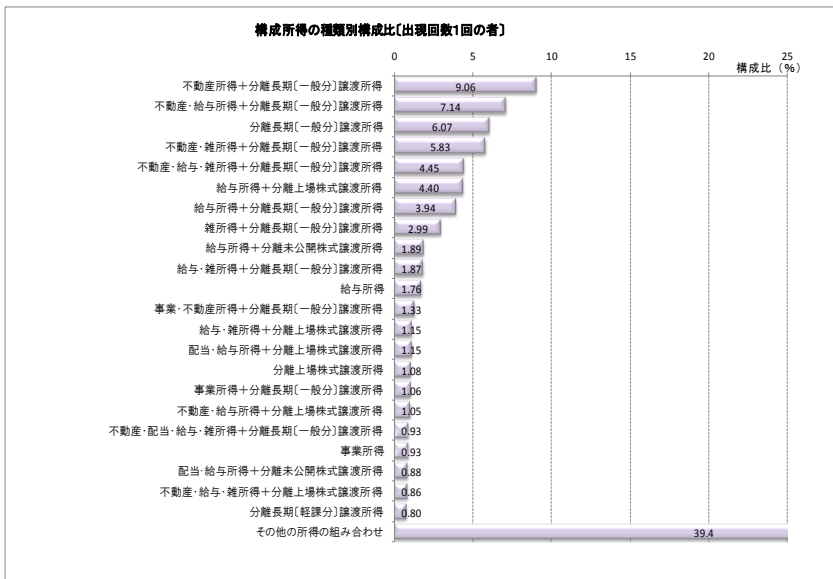
(10) 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（財務省訓令第12号）第4条三

(11) 例えば、IRS 中期計画（2009-2013）においてとりあげられている。IRS「Strategic Plan」www.irs.gov/pub/irs-pdf/p3744.pdf。

図表 14 ‘不動のリッチ’の所得構成 (2007)



図表 15 ‘一発リッチ’の所得構成 (2007)



3 日米スーパーリッチ（TOP400）の申告実績の比較

日本においては2003～2007年、米国においては2002～2006年の各5年間の申告所得金額が上位400番目までに入る申告について比較を行った⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

また、高額所得申告者の納税行動から節税・租税回避行動を窺い知ることができないかについても検討した。

(1) TOP400に入るために必要な所得

TOP400（スーパーリッチ）に入るために最低必要な所得（基準金額）は、米国においては調整課税所得金額（AGI）5400万～1億1千万ドルが（50～100億円位のイメージ）、日本においては合計所得金額が6～10億円がそれぞれスーパーリッチに該当するための基準とされる（cut off 金額）。（図表16）

図表 16 スーパーリッチに該当するための最低所得金額

米国（千ドル）			日本（百万円）		
	基準金額	平均金額		基準金額	平均金額
2002	47,489	104,059	2003	582	1,188
2003	54,721	131,242	2004	787	1,707
2004	74,546	172,777	2005	1,015	2,639
2005	100,307	213,914	2006	1,062	2,707
2006	110,602	263,306	2007	1,038	2,836

(2) 納付税額・平均税負担率

納付税額ベースでみたときの平均税負担率（税額控除後）は、日米とも16～20%程度で類似している。（図表17）

(12) 米国では、20万ドルの調整課税所得金額を申告した納税者について1978年以降実証的な分析が行われている。また、1992年以降については金額基準で上位400人の納税者グループの申告状況について分析が行われている。

(13) 日本については各年の確定申告実績、米国についてはIRS「The 400 Individual Income Tax Returns Reporting the Highest Adjusted Gross Income Each Year (1992-2006)」によった。

図表 17 スーパーリッチの納付税額・平均税負担率

米国 (千ドル)				日本 (百万円)			
	合計	平均	平均税負担%		合計	平均	平均税負担%
2002	9,522,648	23,807	22.88	2003	98,777	246	20.78
2003	10,250,277	25,626	19.53	2004	116,975	292	17.12
2004	12,550,332	31,376	18.16	2005	165,497	413	15.67
2005	15,599,966	39,000	18.23	2006	168,476	421	15.55
2006	18,086,563	45,216	17.17	2007	199,804	499	17.60

(注) 平均税負担率は、税額控除後の税額の調整合計所得金額(米)又は合計所得金額(日)に対する割合。

(3) 限界税率別申告数

次に、日米 TOP400 の申告について限界税率別でみると、次のような分布になっている。最高税率が適用される申告数は、日本が 302 件、米国が 252 件(いずれも単純平均)であり、最高税率が適用される例は、日本の方が米国に比べ 50 件も多くなっている。(図表 18)

この限りにおいては、わが国はスーパーリッチに所得税が本来予定している超過累進税率による租税負担を求める傾向があると言い得るのではないかと。

図表 18 スーパーリッチの限界税率別申告件数

日本	0%	5%	10%	20%	23%	33%	40%
2003	39	10	7	11	2	27	304
2004	21	10	6	11	14	27	311
2005	34	8	3	17	8	31	299
2006	34	5	5	12	15	25	304
2007	27	8	7	20	9	35	294
(課税所得金額)		~195万	~330万	~695万	~900万	~1800万	1800万超
米国	0~25%未満					26~28%	35%以上
2002	40					85	275
2003	53					84	263
2004	51					102	247
2005	50					107	243
2006	27					140	233

(注) なお、ここでいう課税所得金額は課税総所得金額のことであり、限界税率 0% のスーパーリッチも分離課税の所得税を納税していることに留意すること。

(4) 所得項目における特徴

所得項目をみると、日米に共通した点として、給与所得の割合や譲渡所得（株式譲渡所得）の割合が大きい点、事業所得の割合が低い点といった特徴がみられる。

一方、金融資産所得については、米国ではスーパーリッチの全員が利子・配当所得の申告があるが、日本では利子所得（例えば源泉分離課税の対象とならない海外預金口座の利子）の申告があるスーパーリッチは1割に満たない。また、配当所得の申告のあるスーパーリッチは5割程度となっている。

(図表 19)

米国については、スーパーリッチの75%余りが外国税額控除を利用しており、国外所得も申告に含まれていると推察される。なお、わが国のスーパーリッチの外国税額控除利用は1割以下である。(図表 20)

図表 19 スーパーリッチの所得項目における特徴

	米国(2006)			日本(2007)		
	件数	合計金額	平均金額	件数	合計金額	平均金額
給与	334	7,806,073	23,371	350	86,645	247
利子	400	8,167,563	20,419	38	912	24
配当	400	7,894,647	19,737	201	83,861	417
譲渡	400	66,904,372	165,236	265	767,566	2,896
事業	74	661,172		黒字	24	23,338
				赤字	7	-99

(5) 控除項目における特徴

控除項目については、所得項目（前述）に比べ、日米の共通点は少ない。

米国においては、寄付控除（ほぼ全員が利用）⁽¹⁴⁾、外国税額控除（4人のうち3人が利用）の利用が多いのに対し、日本においては寄付控除（4人のうち1人程度の利用）、外国税額控除（利用は1割以下）の利用割合は低く、両国で顕著に異なっている。(図表 20)

(14) IRS 中期計画（2009-2013）は、法執行活動の重点項目の一つとして、非課税公益法人調査をあげている。IRS・前掲注（11）「Strategic Plan」。

図表 20 スーパーリッチの控除項目における特徴

	米国(2006)			日本(2007)		
	件数	合計金額	平均金額	件数	合計金額	平均金額
寄付	393	9,692,724	24,663	99	2,074	20
外国税額	321	821,302	2,559	33	1,008	30

(6) スーパーリッチの出現頻度

米国においては、毎年の TOP400 申告者の 4 割程度がその年初めて登場する者であるが、日本においては 2 割程度であり、その限りにおいては日本の方が安定的に登場する者の割合が多いように思われる。

もっとも、米国はベースとなる期間が 1992 年～2006 年の 15 年間であるのに対し、日本は 2003～2007 年の 5 年間の申告実績に基づく結果なので、両者を直接比較することはできない。

4 節税・租税回避行動との関係

(1) スーパーリッチのタックスプランニング (米国)

節税・租税回避などタックスプランニングにおける典型的な手法の一つとして、黒字の所得と赤字の所得の間における損益通算がある⁽¹⁵⁾。

そこで、データから損益通算による節税等の痕跡をどの程度見出すことができるか検討した。

米国においてはパートナーシップや S 法人所得の赤字を申告する例が多く (約 4 割)、平均 10 数億円もの赤字が申告されているなど、タックスシ

(15) わが国でも、個人の納税者による船舶リースや航空機リースの損益通算を利用した節税スキームが成功している。①船舶リース事件 (名古屋高判 H19.3.8) では、ケイマン法に基づくリミテッドパートナーシップにより船舶賃貸事業を行い、不動産所得の減価償却費として投資家である有限責任パートナーの所得と損益通算する節税スキームが争われ、国が敗訴している (確定)。②航空機リース事件 (名古屋高判決 H17.10.27) では、民法組合により航空機の賃貸事業を行い、不動産所得の減価償却費として投資家である組合員の所得と損益通算する節税スキームが争われ、国が敗訴している (確定)。なお、平成 17 年度改正及び 19 年度改正で、民法組合や信託を通じたリース等から生ずる損失を利用した個人 (組合等の執行責任者を除く) の租税回避を封ずるための個別的否認既定が導入されている (租特 41 条の 4 の 2)。

ェルターの利用や租税回避が広く行われている可能性があると言い得るように思われる⁽¹⁶⁾。

他方、日本については、不動産所得の赤字申告割合はそれほど高くない。

赤字の損益通算の対象となり得る所得として事業所得・不動産所得を想定した場合、今回の検討の範囲からは、わが国でタックスシェルターが幅広く利用された痕跡をデータ上見出すまでには至らなかった⁽¹⁷⁾。(図表 21)

図表 21 スーパーリッチによる赤字所得の損益通算

米国

パートナーシップ・S法人所得(純益) (千ドル)

	件数	合計金額	平均金額
2002	205	6,962,676	33,964
2003	213	8,041,129	37,752
2004	186	9,886,476	53,153
2005	252	14,951,290	59,331
2006	228	15,134,921	66,381

パートナーシップ・S法人所得(純損失)

	件数	合計金額	平均金額
2002	167	-1,797,180	-10,762
2003	160	-1,581,495	-9,884
2004	189	-1,727,217	-9,139
2005	135	-1,741,938	-12,903
2006	166	-2,827,995	-17,036

日本

事業所得(赤字) (百万円)

	件数	合計金額	平均金額
2003	7	-18	-2
2004	8	-369	-46
2005	12	-1,473	-122
2006	9	-1,316	-146
2007	7	-99	-14

不動産所得(赤字)

	件数	合計金額	平均金額
2003	48	-1,067	-22
2004	33	-533	-16
2005	46	-1,493	-32
2006	29	-943	-32
2007	29	-1,013	-34

(2) スーパーリッチにおける総所得金額ゼロの背景 (日本)

スーパーリッチ (合計所得金額が6~10億円)なのに、総所得金額がゼロになる場合、すなわち超過累進税率の適用がない申告が各年において20

(16) IRS 中期計画 (2009-2013) は、いわゆる構成員課税 (パススルー課税) とする組合・パートナーシップ等によるタックスシェルターを通じた租税回避への法執行活動を重点活動目標の一つとして掲げている。IRS・前掲注 (11) 「Strategic Plan」。

(17) 高額所得者の所得構成における分離課税所得の比率が高いわが国においては、損益通算による課税所得圧縮のインセンティブは米国ほど大きくないのかもしれない。しかし、わが国でも①「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」の提出枚数が1,725枚 (2007.6) から9,747枚 (2008.6) に急増している、②非常に高額不動産所得の赤字の申告例もみられる (総所得金額23億円のところ6億5千万円の不動産所得の赤字を申告している例など) といったことを観察することができる。(税務大学校研究部調べ)。

～40 件あまり存在している。その背景についてこれら申告（2003～2007 年に計 155 件）を単純に合計して検討したところ、99%あまりが分離課税の影響によることを確認できた。（図表 22）

もつとも、寄付金控除、事業所得及び不動産所得の赤字の損益通算の影響も一部存在するものと推察される。（図表 23）

図表 22 スーパーリッチにおける総所得金額 0 円の背景

	件数	155	百万円	構成割合
総合課税	黒字所得		5965	1.4%
	赤字所得		-3705	-0.9%
分離課税			423139	99.1%
合計所得金額			426881	100.0%
所得控除			3707	0.9%
課税総所得金額			0	

図表 23 スーパーリッチにおける総所得金額 0 円の背景（詳細）

総所得金額が0円 2003～2007年の単純合計		備考	(百万円)	
			合計所得金額	に対する割合
件数(延べ)	155			
営業	-2,677	総合(赤字)	雑損控除	0
農業	-7		医療費控除	35
不動産	-1,021		社会保険料控除	66
利子	2		小規模企業共済等	3
配当	4,045	総合(赤字)	生命保険良好所	3
給与	1,591		損害保険料控除	0
雑	263		寄付金控除	3,478
譲渡(短期)	18		勤労学生障害者控	2
譲渡(長期)	19		老年者寡婦夫控除	1
一時所得	27		配偶者控除	15
①総所得金額	2,891		配偶者特別控除	1
商品先物	132		扶養控除	39
分離短期	879		基礎控除	58
分離長期(一般)	140,833		所得控除合計	3,707
分離長期(特別)	4,486		課税総所得金額	0
分離長期(軽課)	15,621	算出合計税額	51,615	12.1%
株式譲渡(未公開)	175,153	配当税額控除	211	
株式譲渡益(上場)	84,848	差引所得税額	51,805	
山林	140	外国税額控除	1,160	
退職	1,047	政治献金税額控除	0	
②分離課税分合計	423,139	特別減税	24	
③合計所得金額	426,881	(外税後の算出合計税額)	50,991	11.9%
		源泉徴収税	2,391	
		申告納税額	48,600	

(3) リッチ・スーパーリッチのタックスプランニング（日本）

次に、積極的なタックスプランニング等に利用しうる項目として、さしあたり、①不動産所得の赤字申告並びに②利子所得の申告状況及び外国税額控除の利用状況（重回帰分析から、両者の間に相関関係があることが分かっている）に注目し、わが国の確定申告事績を検討してみた。（図表 24）

まず、不動産の赤字申告は、スーパーリッチとリッチ（5千万超）クラスで利用割合に大きな隔たりはなく、わが国では不動産所得の赤字との損益通算はポピュラーな節税手段としてそれなりに用いられている可能性を示唆するものと思われた。

個人が国外において金融資産を運用した場合、わが国の金融機関を経由するなどすることにより源泉分離課税の対象となる場合を除き（端的に言えば、直接海外の銀行口座を保有⁽¹⁸⁾したり、投資ファンドに投資したような場合）には、利子所得等について申告により納税する必要が生じる。

利子所得を申告する者は、2007年において、そもそもわが国には1万7千人程度しかいない（申告をした人1500人に1人）。合計所得金額5000万円超のリッチと呼べる人々でも約7万人のうち1,300人（50人に1人）しか利子所得の申告がない。

これは、わが国の制度（後述コラム「資本所得（利子所得）の課税」参照）では利子所得はほとんどが源泉分離課税で課税関係が終了することによるものと推察されるが、その他の理由の有無は不明である。

(18) 平成20年の銀行法の改正により（銀行法10条2項八のニが新設）、銀行の業務の範囲に「外国銀行の業務の代理又は媒介」が認められた。外国で証券投資を行った、小規模な貿易業を営むような者は、外国の取引先と直接決済を行う必要があり、外国に口座を持つニーズがあるといわれている。2001年6月現在、外国の口座開設代理業務の開始を一般顧客向けにキャンペーンしている外資系銀行も見られる。今後は、業務代理の届出・認可を受けた銀行支店で、直接外国の口座の取引を行うことが可能になる。こうしたことが広範囲に行われるようになれば、日本の顧客にとっては、利便性が高まるほか、外国口座を通じた取引であることへの心理的なハードルも低くなるのではないと思われる。

図表 24 利子所得申告、外税控除、不動産赤字申告（2007）

	全申告	リッチ (5 千万 超)	スーパー リッチ (400)	
全申告件数	24,273,046	69,093	400	
不動産赤字 申告	不動産赤字申告件数	356,815	3,457	29
	申告割合 (%)	1.47%	5%	7.25%
	合計金額 (百万円)	-313,990	-11,263	-1,013
	平均金額 (千円)	-879	-3,258	-34,000
利子所得の 申告	利子申告件数	17,407	1,329	38
	申告割合 (%)	0.07%	1.92%	9.5%
	合計金額 (百万円)	13,796	5,173	912
	平均金額 (千円)	792	3,892	24,000
外税控除の 利用	外税申告件数	16,631	1,350	33
	利用割合 (%)	0.07%	1.95%	9.5%
	合計金額 (百万円)	12,633	8,970	1,008
	平均金額 (千円)	759	6,644	30,000

コラム 資本所得（利子所得）の課税

（利子所得の課税方式についての法令の規定）

所得税法第 23 条 2 項は、「利子所得の金額はその年中の利子等の収入金額とする」と規定しており、所得税法上は総合課税により課税されることとされている。しかし、租税特別措置法第 3 条^(注)においてこの取扱は大きく変更されており、国内で支払いを受ける限りは高額の利子を受領しても 15%（国税）の分離課税で課税関係が完了し、申告は不要とされている。国外の利子であっても国内の金融機関を通じて受け取る場合には源泉徴収の対象となり、分離課税で課税関係が完了するので同様に申告は不要である。

（注）「(略)国内において支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（略）については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条（引用中：総合課税に係る規定）の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。」

（所得税の申告義務についての法令の規定）

所得税法は全ての居住者に確定申告の義務を課している（所得税法第 120 条 1 項）。

ただし、一定の場合には上記原則の例外として申告書提出義務が免除される。所得税法第 121 条 1 項一号は、給与収入の額が 2000 万円以下であり、給与の支払者が 1 箇所かつ利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、雑所得等の金額の合計額が 20 万円以下のときには確定申告が不要であると規定している。

個人が“国外で支払いを受ける利子”（租税特別措置法第 3 条の源泉徴収の適用を受けない利子）については、上記確定申告が不要とされる場合を除き、利子の金額が少額なものであっても申告が必要になる（所得税法第 120 条）。

したがって、外国の預金口座を直接保有する者や海外の投資ファンドに直接投資した者で次のいずれかに該当するわが国の居住者は利子所得について確定

申告する必要がある（例示）：

- ① 利子所得が 20 万円以上の者。
- ② 給与所得者で、給与収入が 2000 万円を超える者。
- ③ 所得が低くても 2 箇所から給与のある者（たとえば、昼は派遣社員として働き、夕方はコンビニでアルバイトして 150 万円ずつ給与収入のある人）。
- ④ 医療費控除等について申告をした者。

（海外の投資ファンドに投資した場合の申告）

信託税制は、信託の受益者が信託財産を所有するとみなして所得税法を適用することを原則としているので（所得税法 13 条 1 項本文）、集団投資信託⁽¹⁹⁾の場合を除き、信託からの分配が実際になくとも、毎年の課税所得に含めて申告する必要がある（所得税法基本通達 13-2）。

（適正課税を担保する仕組み）

適正課税を担保するため、「内国税の適正な課税を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」（平 9 法律 110 号）により 100 万円以上（平成 21 年 3 月以前は 200 万円以上）の送金について金融機関から支払い調書が提出される。18.8～19.7 事務年度においては、390 万枚あまりが提出されている。

わが国が締結した租税条約には情報交換についての規定がある。ただし、いわゆるタックスヘイブン国との条約ネットワークは今後の課題とされる部分も大きいといえよう⁽²⁰⁾。

(19) 集団投資信託とは、合同投資信託等（所得税法第 13 条 3 項 1 号）を指す。合同運用信託とは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条において、外国の法令に基づいて設定された信託を含め（第 2 条 22 号）、複数の委託者から受け入れた金銭を委託者の指図に基づかずに投資する信託などとして定義されている（第 2 条 3 号）。

(20) 無税に加え銀行秘密・情報交換の欠如といった特徴を持つタックスヘイブンと呼ばれる国々は、国際的租税回避・資産逃避・マネーロンダリング等において重大な影響をもっている。増井良啓教授は、情報交換規定のみを盛り込んだ租税条約（TIEA: Tax Information Exchange Agreement）の締結を推奨する立場から論考している。増井良啓「タックスヘイブンとの租税情報交換条約（TIEA）」税大ジャーナル 11 号（2009.6）11 頁。

なお、わが国を含む主要国の課税当局が協力して租税回避に取り組んでいるものとして、JITSIC（国際タックスシェルター情報センター）の活動⁽²¹⁾が期待されている。

（クロスボーダの金融資産所得課税の困難）

クロスボーダーの資本所得の捕捉・適正課税を実効的に担保することは、わが国のみならず⁽²²⁾、各国⁽²³⁾の課税庁にとって困難なテーマの一つである。

例えば、米国では、銀行秘密法の規定（The Bank Secrecy Act 第 5311 条他）により、1 万ドル以上の残高のある外国口座等について財務省への報告義務が、最高 10 万ドルか口座残高の 50% という高額な罰則付で課されている。

ただし、かかる報告義務の実効性について、米国マネロン監督当局（FinCEN）は、2001 年に提出された報告約 18 万枚を分析した上で、適正に報告されている割合は 20%未満と推計している⁽²⁴⁾。なお、近年、IRS はこの分野の執行を強めているとの報告もある⁽²⁵⁾。

- (21) 「国際タックスシェルター情報センター」JITSIC(Joint International Tax Shelter Information Center)は、主要国から国税職員が派遣されており、国際的租税回避スキームについての情報交換を行っている。これにより、スキームの全貌が速やかに解明されるとともに、租税回避スキームの販売仲介者や顧客に関する情報の活用が容易になることが期待されている。米国ワシントン DC（2004 年より）及び英国ロンドン（2007 年より）に事務所があり、わが国からも職員が派遣されている。
- (22) 「なぜ分かったのか」。平成 20 年 9 月 2 8 日付の読売新聞は、米国コンピュータ関連会社日本法人の役員が、米国親会社から付与されたストックオプションに伴う利益（米国市場で売却）を米国口座に隠し、日本で申告をしていなかったため脱税容疑で告発されたことについて報じている。調査を受けた元役員は東京国税局の税務調査に対して驚いた表情を見せたと報道されている。同様の事例については、平成 21 年 10 月 7 日付の読売新聞でも報じられている。
- (23) クロスボーダー所得の適正課税担保に関して、“真偽のほどは不明だが、これまで、米国の全世界所得課税はしばしば刑事モノのドラマに毛が生えた程度と考えられている”と指摘している米国の実務家もいる Thomas D. Greenaway (KPMG Tax Consultancy Service) 「Worldwide Taxation, Worldwide Enforcement」(Tax Notes International, June 1, 2009) 759 頁。
- (24) Fin CEN Report to Congress in Accordance With Section 361(b) of the USA Patriot Act of 2001 (Apr. 26 2002)。
- (25) Stephen Toscher and Michel R. Steim 「FBAR Enforcement: Five Years Later」J. Tax Prac. & Proc. (June-July 2008) 37 頁。

米国における海外口座報告義務の規定は、わが国にとっても参考になろう。

また、わが国でも平成 21 年度税制改革法附則は今後納税者番号制度の導入の準備を行うことについて規定したが、将来的には国際的に納税者番号を相互利用することにより、申告の必要性についてのリマインド効果や情報交換の効率化による実際の調査を通じた威嚇力（牽制効果）を期待することができるかもしれない。

国際納税者番号については、金子宏教授がかねてより提唱しておられる⁽²⁶⁾。

(26) 金子宏「租税法 14 版」656 頁及び金子宏「国際納税者番号の採用に向けて」税研（2009 年 3 月）10 頁。

第2節 大規模法人の納税行動

大規模法人の企業会計上の利益と税法上の課税所得の差はどのようになっているのか、また、それは主に何に由来するのかについて、有価証券報告書や法人税申告実績（2006）を利用して検討を試みた。

1 分析対象（わが国のTOP100社）とアプローチ

TOP100社を抽出するにあたっては、法人の事業規模を、資本金額、売上げ金額及び業種を考慮して得点化することにより、わが国の法人の実態により適合した区分を可能とした「法人規模得点」を用いることとした⁽²⁷⁾。

(1) 法人税の計算構造

法人税の課税所得及び法人税額の計算構造は、次のように示すことができる。（図表25）

- ① 確定決算主義の下、企業会計に基づき計算された“当期純利益の金額”に法人税法22条その他税法の規定に基づく加算、減算（いわゆる4表加算減算）を行い、“課税所得金額”が計算される。
- ② 次に、税法の規定する税率を適用して法人税額が計算される。
- ③ 税額調整、税額控除を行い、差引所得に対する法人税額が計算される。

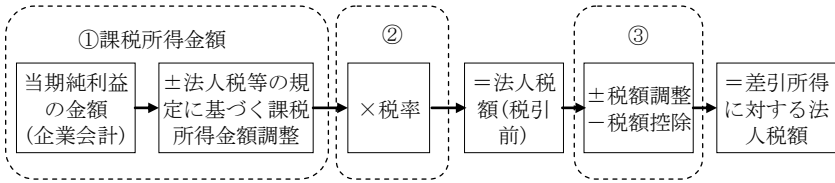
(27) 「法人規模得点」は税務大学校研究部で開発したものである。その内容は、複雑なモデルであるが、本稿読者の便宜のためにごく簡潔に述べると次のとおり。

法人の規模を示すと考えられる変数等（法人の規模に応じて単純に増加する関係にあると推定される変数等。直接説明変数という）としては、資本の金額、売上金額が代表的なものとして考えられる（他の直接説明変数としては、従業員数、付加価値の金額、資産・負債勘定科目他がありうる）。

また、変数間の相互の違いを認識すべき変数等（間接的な説明変数）として、業種が代表的なものとして考えられる（他の間接説明変数としては、地域、支配形態など）。

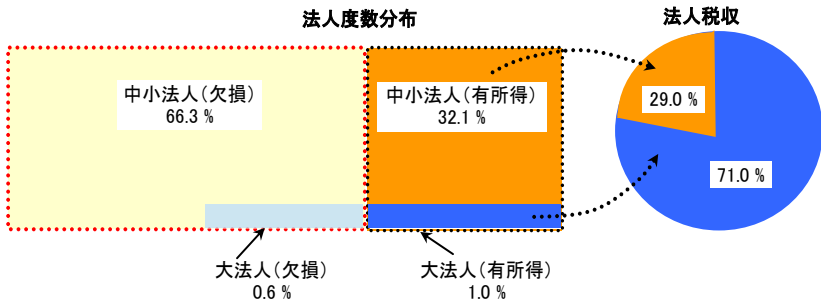
そこで、資本金額、売上金額に対して、間接的に業種目が関与する基本的なモデルを検討した。大まかにいうと、①分布構造や単位を考慮して資本金額より求められた“資本偏差得点”、②分布構造・分布単位、及び③業種を加味した売上金額から求められた“売上偏差得点”から「法人規模偏差得点」を求め、法人の規模の分類に応用することにより、よりわが国の法人の実態（分布状況の偏りなど）や実感にあった法人の事業規模（潜在変数）を説明することを可能としている。

図表 25 法人税の計算構造



(2) 法人税の負担状況

法人税の負担状況を見ると、一部の大法人（資本金1億円以上）により7割の法人税が負担されている。まずこのイメージを踏まえておく必要がある。（図表 26）

図表 26 法人分布の偏りと法人税収（2006）⁽²⁸⁾

（出所）国税庁統計年報

（注）大法人とは、資本金額1億円を基準としている。

(3) 法人の税負担率と税額控除等の影響

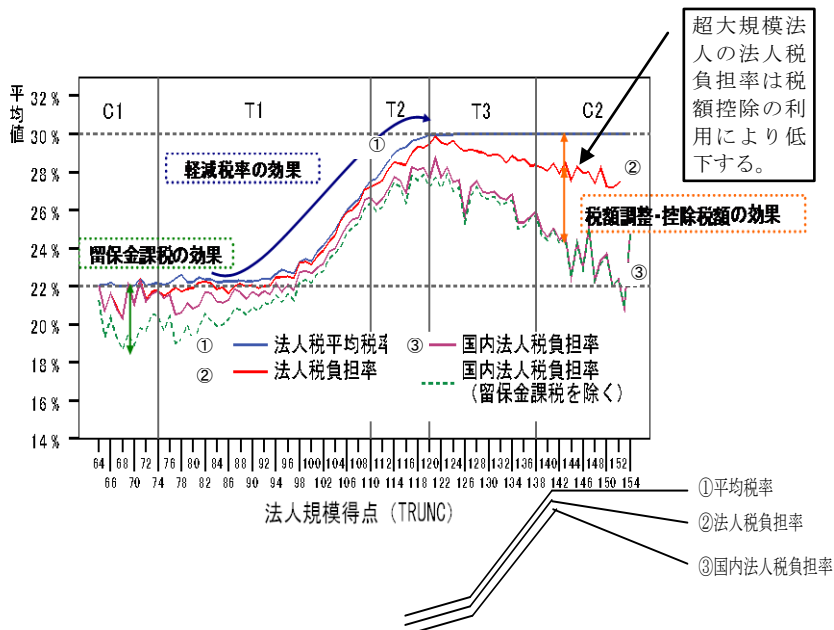
大規模法人については、税額調整や税額控除の効果により、規模が大きいほど法人税の平均税率（これは、軽減税率適用の部分の違いを解消し、

(28) 第2節の検討においては、2006年2月～2007年1月決算期の法人を対象としている。

かつ、実質的な法人税額負担を示す) から法人税負担率 (税額調整後平均税率) や国内法人税負担率が下ブレしていることが分かっている⁽²⁹⁾。

なお、ここでの法人規模は「法人規模得点」(脚注 27 参照) で定義している。大まかなイメージとしては、T1 が中小法人、T3 は大法人、C2 は超大法人である。(図表 27)

図表 27 法人税の実効負担割合 (2006)



2 企業会計と課税所得計算の違い

(1) 米国の経験

企業会計と税務会計の乖離の生む弊害の顕著な例として、米国のエンロン社は 1996 年から 99 年にかけてアグレッシブなタックスシェルターの利

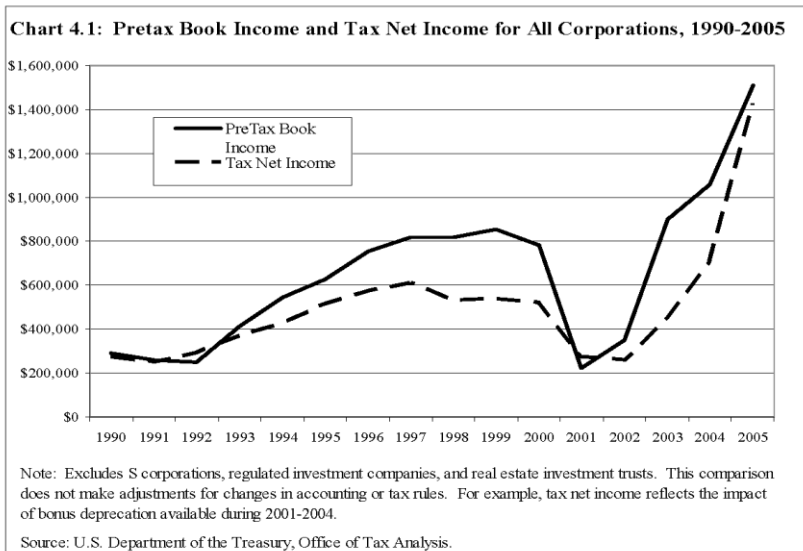
(29) 影響因子としては、課税留保所得に対する税額 (法法 67)、法人税額の特別控除額 (租税特別措置法 42 の 4~42 の 7)、所得税額の控除 (法法 68)、及び外国税額の控除 (法法 69)。

用により課税所得ゼロと申告したが、会計上は23億ドルの利益を報告したと伝えられている⁽³⁰⁾。

わが国のような確定決算主義（後述）のない米国では、税法と企業会計は制度的に連携していない。米国財務省は、米国における企業会計利益（pretax book income）と、課税所得（tax net income）の推移について示している。（図表28）

それをみると、景気後退のあった一時期（ITバブルの崩壊）を除いて、企業利益より課税所得の方が小さくでる傾向があることが分かる。

図表 28 米国における企業利益と法人課税所得計算の乖離



（出所）米国財務省「Approaches to improve the competitiveness of the US business tax system for the 21st Century」（2007）98頁

*実線は企業会計による所得を、破線は税会計による所得を指す。

(30) 増井良啓「法人税の課税ベース」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣 2007）490頁。

(2) 日本の経験

(イ) 確定決算主義

法人税の課税所得算定は、別段の定めを除き公正妥当な企業会計に依拠して算定され（法人税法 22 条）、手続面において「内国法人は、確定した決算に基づき申告書を提出しなければならない」（法人税法 74 条）とされている。こうした手続面の縛りは“確定決算主義”と呼ばれる。

確定決算主義の意義について、東京地判昭 54.9.19（税資 112 号 1269 頁）は、「課税所得については会社の最高の意思決定機関である株主総会の承認を受けた決算を基礎として計算させることにより、それが会社自身の意思として、かつ性格な所得が得られる蓋然性が高いがゆえであるという趣旨」と判示している。

このように、確定決算主義には会社の意思を明らかにし、会社の取引を客観的に検証可能なものとする意義がある。

(ロ) 企業会計と税法会計の乖離

企業会計と税法会計の乖離を招いた近年の動きについて、品川芳宣教授は次のように指摘している。

「法人税法における課税所得計算と企業会計における利益計算との関係は、かつては、両者の間の差異をできる限り縮小しようとする努力（調整）が払われてきた。（略）その結果、法人税法、商法及び企業会計原則においては、三者間の調整を行うため、幾度もそれぞれにおいて関係事項が改正されてきた。（略）しかしながら、最近においては、このようなトライアングル体制が崩壊したと思われるほど、三者の会計処理は、調和より独自性が強調され、調整よりも乖離へと進んでいる。（略）しかしながら、このような三者間の独自性の強調と会計処理の乖離については、（略）その乖離が国民経済にどれだけの悪影響を及ぼしているかについても検討されていない、というのが現実である」⁽³¹⁾

(31) 品川芳宣「法人税の課税所得の本質と企業利益との関係」税務大学校論叢 40 周年記念論文集（2008）202 頁。

(3) わが国の TOP100 社の観察

法人規模得点（前述）に基づいて選択した日本の TOP100 社について、有価証券報告書及び法人税の申告実績（単体法人）に基づいて当期純利益の金額（企業会計）と課税所得の金額（税務会計）の状況を観察すると、米国同様、税務会計の金額が企業会計の金額より小さい傾向が確認された。

しかし、内訳をみると企業会計より法人税の課税所得の方がプラスとなる申告が 6 割、マイナスとなる申告が 4 割存在しており、課税ベースが企業利益より大きくなる法人の数の方が数多く存在している。（図表 29）

企業会計より法人税の課税所得が巨額のマイナスとなる申告が存在するため、全体としては企業会計より税務会計が下ブレする結果を生んでいる。

また、業種による違いの影響も大きいことが観察された。（図表 30）

なお、法人税額が税額控除後で 0 となる法人も 30 社存在した。

図表 29 企業会計と税務会計の乖離の状況（2006）

(2006 年 2 月～2007 年 1 月に決算期が到来した法人)

(億円)

①当期純利益 (企業会計)	②課税所得金額 (税務会計)	③乖離 (企業会計と税法会計)
100,848	60,267	-40,581

内訳

(億円)

	件数	合計 (億円)	平均	最大	最小
企業会計より税法会計による金額 が大きい申告数 (③がプラス)	61	32,817	539	4,494	2.9
企業会計より税法会計による金額 が小さい申告数 (③がマイナス)	40	-73,398	1,834	-20,602	-10.6

(出所) 有価証券報告書、法人税申告実績等に基づき筆者作成

(注) 101 社分の申告実績データに基づき検討した。

図表 30 企業利益と法人税課税所得の関係 (Top100 社) (2006)

(18年2月～19年1月決算期の単体申告法人)

(百万円)

業種	①当期純利益	②課税所得金額	③法人税額	④差引所得に対する法人税額	⑤②-①
食品製造業・その他の製造業	182,709	161,305	48,392	36,557	-21,404
パルプ・紙・紙製品製造業	15,571	10,045	3,432	1,399	-5,526
新聞、出版、印刷業	60,834	100,277	30,083	21,210	39,443
化学工業	544,774	813,894	244,168	178,220	269,120
石油製品製造・ゴム製品製造、窯業・土木製品製造、金属鉱業	311,995	380,609	114,183	82,210	68,614
鉄鋼業、非鉄金属製造業	399,811	624,880	187,464	164,737	225,069
機械製造、産業用電気機械製品製造、民生用電気機械器具電球製造業	179,487	614,371	207,747	160,655	434,884
輸送用機械器具製造業	1,261,619	2,106,671	632,001	288,910	845,052
鉱物、金属材料卸売業	95,725	47,723	14,317	5,079	-48,002
貿易業	219,315	119,886	35,966	0	-99,429
百貨店、家具建物什器製造業	507,666	130,784	46,981	42,288	-376,882
総合建築業	87,132	107,461	32,238	30,069	20,329
鉄道・水運業	376,987	844,184	253,255	239,515	467,197
放送・電信・電話業	518,659	409,094	143,341	65,140	-109,565
電気、ガス・熱供給業	794,446	1,193,207	357,962	338,284	398,761
対事務所サービス業、その他サービス業	195,862	136,691	41,007	37,334	-59,171
銀行・信託業、その他金融業	3,989,477	-2,254,399	14,848	13,935	-6,243,876
保険、保健サービス業	245,778	347,983	104,395	74,282	102,205
不動産業	96,962	132,082	39,625	37,020	35,120
(参考) 合計金額	10,084,809	6,026,749	2,551,405	1,816,845	-4,058,060

(出所) 有価証券報告書、法人税申告実績に基づき筆者作成

①(当期純利益)は、各社の有価証券報告書等による。また、⑤は課税所得と企業利益の差異の金額について、各業種区分毎に対象となった法人申告書全体についての差引後(net)の金額である。

図表 31 資料編:日米スーパーリッチ (TOP400) の申告

米国
(単位千ドル)

日本
(単位百万円)

総括

基準金額 (cutoff)

2002	47,489
2003	54,721
2004	74,546
2005	100,307
2006	110,602

基準金額

2003	582
2004	787
2005	1,015
2006	1,062
2007	1,038

調整合計所得金額 (AGI)

	合計金額	平均金額
2002	41,623,784	104,059
2003	52,496,648	131,242
2004	69,110,866	172,777
2005	85,565,478	213,914
2006	105,322,274	263,306

合計所得金額

	合計金額	平均金額
2003	475,258	1,188
2004	683,118	1,707
2005	1,055,850	2,639
2006	1,082,823	2,707
2007	1,134,766	2,836

納付税額

	合計金額	平均金額	平均税率
2002	9,522,648	23,807	22.88%
2003	10,250,277	25,626	19.53%
2004	12,550,332	31,376	18.16%
2005	15,599,966	39,000	18.23%
2006	18,086,563	45,216	17.17%

納付税額

	合計金額	平均金額	平均税率
2003	98,777	246	20.78%
2004	116,975	292	17.12%
2005	165,497	413	15.67%
2006	168,476	421	15.56%
2007	199,804	499	17.61%

所得項目

給与所得

	件数	合計金額	平均金額
2002	337	4,902,371	14,547
2003	334	5,986,367	17,923
2004	330	8,653,750	26,223
2005	332	7,380,281	22,230
2006	334	7,806,073	23,371

給与所得

	件数	合計金額	平均金額
2003	328	74,875	228
2004	349	87,357	250
2005	352	85,981	244
2006	357	98,661	276
2007	350	86,645	247

利子所得

	件数	合計金額	平均金額
2002	400	2,308,472	5,771
2003	400	2,577,760	6,444
2004	400	2,969,623	7,424
2005	400	5,740,724	14,352
2006	400	8,167,563	20,419

利子所得 (源泉徴収の対象とならない例外的な利子のみ)

	件数	合計金額	平均金額
2003	32	341	10
2004	24	357	14
2005	29	371	12
2006	27	629	23
2007	38	912	24

配当所得

	件数	合計金額	平均金額
2002	392	2,118,196	5,404
2003	390	4,136,220	10,606
2004	400	8,184,710	20,462
2005	393	5,894,885	15,000
2006	400	7,894,647	19,737

配当所得

	件数	合計金額	平均金額
2003	230	44,662	194
2004	250	47,696	190
2005	228	70,208	307
2006	230	92,608	402
2007	201	83,861	417

(出所) 米国:IRS「The 400 Individual Income Tax Returns Reporting the Highest Adjusted Gross Income Each Year, 1992-2006. 日本: 税務大学校研究部調べ。

譲渡所得

	件数	合計金額	平均金額
2002	400	25,627,089	64,068
2003	400	31,809,611	79,524
2004	400	39,295,353	98,238
2005	400	49,946,781	124,867
2006	400	66,094,372	165,236

株式譲渡所得

	件数	合計金額	平均金額
2003	218	228,137	1,046
2004	265	438,175	1,653
2005	309	785,895	2,543
2006	285	1,433,676	5,012
2007	265	767,566	2,896

(上記のうち未公開株)

	件数	合計金額	平均金額	(純損失)
2003	115	103,055	896	なし
2004	121	183,783	1,518	1件
2005	171	418,130	2,445	1件
2006	162	642,641	3,966	1件
2007	169	537,614	3,181	なし

(注)平成16年度改正(2004)において、エンジェル税制の対象に一定の投資事業有限責任組合を通じたベンチャー企業への投資が対象に加えられ、1/2課税特例の譲渡期間要件が緩和された。

(上記のうち上場株)

	件数	合計金額	平均金額	(純損失)
2003	122	125,081	1,025	2件
2004	172	254,441	1,487	なし
2005	199	367,764	1,848	なし
2006	167	395,517	2,368	なし
2007	123	229,951	1,884	なし

事業所得

	件数	合計金額	平均金額
2002	44	510,549	11,603
2003	58	188,088	3,243
2004	55	163,885	2,980
2005	67	606,318	9,050
2006	74	661,172	8,935

事業所得(黒字)

	件数	合計金額	平均金額
2003	46	31,146	677
2004	26	17,223	662
2005	22	15,589	708
2006	22	15,713	714
2007	24	23,338	1,014

事業所得(赤字)

	件数	合計金額	平均金額	赤字最大
2003	7	-18	-2	
2004	8	-369	-46	-276
2005	12	-1,473	-122	-693
2006	9	-1,316	-146	-1,162
2007	7	-99	-14	-27

パートナーシップ・S法人所得(純益)

	件数	合計金額	平均金額
2002	205	6,962,676	33,964
2003	213	8,041,129	37,752
2004	186	9,886,476	53,153
2005	252	14,951,290	59,331
2006	228	15,134,921	66,381

不動産所得(黒字)

	件数	合計金額	平均金額
2003	170	3,507	20
2004	162	5,082	31
2005	149	2,634	17
2006	180	5,176	28
2007	179	5,805	32

パートナーシップ・S法人所得(純損失)

	件数	合計金額	平均金額
2002	167	-1,797,180	-10,762
2003	160	-1,581,495	-9,884
2004	189	-1,727,217	-9,139
2005	135	-1,741,938	-12,903
2006	166	-2,827,995	-17,036

不動産所得(赤字)

	件数	合計金額	平均金額	赤字最大
2003	48	-1,067	-22	-246
2004	33	-533	-16	-99
2005	46	-1,493	-32	-518
2006	29	-943	-32	-657
2007	29	-1,013	-34	-455

雑所得

	件数	合計金額
2003	219	5,011
2004	233	7,112
2005	224	13,062
2006	230	14,715
2007	227	10,238

(1件1000万以上の雑所得のあるもの)

	件数	合計金額	平均金額
2003	36	4,730	131
2004	56	6,807	121
2005	58	12,763	220
2006	58	14,417	248
2007	55	9,920	180

(注) FX所得と推察される

所得控除

寄付控除

	件数	合計金額	平均金額
2002	385	3,624,230	9,414
2003	388	4,652,030	11,990
2004	391	7,334,681	18,759
2005	393	7,558,864	19,234
2006	393	9,692,724	24,663

寄付控除

	件数	合計金額	平均金額	最高金額
2003	99	1,345	13	328
2004	91	1,491	16	399
2005	89	2,811	31	569
2006	97	5,784	59	1,659
2007	99	2,074	20	999

(参考)社会保険料控除の申告がない件数

	件数	うち外国人
2003	28	15
2004	28	9
2005	25	5
2006	21	8
2007	24	11

単純平均 6.30%

税額控除

外国税額控除

	件数	合計金額	平均金額
2002	264	303,975	1,151
2003	282	270,953	961
2004	314	382,270	1,217
2005	324	553,084	1,707
2006	321	821,302	2,559

外国税額控除

	件数	合計金額	平均金額	最高金額
2003	30	470	15	90
2004	18	287	15	91
2005	23	664	28	196
2006	32	2,602	81	1,064
2007	33	1,008	30	258

配当税額控除

	件数	合計金額	平均金額	最高金額
2003	222	2,271	2,271	142
2004	240	2,346	2,346	162
2005	222	3,470	15	219
2006	213	4,152	19	437
2007	187	3,786	20	587

(参考)政党等寄付金税額控除

	件数	合計金額(04~07)
2003	n.a.	
2004	2	
2005	2	
2006	3	
2007	1	

第二部 租税回避事案における事業目的の位置づけの再考

納税者が契約自由の原則の下、租税裁定取引（ハイタックスポジションをロータックスポジションに転換する取引）を行うことには経済合理性があり、また、多くの場合には税法の規定に反さない⁽³²⁾ ことについてはコンセンサスがあるという良い⁽³³⁾。他方、国税庁の業務は法令により「内国税の適正かつ公平な賦課」と定められている⁽³⁴⁾。租税回避意図に基づく租税裁定取引であることが疑われた場合、法執行当局として税法が適正に適用されているか、水平的な公平が実現しているかについて確認する責任があると言えよう。

そこで紛争の回避や争点の絞込みのためには納税者の視点・税務調査官の視点の接点を那邊に見出し得るかが問題となる。これが第二部の中心的テーマである。

要約すれば、租税軽減以外の事業目的の存在を検証することの意義について、納税者・調査官の争点絞込みに資する観点などから考察し、そのことの妥当性・有効性を論じている。

租税専門家からは、租税回避を意図する納税者はそれほど多くなく、税法の有るべき論に比べ実務上保守的な分析を行うことが多いという指摘もある⁽³⁵⁾。

(32) 清永敬次教授は、「禁止するための規定がない場合には、租税回避といってこれが税法上否認されることはないのであるから、租税回避行為はその限りで税法上承認されている行為にほかならないと考えるべきものである」と述べている。清永敬次「税法第7版」(2007)46頁。

(33) もっとも、中里実教授は裁定取引（タックスシェルター）について、租税制度が原因となって市場で行われない取引が行われ中立性が害されること、また、税収が減少させられること、から望ましくない存在であると指摘している。なお、税制のあるべき姿について「現代の日本において必要な税制改革は、国家が必要とする税収を生み出し、かつ、裁定取引の行われる可能性の少ない租税制度を目指すべきであるということになる」とも指摘している。中里実「税制改革の背景」税大40周年記念論文集(2008)292頁及び297頁。

(34) 中央省庁等改革基本法財務省訓令第3条。

(35) 佐藤信祐氏（公認会計士・税理士）は、「多くの学者の方から、租税回避行為につ

そうであればなおさら、課税庁にはアグレッシブな租税回避スキームに対して積極的に取り組むことが期待されていることにもなるだろう。

第1節 税務調査官と租税回避

1 租税回避意図から何が言えるか

重要な租税回避事案の判決があると、税務調査官は裁判の概要について検討し、調査展開に生かすよう努めようとする。しかし、調査現場においてこれが具体的に何を意味するかは、必ずしも明解でない場合も多いのではないかと。

税務調査官にとっての訴訟対応とは、短く言えば税法の規定の解釈に基づく行政主導の構造による決着から、裁判所の‘法の発見’を通じた司法主導の構造による決着への転換をいかに意識するかということだろう。後者の下では、制定法である民法・商法といった私法の役割は目次程度といわれており、私法的な感覚や裁判官の心証をいかに獲得するかといった問題についても理解しておく必要も生じるだろう⁽³⁶⁾。

ところで、租税回避を巡り争われたわが国の裁判例をみると、租税回避意図をもって計画的にスキームを仕組んで行った取引の否認を認めたものがある一方⁽³⁷⁾、納税者による租税回避意図の存在を認定した上で、国の主張を排斥したものも少なからず見られる⁽³⁸⁾。(図表 32)

いての論文、書籍が発行されており、実務においても参考になります。しかしながら、租税回避を意図する納税者はそれほど多くなく、法律の範囲内で節税を行いたいという納税者が大半であるというのが実感であり、租税法のあるべき論に比べ、かなり保守的な分析をすることが一般的であると考えられます」と述べている。佐藤信祐「包括的租税回避防止規定の実務」中央経済社（2009）「はじめに」。

- (36) 法令の規定の解釈は、知識・経験の集積に基づいてマニュアル化し、訓練することが可能である。しかし、裁判所による法の発見に法執行当局としてどのように対応するかは、税法解釈以外の技術（要件事実論等）や私法的なセンスが必要となり、マニュアル化しづらいので悩ましいと感じている。
- (37) 租税回避（過小申告）の意図をもって計画的に行われた取引について「仮装」の認定を認めた例として、例えば、東京地判H19. 12. 19 (EB債事件)や、東京高判H18. 1. 25 (スウェーデン兄弟会社事件) など。(図表 35 参照)
- (38) 租税回避の存在について認定した上で納税者の主張を認め国を敗訴させた例（確

調査官は、租税回避の疑いのある取引に接した場合、①取引が契約書等どおりに実行されているか(取引が実在するか)、②取引が表面的に実在する場合でも、租税回避意図に基づく潜脱的な取引か、といった点に着目して調査を展開することが多いと思われる。

租税回避意図を認定し、そのことにより潜脱的で‘不当’な取引であると言いつても、‘違法’と認定することができなければ最終的な否認の決め手とならない。(もっとも、行為計算否認規定のように、不当という価値判断が要件(規範的要件)となる規定を適用して否認する場合はこの限りではない。後述第二部第2節ステップ2 ツール1 (2)「行為計算否認規定」参照)。

そこで、‘不当’から‘違法’につなげるために何を加えるかが重要になろう⁽³⁹⁾。

以下では、税務調査における調査官の視点から論じているが、裏返せば税務上否認されないためのポイントとなるので、納税者にとっても紛争回避や争点絞込みの参考になろう。

図表 32 租税回避意図の認定と租税回避の否認(裁判例の概要)

裁判例	結果	関係部分
U社株譲渡事件(東京高判H20.2.28。判例タ1278号163頁)	国敗訴	<ul style="list-style-type: none"> ・国側主張「租税回避の意図が存する場合には、被控訴人の住所を判定するに当たり、納税者の行為が反映するような滞在期間の長短や滞在形態を重視する必要はなく、他方で、<u>被控訴人の主観的な居住意思は、このような意図が存在しない場合よりも、より重要な要素として考慮される必要があります、それらの各要素を踏まえた総合判断によって決すべきである</u>」 ・判示事項「原告がわが国における課税を回避するために<u>その住所をシンガポールに移転させたものとうかがう余地もあり得るが</u>、他方において、住所、職業、生計を一にする配偶者その他の親族の居所、資産の所在等の客観的事実に基づき総合的に判断した結果、本件譲渡日当時、原告が日本国内に
住所(借用概念)の認定が争われたもの		

定済)として、例えば東京高判H11.6.15 訟務月報47巻1号184頁(岩瀬事件。相互売買が問題になった)、東京高判H19.6.28 判例時報1985号23。(日本ガ社事件。オランダ経由の匿名組合を用いた投資が問題となった)など。

(39) 裁判例の分析を基に税務調査官による原処分時対応の留意点を探った論考として、清水一夫「租税回避否認訴訟の実証的研究」税大論叢55号(2007)378頁。

		<p><u>住所を有していたと認めることができないことは上記のとおりであり、そうである以上、原告が日本国内に真実の住所を有していたにもかかわらず、シンガポールに住所があるように偽装したと認めることはできず、この限りにおいて、原告が租税回避を意図していたか否かによってその住所が左右されるものではない。」</u></p>
<p>T社株譲渡事件（東京高判H20.1.23。訟月55巻2号244頁）</p> <p>住所（借用概念）の認定が争われたもの</p>	国勝訴	<p>・判示事項「<u>香港に居住すれば将来贈与を受けた際に贈与税の負担を回避できること及び上記の方法による贈与税回避を可能にする状況を整えるために香港に出国するものであることを認識し、出国後は、本件滞在期間を通じて、本件贈与の日以後の国内滞在日数が多すぎないように注意を払い、滞在日数を調整していたものと認めるのが相当</u></p> <p><u>「本件事実関係の下では、香港における滞在日数を重視し、日本における滞在日数と形式的に比較してその多寡を主要な考慮要素として本件香港自宅と本件杉並自宅のいずれが住所であるかを判断するのは相当ではない」</u></p>
<p>E B債事件（東京地判H17.7.28。税資255号順号10091）</p> <p>契約自由の原則・所得の帰属が争われたもの</p>	国勝訴	<p>・判示事項「<u>E B債1に係る取引の実体は、P1及びP1家族に運用可能な多額の資金があったことを奇貨として、原告が所有するSKファンド株式の将来の売却時に発生する多額の売却益に対する課税を削減するために、原告にあらかじめ多額の欠損金を発生させてこれを蓄積していくこととして、本件のE B債1の発行スキームが計画されたものであり</u></p> <p><u>「海外のリミテッドパートナーシップやユニット・トラスト等の仕組みを創出し、これらを複雑に組み合わせた迂遠な海外投資スキームを作出・実行して、表面上はP1家族又はその関係者とは無関係の、一見、海外の独立した第三者と思われるような者（バーチベールLPS、クブライU/T及びシナジープラス）がE B債1の真実の投資家であるかのような外観を創設し、それらの投資家へ支払利息を支払ったかのような外形を整えたものであるというべきである。」</u></p> <p><u>「E B債1に係る取引の実体は、実質的にはP1家族又はその関係者から原告に対する融資に極めて類似するものであるということができる。」</u></p>
<p>日本ガ社事件（東京高判決H19.6.28。判タ1275号127頁）</p>	国敗訴	<p>・判示事項「<u>被控訴人が、本件契約締結前において、日本の法人税の課税対象にならないように検討を重ねたことが認められるから、租税回避の目的があったことは認められる。一般論として、租税回避という目的が認定された場合には、その選択された手段、態様によっては、違法という認定がされ</u></p>

契約自由の原則が争われたもの		<p>ることはありうるが、そのような目的自体、自由主義経済体制の下、企業又は個人の合理的な要求・欲求として是認される場合もある。そして、税負担を回避するという目的それ自体は是認し得ないときもあろうが、<u>税負担を回避するという目的から、本件資金を日本ガ社に提供する方法としてGBVと日本ガ社との間において匿名組合を組成するという方法を採用することが許されないとする法的根拠はないといわざるを得ないことは、原判決が判示するとおりである。</u></p>
<p>V ホールディングス社事件 (東京地判H. 20. 2. 6. 判時 2006 号 65 頁)</p> <p>契約自由の原則が争われたもの</p>	勝訴	<p>・判示事項「T社と原告との間で株式譲渡の価格等について合意ができ、基本合意書作成のための打ち合わせを行うという最終段階に至って、初めてA・B(引用注 原告の取締役)から、税務対策上基本合意書の宛先をVホールディングス社というスイス法人にてほしい旨の要請が出たのであり」</p> <p><u>「以上よりするならば、原告主張譲渡一は、原告の課税逃れのために、名義上、Vホールディングス社を取引に介在させる形式を整えたにすぎないものであり、実態を伴わない契約、すなわち、実質上の意思を欠く通謀虚偽表示による契約というべきであって、その効力を認めることはできず、T社にVシネマ社株式を譲渡したのは真の所有者である原告であり、契約書二の売主の記載は事実と反するものであって、原告は上記の対価として、T社からの入金額 103 億円から他の株主等への対価である 42 億円 4359 万 6930 円を控除した、60 億 5640 万 3070 円を取得したものと認めるのが相当である。」</u></p>

2 税務調査官にとっての租税回避を議論することの意義

税務調査官の立場から租税回避の理論を議論する意義としては、①問題とすべき取引は何か、②否認の根拠があるか、といった判断において有益な指針を与えてくれることをあげることができるのではないかと⁽⁴⁰⁾。

(40) 租税回避について議論することについて、民間の実務家はどのように感じているのであろうか。佐藤信祐氏(公認会計士・税理士)は、租税専門家としてはクライアントが否認されないように対応することが必要であるところ、租税回避に該当するかどうかを検討することは、租税回避として否認されるような取引を実行しないというメリットがあると指摘している。ただし、取引全体の経済的合理性の判断に時間やコストがかかること、判断に幅のある分野なので、オピニオンショッピングにつながりやすい側面があること、といった実務家ならではの悩みも打ち明けてい

市場で行われる租税裁定取引の大部分は法的にも経済的にも問題のない取引なので、①が明らかでないで市場に存在する膨大な取引のうちどれに焦点をあてるべきかが見えてこない。②を意識しなければ、租税法主義の縛りの下⁽⁴¹⁾、効率的な調査展開を行うことができない。

これらについて標準的なアプローチを考えることが本稿の目的である。

そのために、一見遠回りに見えるかもしれないが、以下においては①まず租税回避の大元（ルーツ）について考え、②次にそれをどのように捉えるか（租税回避の定義）の問題について整理することからはじめることとする。

3 租税回避の‘ルーツ’にある問題

租税回避にはいくつかの定義方法が示されてきている（後述第二部第1節4「租税回避の定義（テスト）」参照）。租税回避の定義がどのような理論的根拠を持つかを逆にたどることによって、大元にある考え方にたどりつくことが可能であろう。

この点については、主要な租税回避の定義の根拠を巡って今村隆教授が広く深く研究しているので参考になる。

ア. ドイツの議論

ドイツの現在の租税回避一般否認規定であるA042の前身であるA05条の立法(1919)にあたって次のような議論がなされている⁽⁴²⁾。

法律の回避とは、「ローマ法で *fraus legis*（引用注“法の濫用”）といわれていたもので、ローマ法以来の議論であり、租税法の分野に限定されるものではなく、国際私法の分野で古くから議論されている問題であり、

る。佐藤・前掲注(35)「包括的租税回避防止規定の実務」38頁。

(41) 東京高判H11.6.21 訟務月報47巻1号184頁(岩瀬事件)において、裁判所は「いわゆる租税法主義の下においては、法律の根拠なしに当事者の選択した法形式を通常用いられる法形式に引きなおし、それに対応する課税要件が充足されたものとして取り扱う権限が課税庁に認められているものではない」と判示している(国の上告不受理により確定済)。

(42) 今村隆「租税回避とは何か」税務大学校論叢40周年記念論文集(2008)20～21頁。

法律の文言には合致しているが、法律の趣旨・目的には反する場合である」

今村教授は、租税回避一般否認規定（A05）立法の背景について、「A05条は、法律の回避そのものではないが⁽⁴³⁾、これを私法上の法形成の濫用の場合に限定することにより、その範囲を限定し、納税者にとって明確にするためのものと考えられる。すなわち、法形式濫用基準は、元々は、法の回避すなわち法の濫用（abuse of law）の適用を限定するためのものであり、法の濫用を根拠とするものと考えられるのである。」と指摘している。

（下線は付加）

イ．EUの議論（技巧的な取引基準）

今村教授は、欧州裁判所が用いている「wholly artificial 基準の根拠は、ハリファクス事件における議論や、キャドベリー・シュウェプス事件の法務官意見で述べられているとおり、ローマ法以来のヨーロッパの大陸法において採られている法律の回避（fraus legis）、あるいは、法の濫用（abuse of law）又は権利の濫用（abuse of rights）といわれているものである。」と確認している⁽⁴⁴⁾。

ウ．経済実質原則（米国の議論）

米国の裁判例における租税回避否認法理としていわゆる経済実質原則がある。すなわち、租税法規の適用を受けるためには税以外の事業目的が必要であり受益（Beneficial interest）が必要であるとする基準（ハンド方式又は受益テストと呼ばれる）である。今村教授は、その理論的背景について、「経済実質のない取引に減免の効果を与えるのは、当該租税法規を自ら無効にするものであり、このような解釈は租税法規が許していないとする考え方を根拠とする見解がある。（略）経済実質原則はこのような自己無効の理論を根拠にしても差し支えていると考えている」と述べておられる

(43) そのものではないことの具体的な意味は、ここでは租税上の効果のみが否認されることを指す。なお、ドイツの一般的租税回避否認規定については、谷口勢津夫教授が深く研究している。谷口勢津夫「ドイツにおける租税回避の一般的否認規定の最近の展開」税務大学校論叢40周年記念論文集（2008）237頁。

(44) 今村・前掲注（42）「租税回避とは何か」39頁。

(45)。

エ. 租税回避の‘ルーツ’

以上で述べた各国の租税回避の定義とその背景にある理論の関係についての考察からは、契約自由や私的自治の原則の下では、例外的に“法律の回避”“租税法規の自己無効”の問題が生じるが、租税回避の否認とはこれらへのギリギリの不信といえることを確認できる⁽⁴⁶⁾。

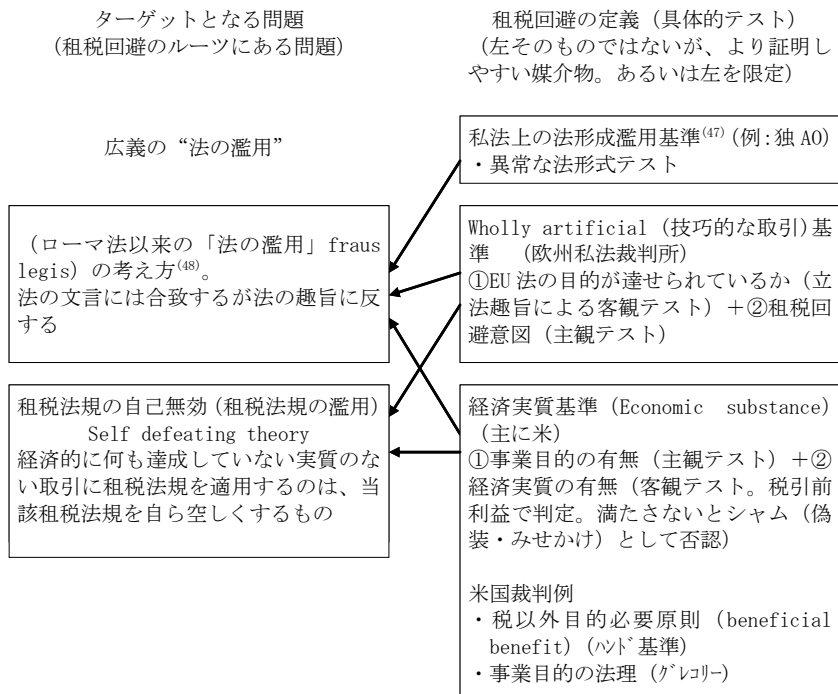
租税回避の捉え方・定義にはいくつかのアプローチが示されているが、実務における意義は租税回避についての具体的な判定方法（テスト）の提示である。法形式の異常性のテストにせよ、税以外の事業目的のテストにせよ、技巧的な取引のテストにせよ、それらは租税回避（法律の回避・潜脱）という、具体的な証明が困難なことがらそのものではないが、それを限定しあるいは捉えるための“媒介物”（制定法の規定となったものと否認法理としてのものがある）として理解することができるのではないか。

税務調査官として、租税回避のルーツにある考え方への理解は、何が否認を検討すべき不当な取引かを見極めるうえで役に立つはずだ。

(45) 今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」29-30頁。

(46) 私法の尊重については広くコンセンサスがある。そうであるからこそ、私的契約自由の名の下に行き過ぎた潜脱を認めると、水平的公平の問題及び経済活動の存在を前提として適用される租税法の存在根拠がゆらぎかねないという意味でギリギリの状況が生まれる。納税者、課税庁といった立場を超えて取り組むべき問題といえるのではないか。

図表 33 租税回避の定義とその‘ルーツ’にある問題



(47) なお、「私法上の法形式濫用基準」は、一般に通常の法形式と異なるか、異常な法形式であるかを基準とするものであるが、これは代表的な場合を言っているだけであり、異常性は要件とまでは言えないとする有力な指摘がある。今村・前掲注 (42) 「租税回避とは何か」23 頁。

(48) 租税法律主義と法の濫用の関係については、欧州裁判所で争われたハリファクス事件の法務官意見 (2005) が、EU 加盟国の比較法的考察も踏まえてコンパクトかつ力強く述べており、参考になる。エッセンスは以下のとおり。①加盟各国の租税法に内在する一般否認規定 (general provisions) や濫用法理 (indeterminate concepts) が、予測可能性や明文規定によらない課税の禁止に由来する Legal certainty (租税法律主義) の要請により妨げられないことは明らかである。②租税法規の厳格解釈・形式解釈によりあらゆる便宜的な行動 (opportunistic behavior) が許されることにより租税法が一種の無法地帯 (wild-west) になつてはならない。Opinion of Advocate General Poirares Maduro (7 Apr 2005) C-255/02 パラ 77。EU 加盟各国の国内法における租税回避否認立法および法理については文末注 72。EU ホームページから入手できる。

4 租税回避の定義（テスト）

ア. 租税回避とは「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的効果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除すること」とする金子宏教授の定義⁽⁴⁹⁾や、「課税要件の充足を避けることによる租税負担の不当な軽減又は排除をいう」とする清永敬次教授の定義⁽⁵⁰⁾がわが国では広く受け入れられている。

イ. 国際的なコンセンサスとして、OECDは、グループ企業間の取引であったとしても契約自由の尊重が出発点となるべきであることを強調した上で、例外的に①取引の経済的実質が法的形式と異なる場合（いわゆる実質基準）、②経済的実質と法形式が一致しているとしても、一連の取引を全体として観察した場合合理的経済人の行動と異なると言い得る場合（いわゆる段階取引の理論）においては課税庁が私法上の法律構成の性格をその実質に従って認定しなおす（「re-characterise it in accordance with its substance.」）ことも許されるというガイドラインを示している⁽⁵¹⁾。

ウ. 今村隆教授は、租税回避の捉え方の代表的な類型（定義）として、

- ①わが国の通説である「法形式濫用基準」（反射的に法理論上仮装の範囲が広がる）、
- ②米国の裁判所で発達した「経済実質基準」（具体的には、主観的テストとして事業その他の合理的な税以外の目的の存在の有無や、客観的テスト

(49) 金子宏「租税法第14版」111頁。

(50) 清永敬次「税法第7版」44頁。

(51) OECD 移転価格ガイドライン(1998)パラ 1.36～1.38。①は「the economic substance of a transaction differs from its form.」の場合であり、②は「while the form and substance of the transaction are the same, the arrangements made in relation to the transaction, viewed in their totality, differ from those which would have been adopted by independent enterprises behaving in a commercially rational manner」の場合である。

として税引前利益テスト⁽⁵²⁾により判定される)、及び

- ③欧州裁判所で発達した経済実態を考慮しない「技巧的な取引 (wholly artificial) 基準」(具体的なテストは、法令の予定している目的が達成されていないという客観的状况と租税回避の意図の存在による)

以上それぞれを詳細に分析した上で、これらを踏まえた租税回避の定義として、次の主観基準と客観基準を同時に満たす場合とすることを提案している。

- ・ 租税を軽減する目的以外の事業目的その他合理的目的の不存在という主観的要件。
- ・ 当該租税法規の趣旨・目的に反し、経済実質を欠く⁽⁵³⁾との客観的要件。

この定義は、以下のように、実務に親和的であり⁽⁵⁴⁾、理論的にもコンセンサスを得やすいと思われるので、租税回避否認の実務に応用する価値が高いと考える。

・ 租税回避の定義をあてはめた結果、仮装の範囲が広がることは、今村隆教授が指摘されるように他の規定における実務(例えば重加算税の賦課や青色承認取消等)との関係からみても税務の現場では疑問なしとしない

(52) 米財務省「タックスシェルター白書(1999)」: US Department of the Treasury 「The Problem of Corporate Tax Shelters」(July 1999) Appendix C: Proposed Definition of Tax Avoidance Transactions.

(53) 具体的には、「合理的に見積もった税引前利益が存在しない場合」(受益がない場合)や、「税引前利益より“租税便益”が大きい」場合などを指すと思われる。租税便益とは、米国のタックスシェルター白書(1999)によれば「租税の軽減、排除、回避又は還付額の増加を含み、制定法(当該制定法についての連邦議会の目的と当該規定と内国歳入法のそのほかの規定との相互関係を考慮する)によって明確に予定された租税便益を含まないもの」と提案されている。川端康之「ビトカーの濫用的タックス・シェルター論」税大40周年記念論文集(2008)141-142頁。

(54) もっとも、立法趣旨の解明は、税務調査官や納税者にとって馴染みのあるテーマと言えず、確認のための方法論も明確でないので、現場感覚として言えば扱いが厄介になりがちな問題なのではないかと感じている。この点について、詳しくは第二部第1節8で述べる。

と思われること。

・税務調査は租税回避意図⁽⁵⁵⁾に着目することから出発することが多いと思われるので、税務調査官にとっても利用しやすいこと。

・納税者は合理的な事業目的の存在等を主張することで反論できるので、納税者の権利（契約自由など）が損なわれることもないこと⁽⁵⁶⁾。

5 税以外目的必要原則（事業目的テスト）の意義（ハンド基準）

「税以外目的必要原則」（合理的な事業目的テスト）は、米国のギルバート事件（1957）におけるラーニッド・ハンド判事の反対意見において、税以外の目的の存在の有無を租税法の適用における重要な判断基準としたことに由来している。

私法上無効と言い切れなくとも‘虚構’‘偽装’‘みせかけ’（シャム⁽⁵⁷⁾）の取引を否認したネッチ事件（1960）⁽⁵⁸⁾等で引用され、今日では「ハンド基準」として知られている。

ハンド基準（事業目的テスト）のエッセンスは、ある取引への租税法の適

(55) 米国においては、タックスシェルターについて、「(取り決めなどの)重要な目的の一つが連邦所得税の回避又は補脱」として定義されている（内国歳入法規則 1・6662(g)(2)）。

(56) 後掲注(60)・税制調査会答申(昭和36年7月)参照。なお、実務家も租税回避の判定におけるポイントとして、事業目的や経済合理性等をあげている。佐藤・前掲注(35)「包括的租税回避防止規定の実務」35-37頁。こうしたことからみても、事業目的や経済実質に着目した議論は現場において比較のかみ合いやすいのではないかと感じている。

(57) 米国の裁判例で言われるシャムは日本語に置き換えることが困難な法概念である。虚構、偽装、みせかけなど色々なアプローチが試みられてきている。米国のシャムの概念の中には私法上一般に無効とまでは言えない sham in substance と、わが国の仮装に相当する sham in fact があることも、日本語への置き換えを複雑にする要因となっている。

(58) ネッチ事件では、いわゆるシャム（虚構ないしみせかけの取引）が問題となった。連邦最高裁は IRS の課税処分を適法としたが、判事の多数意見は、問題となった取引は租税上の利益を生むために仕組まれた取引が虚構(a fiction)にすぎない。租税を減少することのほか納税者の有利な利益(beneficial interest)には何ら寄与しない（ギルバート事件の反対意見）。この取引から実現された実質は、税の控除以外のものは何もないことは明らか。と述べている。ネッチ事件の内容については、今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」27-28頁。

用の有無は、その取引に税を免れる以外の目的があったか否かで決すべきであるとするものであり、その主張責任を納税者に負わせたものと要約することができよう⁽⁵⁹⁾。

なお、合理的な事業目的（税以外の目的の存在）による納税者の反証を認める考え方は、わが国において租税回避の一般否認既定の創設が検討された昭和 37 年の国税通則法制定時の税制調査会答申でも検討されている（最終的な立法は見送られた）⁽⁶⁰⁾。

6 経済実質原則と自己無効の理論

今村隆教授は、「税以外目的必要原則」（ハンド基準）は経済実質のない取引に租税法規を適用するのは、当該租税法規を自ら空しくするものであり、このような解釈を租税法規は許していないとする考え方（自己無効の理論）に根ざすものであることを指摘した上で、「経済実質原則は、このような自己無効の理論を根拠にするといってもさしつかえないと考えている」と述べておられる⁽⁶¹⁾。

そこで、あらためて整理すると、①客観的な基準と呼ばれる経済実質原則（税引前利益テスト等で測定される）は、所得課税の建前は実現した所得に対して課税するというものであり、従って経済実質がなく実現していると言い難い取引に租税法規を適用することは税法の自己否定につながる

(59) 今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」29-30頁。なお、今村隆教授は、米国のタックスシェルター白書・前掲注(52)は、主観的要件は納税者の恣意性が介在しうるため客観的要件だけで定義したが、税目的以外必要原則では主観要件抜きでは租税法規の趣旨・目的に反するか否かの判断は困難であると指摘している。今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」31頁

(60) 昭和 37 年の租税通則法制定時のわが国の税制調査会答申は、「立法に際しては税法上容認されるべき行為まで否認する虞れのないよう配慮するものとし、例えば、その行為をするについて他の経済上の理由が主な理由として合理的に認められる場合には、税法上あえて否認しない旨を明らかにするものとする。」としており、合理的な事業目的による納税者の反証（抗弁。又は評価障害事実として再抗弁）を予定した法律構成が念頭に置かれていた。税制調査会「国税通則法の制定に関する答申及びその説明」（昭和 36 年 7 月）4 頁。

(61) 今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」30頁。

とする「自己無効の理論」に根差していると言い得る。また、②主観的な基準と呼ばれる税以外目的必要原則は、正当な事業目的がある場合にまでは自己無効の理論を適用しないとされたものと言い得る。

これらの基準は、租税法規が濫用されている場面を定義し、限定しようとしているものと言える⁽⁶²⁾。

租税法における自己無効の理論の考え方は、例えば以下の事例からも確認できよう。

- 最高決 H. 6. 9. 16。刑集 48 卷 6 号 357 頁（脱税経費の損金性）は自己無効の理論に立脚して脱税経費の損金算入を否認している。
- 谷口勢津夫教授は、フィッシャー（ドイツ連邦財政裁判所裁判官）が租税回避について「法秩序が自己防衛のために容認することができず、そのつど異なる理由で異なる「技術」でもって対応する典型的な事業グループを区別すべきである」との基本的認識を示していたことを紹介している。⁽⁶³⁾これは自己無効の理論と同様のものとして理解してさ

(62) 税以外の目的（合理的事業目的）の存在がなぜ租税回避のメルクマールとなり得るかについて、租税法規の濫用は許されないからとする説明（自己無効の論理）の他、税以外のインセンティブが存在することによりより正確・客観的な所得計算が行われる蓋然性が高まるからといった説明も可能であると思われる。筆者は、所得課税の計算を私人間の取引に依拠して行うことはなぜかという問題について実験的に考察した際、企業経営者には利益を大きくし借入コストや役員報酬を有利にしたインセンティブと、課税所得を小さくみせて税負担を軽減したいインセンティブの対立があるが、法人税の課税所得の計算にあたり、投資先である企業からのリターン（配当）を追求する株主の承認（法人税法第 74 条の求める確定決算主義という手続き）を経ることで、課税の根拠として依拠するに足るだけの客観性や検証可能性が確保されるという有力な指摘がなされていることに注目した。岡村忠生「法人課税の基本問題と会社法制」（税法学第 599 号。2008）69 頁及び増井・前掲注(30)「法人税の課税ベース」490 頁。租税回避の基準としての税以外目的必要原則についても、同様に、課税所得計算の根拠として依拠するに足る客観性を要求する側面を持つと考えて差し支えないだろう。拙稿「移転価格税制における情報義務と独立企業間価格の証明方法に関する考察」（税大論叢 59 号（2008））610-611 頁参照。

(63) 谷口勢津夫「税法における取引の全体的・一体的観察法の意義と問題 — 税法に「税法秩序の自己防衛」原則は内在するか—」税法学 561 号（2009 年 5 月）159 頁。フィッシャー裁判官は、税法秩序の「自己防衛」原則に基づく課税要件の目的論的解釈の役割を広く認める立場であり（187 頁）、このことから、租税回避問題の「ルール」を“税法秩序の自己防衛原則”（自己無効原則）に見出す立場がドイツにも存

しつかえないのではないかと思う。

- 川端康之教授は、ビトカー・イエール大名誉教授は、事業再編において租税負担の軽減自体が正当な事業目的と言い得るかという考察において、「制定法の規定は租税負担の軽減を助長することを意図しているわけではない」と主張していることを紹介している⁽⁶⁴⁾。
- 経済実態の有無（フィルムリース事件。大阪高判 H12. 1. 18）や、事業目的の有無（外税事件。最高判 H17. 12. 19）はしばしば裁判の争点となり、納税者の主張が排斥された例がある。

7 「仮装・隠ぺい」と、「シャム」（虚構・偽装・みせかけ）

仮装とは実在しない課税要件事実が存在するようにみせかけることであり、隠ぺいとは課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠す行為であるが、いずれも真実とは異なる私法関係があった場合であり、脱税として否認される。重加算税の適用がありうる⁽⁶⁵⁾。

シャム（shamあるいはsham in substance）とは、私法上無効と断定し切れない租税回避取引を取り扱うために米国の裁判例を通じて租税回避否認法理として形成されてきたものであり、今日 IRS が提唱する‘経済実質原則’（economic substance doctrine）に基づく租税法の適用の考え方や⁽⁶⁶⁾、先に述べた OECD のコンセンサスである実質主義（第二部第 1 節 4 イ）につながるものである。

在することを確認できる。なお、谷口教授は、ドイツの全体的企図判例を巡る議論の 3 つの要点の一つとして、「第 1 に、全体的企図判例の理論的基礎となっている全体的企図法理は、形式的には租税基本法第 42 条を法的根拠とするものであるが、実質的な意味においてその法的根拠は、税法に内在する『税法秩序の自己防衛』原則である。」（192 頁）と指摘している。

(64) 川端・前掲注（53）「ビトカーの濫用的タックスシェルター論」164 頁。

(65) 金子宏「租税法 14 版」125 頁。

(66) 今日、IRS は事業目的の存在という主観テストと経済実質の存在という客観テストの両者を満たさないときに経済実質がないとしてシャムとする「economic substance doctrine」を提唱している。今村・前掲注（42）「租税回避とは何か」28 頁及び 25 頁。

米国のシャムの法理の下では、一般に、私法上の事実関係に立ち入ることなく、取引が（税軽減以外）何ら経済的実質を生み出していないことから租税法の適用が認められない効果を持つ。なお、米国ではわが国の仮装隠ぺい（脱税）に相当する事実そのものを仮装する行為は sham in fact と呼ばれる。

取引がシャム（sham in substance）であるとして租税法の適用が否認された例として、ネッチ事件（1960）⁽⁶⁷⁾がある。これは、納税者 X が①証券会社から利子後払い（2.5%）の証券（400 万 4 千ドル）を購入し、②その代金を現金 4000 ドル及び利子前払い（3.5%）の手形手 400 万ドルの手形で支払い、自身の所得税の申告にあたり 400 万ドルに対する利子 3.5%の控除を求めたものである。納税者 X の取引は 3.5%の支払利子により 2.5%の受取利子を得るものであり、利子控除の税メリットがなければ納税者にとって受益のない逆ザヤ取引（経済的には損を生むだけの取引）となっている。

ネッチ事件において、米国連邦最高裁は、租税に関する動機から離れて、何がなされたかをみると虚構（a fiction）にすぎない。「租税を減少することのほか納税者の有利な利益（beneficial interest）には何ら寄与しないのである（ギルバート事件のハンドによる反対意見）」と判示して納税者を敗訴させている。

わが国には、上記米国の裁判例でいうようなシャム（私法上に立ち入らずに虚構・偽装として租税法の適用を否定）そのものはないと思われるが、虚構（シャム）を仮装隠ぺい行為と（限りなく）同義で捉える有力な見解もあり⁽⁶⁸⁾、実際にそのように理解することも可能な裁判例（フィルムリース事件。後述第二部第 2 節ステップ 2 ツール 7 参照）もあるので、仮装の認定には微妙な作業が必要であるにせよ、わが国の仮想・隠ぺいと米国でいうシャムの

(67) 今村・前掲注 (42)「租税回避とは何か」27-28 頁。

(68) 金子宏教授は、「課税要件事実の認定にあたって、しばし問題となるのは、仮装行為（sham transaction、Scheingeschaft）である。仮装行為というのは、意図的に真の事実や法律関係を隠ぺいしないし秘匿して、みせかけの事実や法律関係を仮装することであって、通謀虚偽表示（民 94）がその典型的な例である」と述べている。金子宏「租税法 14 版」116 頁。

境界はそれほど明確ではない場合もあり得ると言えよう。

なお、今村隆教授は、租税回避を捉える際に仮装・隠ぺい（脱税）の範囲を広くとらえる場合、わが国の実務においては脱税において適用される重加算税の賦課の問題や青色申告の恩典の取消の問題との関係についてどう整理するかという問題も派生することから、租税回避における脱税を広く捉えるのはわが国の実務の現場感覚と少し異なるのではないかと指摘している⁽⁶⁹⁾。

8 立法趣旨の検討はどの程度必要とされるべきか

租税回避の認定においては、問題となる税法の規定の立法趣旨との関係を踏まえた検証をすべきであることが指摘されている。

岡村忠夫教授は、米国のグレゴリー事件(1935)⁽⁷⁰⁾についての論考の中で、「事業目的は関係規定の立法目的が明らかになってはじめて、問題とすることができる」⁽⁷¹⁾と指摘している。EUにおける技巧的な取引基準では、EU法の目的が達成されていないという客観的状況をメルクマールの一つとしている⁽⁷²⁾。谷口勢津夫教授も、仮に租税法規の目的論的解釈を行う必要がある場合にも、その前提として個々具体的に立法者の価値判断を探知する必要があると指摘している⁽⁷³⁾。今村隆教授による租税回避の定義（第二部第一節4）も、法令の立法趣旨の検討を要求している⁽⁷⁴⁾。

(69) 今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」18頁。

(70) 米国のグレゴリー事件は、実態を欠く事業再編について立法趣旨に基づく限定解釈による租税回避の否認が行われたものとしても捉えることができる。今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」26頁。

(71) 岡村忠生「グレゴリー判決再考」税務大学校論叢40周年記念論文集(2008)107頁。

(72) 今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」33頁。

(73) 谷口勢津夫教授は、仮に税法の目的論的解釈を行う場合には「当該法規の趣旨目的すなわち立法者の価値判断を個々具体的に厳格かつ的確に探知しなければならない」こと、また、「租税法規の趣旨目的を個別的・具体的に明らかにする立法者の『説明責任』がますます重要な意味をもつようになってきている」ことを指摘している。谷口勢津夫「税法の解釈と租税法規の趣旨目的」近畿税理士会第526号(H20.2.10)9頁。

(74) 今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」56-59頁。

しかし、立法趣旨が何であったかについては、これを確認するための資料が常に十分かつ容易に入手できるとは言えず、また、確認のための方法論も明確でないので、実務においては悩ましい問題がある。

例えば、ある減免効果を持つ規定（減価償却や外国税額控除）が、特定の目的をもった租税特別措置というべきか税法に本来原則的に備わった規定というべきか、またそのことによって判断がどのように異なるべきかといった議論が惹起される可能性があり、紛糾しやすい⁽⁷⁵⁾。

ところで、EUの Wholly artificial 基準は個々の共同体法の規定の立法趣旨との関係に着目している一方、米国の Economic Substance 基準においては税軽減メリット以外の受益の有無(beneficial interest)を問題にしている。これは、おおまかにいえば、どちらの基準も立法趣旨を問題にしてはいるのだが、EU 基準はどちらかと言えば規定毎の立法者の個々具体的な価値判断を問題にしており、米国基準はどちらかと言えばより広く租税法の根本的趣旨・目的との関係を問題にしているという捉え方が可能なのではないか⁽⁷⁶⁾。

以上の考察を踏まえると、納税者と税務調査官の間にコンセンサスがある場合はさておき、実務上の対応としては、客観基準ではあるが容易に結論を得にくいおそれのある個別規定の立法趣旨の検討で暗礁に乗り上げることを避け、別の客観基準である受益の有無（端的に言えば税引き前利益が実在す

(75) この点（紛糾しやすい）が、租税回避の認定において立法趣旨を考慮することの実務における最大のウィークポイントである。政策目的規定を巡り、清水一夫教授は「本則的規定」「政策目的規定」というカテゴリーを建て、具体的に税法のどの規定が該当しうるかについて詳細に検討している。清水一夫「課税減免規定の立法趣旨による『限定解釈』論の研究」税大論叢 59号（2008）333-352頁（第三章）。清水教授の包括的かつ詳細な検討をもってしてもこれら定義の輪郭にはあいまいさのこるように思われる。

(76) 今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」。特に①33頁（欧州裁判所が租税回避の否認にあたり共同体法の目的が達成されていない客観的要件を要求したこと）、②34-35頁（ハリファクス事件において、欧州裁判所が税以外の目的のない取引にも客観的要件を満たすかぎりEU第六次指令は適用されるが、共同体法の特典を不当に得る目的でのみなされている取引には適用されないと判示した点）、及び③53頁（economic substance 基準は租税法の目的・趣旨と密接に関係しているとの指摘）を参考にした。

るか合理的に予測できたか)に基づき検討を進め、決着を図ることにも十分合理性があると考えられよう⁽⁷⁷⁾。

ただし、2点留意する必要がある。①まず、個々の規定の立法趣旨との関係を直接問題とする方が、一般に否認すべき租税回避の範囲が狭くなる⁽⁷⁸⁾。また、②具体的な否認ツールとして課税減免規定の立法趣旨による限定解釈を念頭に置く場合には、本来法令が予定している適用範囲を個々に確定して、それからの逸脱を問題にせざるを得ないだろう。

第2節 ‘不当’から‘違法’へ

それでは、租税回避事案の調査において調査官・納税者は具体的にどのような点に留意すべきであろうか。これについて包括的に論じることは困難であり、個々の事例毎に検討するしかないが(岡村忠生教授も、租税回避の否認法理は、「究極的には、実質に従った課税のためのいくつかのアプローチという程度にしか記述できないだろう」と指摘している⁽⁷⁹⁾)、本稿では以下で述べる3ステップアプローチを提案してみたい。

(77) 実務の現場では、制定法の規定から立法者の趣旨目的を一意に解釈できないような、前例のない最先端の取引も発生する。そのような場合、立法趣旨についてコンセンサスがなからといって法令の適用についての判断を躊躇することもできない。受益の有無のような他の客観基準、事業目的といった主観基準を用い、法的安定性(租税法主義)と水平的公平(租税公平主義)等に照らして判断せざるを得ない。

(78) そのことにより、租税回避とされる範囲がより限定されるので好ましいとする見解と、租税法の濫用が問題とされる範囲が必要以上に狭められるおそれがあるがそれでよいのかという見解がありうる。今村隆教授は、個々の規定の立法趣旨との関係を問題にするEUのwholly artificial基準は、租税回避の範囲を狭くとらえる考え方であると指摘した上で、そのことに疑問を表明している。今村・前掲注(42)「租税回避とは何か」52頁。

(79) 岡村・前掲注(71)「グレゴリー判決再考」131-132頁。なお、岡村教授は、米国の事情について「個別事案においては、歳入庁は説得力を持って否認法理を主張し、裁判例、とりわけ連邦最高裁による判例形成を促してきた」とも指摘している。アグレッシブな租税回避を巡っては、課税庁による積極的な取り組みがルール作りや透明性の確保において重要な意味合いを持つと思われる。

ステップ ZERO：私法の尊重の確認

税法の解釈原理の基本は文理解釈である⁽⁸⁰⁾。

そして、私法との関係については、「租税法主義の目的である法的安定性を確保するためには、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきである。」⁽⁸¹⁾とされている。OECDにおける国際的なコンセンサスも私法契約の尊重を確認している⁽⁸²⁾。

納税者のみならず、税務調査官であれ、裁判官であれ、私法上に成立している法律関係を否認することには、それがどこまで広がるかについての不安がある⁽⁸³⁾。

調査官による租税回避事案への対応は、その前提として、法令の文理解釈及び私法の尊重について再確認した上で行われる必要がある。

ステップ 1：否認を検討すべき取引（租税回避意図と事業目的）

調査段階における調査官の視点として、①租税回避意図と、②事業目的（税以外目的必要原則）の2つを軸としたマトリクスで租税回避否認の対象とす

(80) 金子宏教授は、「租税法は侵害規範であり、法的安定性の要請が強く働くから、その解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されない。文理解釈によって規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合に、規定の趣旨目的に照らしてその意味内容を明らかにしなければならないことは、いうまでもない」と指摘している。金子宏「租税法 14 版」(2009) 103 頁。谷口勢津夫教授は、侵害規範・強行法規である税法の解釈においては「何よりもまず租税法規の法文・文書が重視されなければならない」「もっとも、文理解釈の結果なお複数の解釈可能性が残る場合には、租税法主義の下においても、解釈者は租税法規の趣旨目的すなわち租税立法者の価値判断（目的論的解釈）を参酌して、租税法規の意味内容を一義的に確定することができる（し確定しなければならない）」ただし、後者が許されるのは文理解釈を補完する解釈方法としての目的論的解釈である、と指摘している。谷口勢津夫「税法の解釈と租税法規の趣旨目的」近畿税理士会第 526 号 (H20. 2. 10) 9 頁。

(81) 金子宏「租税法 14 版」107 頁。

(82) OECD 移転価格ガイドライン(1998) “Recognition of actual transactions undertaken” パラ 1. 36～1. 38。

(83) グレゴリー裁判において、判事の一人であった Swan 判事は、「もし税負担軽減目的の法人を否認するような判決をすれば、その行き着く先が分からない」と意見を述べたことが紹介されている。岡村・前掲注 (71)「グレゴリー判決再考」101 頁。

べき取引を捉えることを提案したい。

裏返せば、租税回避として否認されないために納税者がすべきことは、租税負担軽減以外にどのような具体的な事業目的があり、受益(beneficial interest)があるか⁽⁸⁴⁾について十分説明することである。

前述したハンド基準も(第二部第1節5)、昭和37年通則法制定時の税調答申(脚注60)も、主観的基準とされる事業目的の主張による納税者の反証を認めている。調査官は納税者に十分説明を求め、その主張を具体的に検証しておくべきということになる。

ところで、事業目的による反証を許すのであれば、租税回避目的について問題とすることははないのではないかという指摘がありうるので、検討する。

岡村忠生教授は、米国の裁判例をみると、たとえ租税回避目的があっても事業目的があれば否認されないという前提で判断過程を組み立てているとした上で、「これらは独立してあるのではなく、大きな租税回避目的があれば小さな事業目的は無視しうる、あるいは、事業目的がないか小さいから租税回避目的が顕在化するという見方が可能であり、両者を相対的に捉えることが正鵠を得ているとも考えられる」と指摘している⁽⁸⁵⁾。

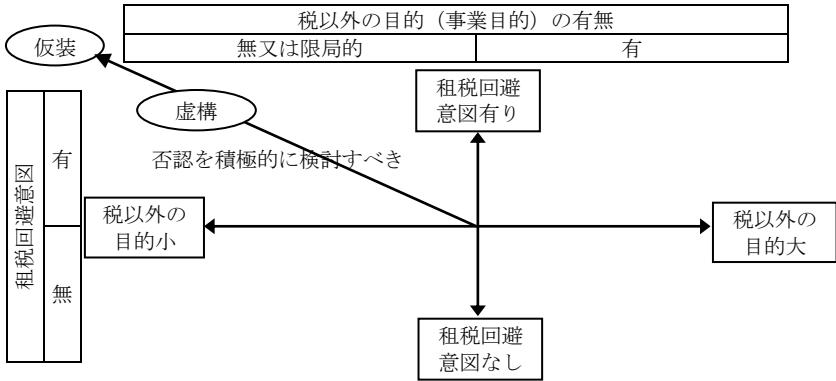
そこで、両者を組み合わせたマトリクスが成立すると考えて更に検討を進めることとする。(図表34)

このマトリクスは、一言で言えば、4区画の左上(第二象限)において税のみを理由として行われた市場に存在しない取引(合理的な経済人であれば行わないような取引)をあぶりだす役割を果たすことになる。

(84) 例えば税引前利益テストにより客観的に測定可能なはずだ。米財務省・前掲注(52)「タックスシエルター白書(1999)」Appendix C参照。

(85) 岡村・前掲注(71)「グレゴリー判決再考」109頁。

図表 34 租税回避否認を検討すべき取引についての考え方（仮説）



（注）イ 税以外の目的が全くなく、租税回避の意図に基づいて行われた取引が、極端な内容のものになると、私法上も“仮装・隠ぺい”（通謀虚偽表示など）として否認され得ると考えられる。これは、法現象として取引が否認される点は同様だが、私法契約に従った否認であり、法理論的には租税回避の否認とは異なると位置づけられている。

ロ 受益 (beneficial interest) の存在と税以外目的の関係について、現場感覚から言えば、①受益の存在は事業目的の存在を推認させる事実の一つと言え、②受益の不存在は事業目的の存在についての主張を減殺する事実の一つとなることが多いのではないかと。

しかし、ここまでの作業は、具体的な否認との関係ではいわば「スタートライン」に立った状態にすぎない。具体的な否認の可否は、次のステップ 2 で述べるように、個別の事案の事実関係に基づき、事実認定、実定法上の否認規定、そして裁判例で認められた否認法理の適用可能性との関係で決せられることになる⁽⁸⁶⁾。

(86) なお、税以外の事業目的がないことについての主張立証に成功しても、「外国税額控除の事件で、最高裁は事業目的の点については国側の主張を認めておらず、否認法理のようなものを判例法として作りたくないと考えている可能性もある」との有力な指摘がある。岡村・前掲注(71)「グレゴリー判決再考」132頁。外税最高裁判決。最判 H17.12.19 民集 59 卷 10 号 2964, 2969 頁。

ステップ2：否認しうる取引か（違法な取引と云うるか）

ステップ1において、不当と云うる租税回避取引が確認された場合、次のステップとして、租税回避の否認という法現象を生むための方法が幅広く検討されることになる。

租税回避否認のための‘技術’‘手段’としては、仮装としての事実認定、個別否認規定、法令解釈上の技術、あるいは租税回避否認法理の適用など、様々なアプローチがあり、それらの理論的な性格は異なるが、以下ではこれらを租税回避行為について否認という法現象を生むための“ツール”として同列に位置づけ、検討することを提案している⁽⁸⁷⁾。

以下では、租税回避否認の“ツール”を例示する⁽⁸⁸⁾（順不同）。

ツール1：個別否認規定

立法者が租税回避否認のために制定法上に規定した基本的な否認ツールである。法令が定める要件事実の類型により次のように整理できる。

(87) 事実認定による租税回避の否認 vs 租税法規の解釈による否認：

ある租税回避事案を租税法規の解釈によって否認しても、事実認定（脱税）として否認しても、法現象としての効果は同じである。

しかし、両者の区分は法理論的には重要であり、課税処分の検討にあたり強く意識しておく必要がある。法理論上は、前者は「租税回避の否認」（課税要件の充足そのものを回避する行為の否認）であり、後者は「私法上の真実の法律関係に即した課税」（脱税は課税要件の充足の事実を全部又は一部秘匿する行為の否認）であって、両者は区別されるべきものである。

この点について分かりやすい説明として、今村隆教授は、「租税回避は租税法規解釈の問題であり、租税回避の定義にあたるか否かの検討は、課税要件事実の当ては場面ではなく、むしろ租税法規の解釈の場面で意味を持つ」と指摘していることが参考になる。今村・前掲注(42)その他「租税回避とは何か」60頁。

(88) 不当な租税回避の否認という法現象を生むためのツール（技術）というアプローチは、たとえばドイツのフィッシャー（元連邦財政裁判所裁判官）の次の言葉からもヒントを得ることができる。フィッシャーは、租税回避は一言で簡単に定義できるようなものではなく、「法秩序が自己防衛のために容認することができず、そのつど異なる理由で異なる「技術」でもって対応する典型的な事案グループ」であると認識していることが紹介されている。谷口・前掲注（63）「税法における取引の全体的・一体的観察法の意義と問題—税法に『税法秩序の自己防衛』原則は内在するか」184頁。

(1) 租税回避重課規定：別途の要件事実を規定するもの

タックスヘイブン税制、移転価格税制、過小資本税制といった租税回避重課規定は、租税回避という証明困難な事実に対して、課税庁による主張・立証が比較的容易な別の要件事実を規定することで対応している⁽⁸⁹⁾。

(2) 行為計算否認規定：規範的要件を規定するもの

税法の規定する要件には、事実そのものを問題とするものと（ほとんどの場合の要件事実はこのタイプのものである）、いくつかの事実を総合して一定の評価ができるかどうかを問題とする要件がある。後者を「規範的要件」と呼び、「規範的評価の成立が法律効果の発生要件となっているものと定義される」。⁽⁹⁰⁾

具体例としては、同族会社行為計算否認（所得税法第157条、法人税法第132条、相続税法第62条）、組織再編税制行為計算否認（法人税法第132条の2）、及び法人の行為計算否認（法人税法第132条の2）がある。これらの規定は、容認した場合「不当に租税を軽減」するという規範的要件により租税回避に対応しようとしている。

所得税法157条（同族会社行為計算否認の規定）を例にとって要件事実を具体的に確認すると以下のように示すことができる。

「本件規定によれば、①同族会社の行為又は計算であること、②これを容認した場合にはその株主等の所得税の負担を減少させる結果となること、③右所得税の減少は不当と評価されるものであることという3要件を充足するときは、右同族会社の行為又は計算にかかわらず、税務署長は、正常な行為又は計算を前提とした場合の当該株主等に係る所得税の課税標準等又は税額等の計算を行い、これに基づいて更正又は決定を行うというのである。」（東京地判H9.4.25.訟務月報44巻11号1952頁）（下線付加）

すなわち、ステップ1で検討した「不当」という事実は、上記③の要件

(89) 今村隆「タックス・ヘイブン対策税制の課税要件と立法趣旨—最近の裁判例を分析して」（租税研究2007年11月号）32頁参照。

(90) 今村隆「課税訴訟における要件事実論の意義」税大ジャーナル4号（2006.11）6頁、司法研修所編「増補民事訴訟における要件事実第一巻」30頁

(規範的要件) を主張・立証する上での重要な評価根拠事実と直結していることが確認できる⁽⁹¹⁾。

租税回避事案への適用事例はこれまでのところ多くないとの指摘もあるが⁽⁹²⁾、否認を検討すべき行き過ぎた節税や租税回避行為は、支配関係のある者の間で行われる例も多いと考えられる。ステップ1の検討において、租税回避意図があること及び税以外の事業目的がないこと（あるいは限局的であること）等の事実に基づいて不当であるとの認定が可能な場合には、法執行当局である課税庁としても行為計算否認規定を制定法に盛り込んだ立法者の意図を真摯に受け止め、その適用による租税回避の否認を積極的に検討すべきであろう⁽⁹³⁾。

(参考) なお、上記の2類型の他に、税法における一般的な規定だが租税回避の否認に応用できる可能性が高いものとして、無償取引における収益の認識の規定（法人税法22条2項。オープンシャールディング事件。最高三小判H18.1.24）や、寄付金の認定（法人税法37条）により租税回避の否認を検討しうる場合がある。

ツール2：課税減免規定の立法趣旨による限定解釈

このアプローチについて、中里実教授は、「一定の政策目的等を達成するためにわざわざ導入された課税減免規定の解釈・適用にあたり、納税者の採用する（租税支払の減免を主要な目的とする人為的で事業目的のない）私法上

(91) 今村・前掲注(90)「課税訴訟における要件事実論の意義」10頁及び清水一夫「租税回避行為否認訴訟の実証的研究」税大論叢（第55号）383頁参照。

(92) 岡村・前掲注(71)「グレゴリー判決再考」132頁。

(93) ところで、税の不当な軽減という要件をもつばら納税額の大幅な減少（例えば1/2）として捉えるべきとの主張を聞くことがある。しかし、租税回避は市場に存在しないいびつな取引であることが多く、類似の取引を見いだせない場合税額の減少の程度を比較に基づいて証明することは困難であること等にかんがみれば、「納税額の大幅な減少」といった法令に規定のない要件をあえて追加することに合理性はないであろう。濫用的な取引や事業目的のない取引等のいびつな取引（合理的理由がある場合を除く）を通じて租税が軽減したと評価し得る場合には、「不当に軽減」の要件を満たすと言うべきであろう。なお、租税の（不当な）軽減は、例えば受益を租税便益が上回ること等を参考してもに検証可能であろう。前掲注(53)参照。

の取引形式は、当該課税減免規定の射程範囲外であり、したがって（当該課税減免規定が適用されない結果として）課税が行われることを認めるのがこの方式の帰結である。」と述べている⁽⁹⁴⁾⁽⁹⁵⁾。

以下では、課税減免規定の立法趣旨による限定解釈による租税回避の否認が行われたとされる裁判例について検討する。

（外国税額控除）

いわゆる外税事件では、銀行が逆ザヤ取引の国外源泉所得となる利子について外国税額控除を受けることは、税以外の事業目的がない取引であるが、このような場合に外国税額控除の適用が認められるかどうか争われた。

課税庁は、法人税法 69 条 1 項の「納付することとなる場合」とは、内国法人が正当な事業目的を有する通常の経済活動に伴い外国税を納付することになる場合を言う主張し、「納付」という文言を外国税額控除の規定の立法趣旨により限定解釈すべきと主張して争っている。

最高裁は、「外国税額控除制度を濫用するものであり、更には、税負担の公平を著しく害するものとして許されないというべきである」と判断し、国を勝訴させている。（最高判 17. 12. 19。訟務月報 53 巻 8 号 2447 頁）

なお、この最高裁判決については、外国税額控除の趣旨・目的に照らして規定の限定解釈を行った例であるとの見方と、それとは全く別に制度の濫用は許さないという立場を示したものであるとの見方がなされている⁽⁹⁶⁾。

(94) 中里実教授は、これは、米国のグレゴリー（1935）において採用され、日本では金子宏教授が最初に主張したもの（金子宏「租税法と私法」租税法研究 6 号（1978））であると指摘している。中里実「タックスシェルター」（有斐閣 2002 年）223 頁。

(95) なお、課税減免規定の限定解釈による否認は明文規定なき租税回避の否認となる危険があり、その適用には慎重であるべきとする立場からの指摘として、谷口・前掲注(63)「税法における取引の全体的・一体的観察法の意義と問題—税法に『税法秩序の自己防衛』原則は内在するか」193 頁。

(96) 金子宏教授は、外税事件の最高裁判決について、法律の根拠がなくとも否認を認める趣旨との捉え方と、本来法規が予定している適用範囲を確定して個別の事案ごとに法規の趣旨・目的を逸脱するような場合にはその規定が適用できないという趣

(減価償却)

いわゆる映画フィルムリース事件は、組合を通じた減価償却による赤字を損益通算を通じて個人の所得税の申告において利用するタックスシェルターの事案であり、国の主張が認められて租税回避取引が否認されたという法的効果を生んだものだが、いくつかの解釈を可能としている。

- ① 脱税（仮装・隠ぺい）として否認。大阪高判 H12. 1. 18 訴務月報 47 巻 12 号 3767 頁は、映画フィルムの取得は認めつつ、事業用資産にあたらなため減価償却は認められないとしたが、これは真実と異なる私法関係による脱税であるという説明⁽⁹⁷⁾。
- ② 課税減免規定の限定解釈法理による否認。最高判 H18. 1. 24 訟務月報 52 巻 12 号 3656 頁は、法人税法 31 条の「減価償却資産」という文言の限定解釈により、租税回避として損金算入を否定したものであるという説明。
- ③ 更に、②に一面似ているが異なった理解として、組合の投資家は組合を通じて資産を所有しても事業の用に供していないので、減価償却の要件を満たさないという説明。⁽⁹⁸⁾

ツール 3：受益者 (beneficial owner) テスト

一連の取引の途中にもっぱら租税上の利益を得る目的で法人等を挿入することによる租税回避(基地法人や導管会社など)が行われることがある。国際課税の場面では古くから議論されてきた租税回避手法である。これへの対応の一類型として、実質所得者課税の原則を適用することが考えられる。

実質所得者課税の原則（たとえば法人税法第 11 条）には、法的側面を重視

旨との捉え方と、2つが可能であることを述べている。金子宏「租税法とルール・オブ・ロー」租税研究(2006.9)15頁

(97) 金子宏(租税法14版)116頁。

(98) 金子宏教授は「組合が映画フィルムの所有権を取得したとしても、それは事業の用に供されていない資産であるから減価償却は認められないと解する最高裁の判決の考え方が、租税法主義の観点からは妥当であると思われる」としている。

した見解と経済的側面を重視した見解とがありうるが⁽⁹⁹⁾、わが国の通説は、法的帰属説（代理人や名義人の場合のみが対象となる）であり、経済的な実質帰属まで一般的に認めるものではないとされている。

しかし、近年、国際的には法的な実質主義のみならず、租税回避がある場合には経済的な実質主義で捉える動きが加速している。例えば、限度税率等の租税条約の恩典は、従来より締約国の居住者である受益者にのみ与えられてきているが、2002年に改正されたOECDモデル条約コメントリでは「受益者の文言は狭い技術的な意味で使われているのではなく、脱税や租税回避の防止を含む租税条約の役割や目的に照らして解釈すべきである」との国際的なコンセンサスが示されており、租税回避が疑われる場合には経済的帰属説によることを強く念頭においたものとなっている（OECDモデルコメントリ第10条パラ12）。

ところで、仮に租税条約が経済的帰属説によるとしても、国内法が法的帰属説にたっていれば経済的帰属説は適用されないのではないかという指摘がありうる。

英国の事例ではあるが、導管会社への租税条約の適用が争われたIndofood事件において、英国控訴院2006年3月2日判決〔2006〕EWCA Civ158は、条約に規定する受益者の意義は国内法に従い解釈するのではなく、国際的な定義に従うべきと判示している⁽¹⁰⁰⁾。

国際的な租税回避においては、二重非課税を許してよいのかという問題も重要になる。今後国際的な租税回避事案については国際的コンセンサスに従った解釈がわが国を含む各国の実務に影響を与える可能性を否定できないだ

(99) 制定法の規定から、文理的には次の2つの解釈がいずれも可能である。①課税物件の私法上の帰属につき、形式と実質が異なる場合、私法上の実質に即して帰属を判定する見解。②課税物件の私法上の帰属と経済的帰属が異なる場合、経済的実質に即して課税物件の帰属を判定する見解。詳しくは、金子宏「租税法14版」151頁。

(100) 第61回IFA総会「導管会社が介在した場合の租税条約の適用『配当用益権を利用したスキーム』税大ジャーナル6号(2007.11)150頁及び注18、並びに増井良啓「第61回IFA大会の報告-所得の人的帰属の抵触を中心として-」(租税研究2008.2)88頁。

ろう。

ツール4：段階取引の法理

租税回避の否認において、段階取引を意識した方法は、OECDがコンセンサスとして示している方法の一つである（第二部第1節4イ）。

これには、実際に適用する場面においては、（ア）租税回避否認法理としての側面と、（イ）事実認定の方法論としての側面とがあるように思われる。

ア．租税回避否認法理としての段階取引の法理の要点は次のように示すことができるだろう⁽¹⁰¹⁾。

- ・ 取引に対する課税上の性質決定においては、①事業目的のない余分な取引段階は無視される。②その取引を構成する全ての取引段階がもたらす最終的な結果を観察の対象とすべきであって、取引段階の間に存在する一時的関係に過ぎないものをみるべきではない。
- ・ 上で述べたことは、次のように説明することもできる。①まっすぐな道が行き着く結論を、曲がりくねった道をたどることによって変更することはできない。②取引における一時的な過程は、完成された出来事の実質に何も付け加えない場合には、租税法規の適用においてしばしば無視される。

なお、岡村忠生教授は、「取引段階の法理は、私法に依拠した課税要件へのあてはめを考える場合にも、比較的理解されやすいと思われる」と指摘している⁽¹⁰²⁾。組織再編を利用した租税回避の否認において、実務に応用する可能性を強く秘めた租税回避否認法理の一つであると思われる。

イ．事実認定の方法論によっても租税回避の否認という同様の法現象に達することが可能なように思われる。民事訴訟における事実認定においても、裁判官としての良い事実認定のための技術として次のようなことが指摘さ

(101) 岡村忠生教授は、取引段階の法理の考え方は事業目的の法理から派生したものであると指摘している。岡村・前掲注(71)「グレゴリー判決再考」126～128頁。

(102) 岡村・前掲注(71)「グレゴリー判決再考」132頁。

れていることが参考になろう⁽¹⁰³⁾。①当事者の主張（ストーリー）の検証が重要であり全体像を見る必要がある。②客観事実を中心に、時系列表や人間や出来事の関係を図にし、事案の全体像を視覚的に捉える必要がある。③書証の成立からだけ結論を導くのではなく、そこに至る経過を確認する必要がある。④法令の要件を根拠づける事実（点）だけでなく間接事実や前後の流れなど（線）でもとらえる必要がある。⑤法律行為は合理的な動機・目的があって認定できるものであるので、契約書の成立のみならず、特段の事情についても重要な争点と考え、探求を心がけるべきである。

なお、租税回避のために仕組まれた迂遠な取引（租税回避スキーム）を‘仮装’と認定し否認することが認められた裁判例としては、EB債事件（東京地判 H17. 7. 28。税資 255 号順号 10091）がある⁽¹⁰⁴⁾。

ツール 5：借用概念における「特段の事情」テスト

これは、重要な間接事実として租税回避目的を考慮することにより租税回避を否認しようとするアプローチであり、特に借用概念の適用が問題となる場合において有効性が期待できよう。

借用概念である「住所」を巡って争われた事例（T社株譲渡事件。図表 32 参照）で、品川芳宣教授は、租税回避を企図した種々の工作は借用概念の適用における「特段の事情」にあたるのではないかと指摘している⁽¹⁰⁵⁾。

T社株譲渡事件高裁判決（東京高判 H20. 1. 23。訟月 55 卷 2 号 244 頁）の射程についてはなお明らかでない面も残されてはいるが、租税回避目的の存在

(103) 司法研修所「民事訴訟における事実認定」資料編 事実認定を語る～高裁判判官インタビュー集）59-1号（2007.10）315頁参照。

(104) なお、この認定について、スキームの個々の要素について十分認定しておらず、租税法律主義の観点から疑問であると批判する立場からの論考として、志賀櫻「実質所得者課税の原則と租税訴訟における法の支配」税務弘報（2008.4）128頁。

(105) 品川教授は、租税回避のために香港での滞在ができるだけ多くなるように仕組まれていたのであれば、「本件においては、「住所」の判定において、従前の解釈論や判定方法に拘泥することなく、特段の事情が一層強く考慮されるべきであるとも考えられる。」と指摘している。品川芳宣 判批 東京地判平 19. 5. 23（税研 2007 年 9 月号）80 頁。

と、税以外の事業目的がないことについての主張・立証が可能な場合、そのことを重要な間接事実として、要件事実に該当する事実の認定にあたり課税根拠要件又は課税減免要件の評価を減ずるなどすることにより対応することが考えられるのではないか。

ツール6：仮装（脱税）と認定しうる場合（日本版シャム）

納税者が主張する私法上の行為や取引が実際には行われていないといい得る場合には仮装（脱税）として租税回避が否認される⁽¹⁰⁶⁾。（図表 35）。

ツール7：私法上の法律構成による否認（日本版シャム）

このアプローチについて、中里実教授は、「課税の前提となる私法上の当事者の意思を、私法上、当事者間の合意の表面的・形式的な意味によってではなく、経済的実体を考慮した実質的なかたちにしたがって認定し、その真に意図する私法上の法律構成を前提として、課税要件へのあてはめ」を行うことであると述べている⁽¹⁰⁷⁾。

大阪高判 H12. 1. 18 訟月 47 卷 12 号 3767 頁（フィルムリース事件）は次のように判示しており、私法上の法律構成による否認を裁判所が認めた例である（下線付加）。

「課税は、私法上の行為によって現実に発生している経済効果に則してさ

(106) 金子宏教授は、次のように指摘している（下線は筆者が追加）。「納税者が行ったと主張する、税負担の免除・軽減をもたらす私法上の行為ないし取引が、私法上の真実の法律関係に合致しているように見える場合であっても、疑問のある場合には私法上の真実の法律関係に立ち入って、その行為が本当に行われたか否か、行われなかった場合に真実にはどのような行為が行われたかを認定しなければならないことはいうまでもない。例えば、税負担を軽減すると目される行為や取引が仮装行為であって、真実には存在しないと認定される場合には、それに即した法的効果は生じず、したがって税負担の免除ないし軽減の効果も生じない。」「ただし、何が私法上の真実の法律関係であるかの認定は、取引当事者の効果意思に即して、きわめて慎重に行われるべきであって、「私法上の法律構成」の名のもとに、仮にも真実の法律関係から離れて法律関係を構成しなすようなことは許されない。金子宏「租税法 14 版」116 頁。

(107) 中里実「タックスシェルターと租税回避否認」税研 Vo183 64 頁。

れるものであるから、第一義的には私法の適用を受ける経済取引の存在を前提として行われるが、課税の前提となる私法上の当事者の意思を、当事者の合意の単なる表面的・形式的な意味によってではなく、経済実体を考慮した実質的な合意内容に従って認定し、その真に意図している私法上の事実関係を前提として法律構成をして課税要件への当てはめを行うべきである。したがって、課税庁が租税回避の否認を行うためには、原則的には、法文中に租税回避の否認に関する明文の規定が存する必要があるが、仮に法文中に明文の規定が存しない場合であっても、租税回避を目的としてされた行為に対しては、当事者が真に意図した私法上の法律構成による合意内容に基づいて課税が行われるべきである。」

図表 35 裁判所の「仮装」認定

裁判例	結果	概要
EB 債事件 東京地判 H17. 7. 28。税 資 255 号順号 10091。	国勝訴	<p>オーナー社長が、実質的に所有する会社に資金を貸し付けているのに、会社から自分が所有する海外のファンド等に多額の利子を支払わせ、相続・贈与税目的で会社資産を圧縮するとともに、海外のファンド等経由で真実の利子支払いを受ける者が社長一族であることを隠ぺいしたスキームについて、裁判所は「<u>重加算税は、納税者が当初から所得を過少申告することを意図し、その意図を外部からうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過小申告をした場合も重加算税の要件を満たすと解される</u>」などとしている。</p> <p>なお、調査過程においてスキームのアレンジをした銀行関係者から収集した情報が証拠として提出されている。</p>
スウェーデン 兄弟会社事件 東京高判 H18. 1. 24。 税資 256 号順 号 10276。	国勝訴	<p>寄付金課税を免れるため、多額の損失を抱える海外兄弟会社を買収し、特別損を計上した行為について、裁判所は「<u>過小申告を意図して一連の取引行為を行い、本来付すべき勘定科目を故意に別の勘定科目に虚偽記載することも、帳簿上の虚偽記載として仮装したことに当たる</u>」と考えられる」と判示している。</p> <p>納税者は、「スキームについての私法上の効力が否定されることはない」と主張したが、裁判所はスキームが正当な取引というより損金算入できる形式をとるためのものであれば、かかるスキームは仮装であるとしてかかる主張を退けている。</p> <p>なお、海外の損失を日本に持ち込んで税金を控除しようとする社内の意図を明らかにする書簡、取締役がかかる取引を損金処理できないことを認識していたことを示す書簡が証拠として提出されている。</p>
I 工務店事件 東京地判 H17. 7. 21 税資 255 号 順号 10086	国敗訴	<p>自己が開発したノウハウ等に基づき、国内フランチャイズ各社から使用料を受領していた I 工務店が、国外関連会社 S 社を設立した上で S 社に自己が保有していたノウハウ等を譲渡し、S 社から I 工務店及び国内フランチャイズ各社がノウハウの提供の対価として使用料を S 社に支払うこととした。しかし、I 社からのノウハウ譲渡契約書が日付を遡って作成されていたことや、免震住宅についてのノウハウの開発者の名義は I 工務店であったことなどから、課税庁はノウハウの譲渡は仮装であるとして否認を行った。</p> <p>裁判所は、ノウハウ譲渡契約の作成過程が不自然であるとしな</p>

	<p>がらも、国外に所在する S 社がノウハウを現実に提供していたか否かを検討し、S 社は実際に商品企画開発を行っていると思われること、免震住宅のノウハウも、開発費用はすべて S 社が負担していること、などから、S 社からのノウハウ提供に I 社等が使用料を支払う理由はあり、取引は仮装とは言えないとして国の主張を排斥している。ノウハウ譲渡契約書の日付を遡らせたことも、仮装の決め手とはしなかった。</p> <p>クロスボーダーの情報アクセスの制約から、課税庁は国外関連法人 S 社の実態や財務諸表についての納税者の主張に十分な反論を行うことが困難であった。</p> <p>なお、控訴審（東京高判 H18.3.15）は、原判決理由を引用し国の控訴を棄却している。</p>
--	---

※ 裁判所による仮装認定の決め手は何か。

上記裁判例からは、EB 債事件、スウェーデン兄弟会社事件のように、取引スキームにおける租税回避の意図について客観的な証拠（関係者のファックスやメールなど）からうかがい知れる場合には、裁判所も「仮装」(sham in fact)認定をためらっていないものと思われる。

しかし、筆者は、こうした証拠の入手は現実には調査展開における僥倖に依存する面が大きすぎるので、これのみが仮装としての租税回避否認の基準として強調されることには疑問なしとしないと感じている。

現物確認調査等によりメール等を把握しなくとも、租税回避意図の存在とそれに基づいて税以外の事業目的のない租税回避スキームが実行されたことについて、課税庁が一応の合理的な主張・立証した場合には、納税者から事業目的や受益の存在についての反証により真偽不明とされた場合を除き、仮装・みせかけ (Sham in substance) として租税回避として否認されるべきであると考えます。

ただし、この場合、租税回避の否認と重加算税の賦課や青色取消は当然に連動したのではなく、別途個別にそれぞれの要件に照らして検討し判断されるべきであろう。

まとめ

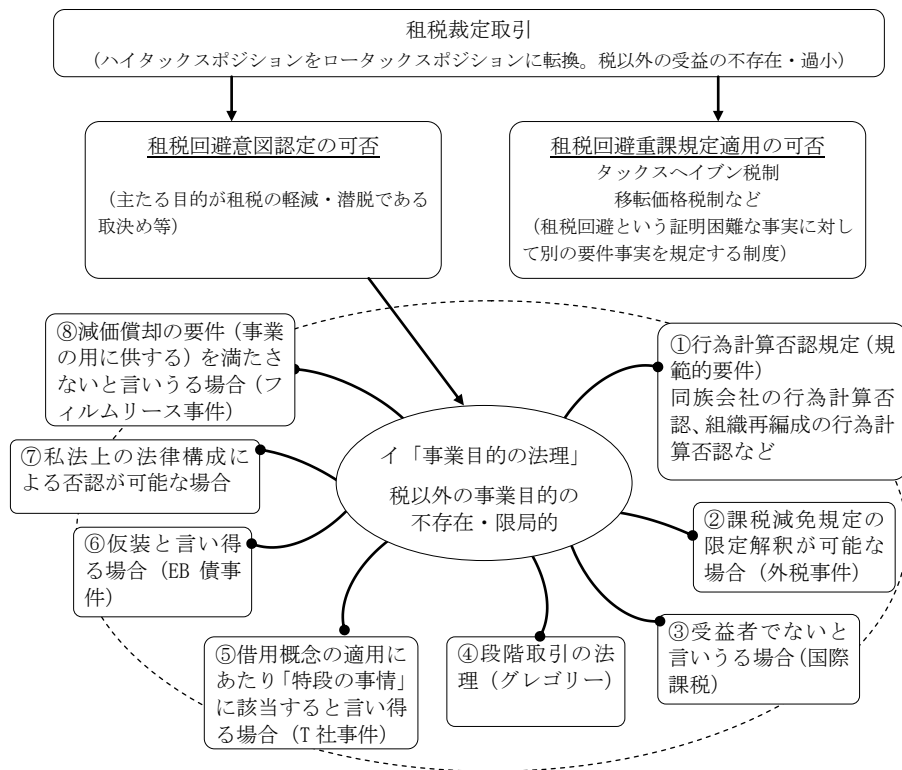
- 筆者としては、事業目的や受益（経済実質）がない取引など、租税回避が強く疑われる場合、納税者に合理的な事業目的の存在について説明を求め、課税庁としてはその存在・不存在の検証に努めるアプローチに有効性が期待できるのではないかと考えている。その上で、個々の事例に即し、制定法である税法の規定や租税回避否認法理（本稿ではこれらをまとめて“否認ツール”と呼んだ）の適用が可能か否かを丹念に検討すべきである。
- もっとも、上でのべたような「税以外目的必要原則」を軸としたアプローチは、組織再編を通じたスキームや、富裕層を対象としたタックスシェルターの否認には役立つだろうが、事業としての実質も存在する事業組合によるスキームや、借入金のレバレッジで租税利益（加速度償却や税額控除）のある資産を購入するコーポレートタックスシェルターといった、租税回避目的と事業目的が併存するハイブリッドスキームの否認には限界があろう。しかし、外税事件（最高判H17.12.19民集59巻10号2964頁）のように、国が事業目的の不存在について主張したところ、結果として濫用として租税回避の否認が認められた例もあることから、不当な租税回避について否認という法現象を実現する上で、事業目的がないか限局的であるという主張・立証を行うこと自体はきわめて重要であると思われる。
- 訴訟になった場合、行政主導の構造（制定法である税法の解釈）による決着の延長ではなく、司法主導の構造（法の発見。法令の解釈に加え弁論主義や要件事実論等の新たな技術が用いられる）の下で決着されることを調査展開段階から意識しておく必要があるのではないか⁽¹⁰⁸⁾。
- 税法の個々の規定の解釈から一歩身をひいて（前例のない最先端取引の

(108) なお、司法主導の構造による決着に適切に対応するためには、税務行政における機構的な整備についても考慮する必要があるかも知れない。例えば、米国では大型訴訟事件手続きプログラムとして、1500人の法律家が訴訟事件への対応のみならず調査・不服審査段階から関与していることが報告されている。本庄資「米国税務行政における『効率』の追求と『和解』戦略」税務大学校論叢40周年記念論文集(2008)316頁。

場合、制定法の規定の審理から直ちに答えは導かれまいだろう)、問題となる事案における法的安定性と水平的公平の相克の問題も俯瞰し、必要な証拠収集を行うことは無駄ではないはずだ。例えば、関連者間で行われる租税回避スキームについて、事業目的や経済的実質を伴わない場合には予測可能性の保護を与える必要は限定的と言い得るのではないか。国際的租税回避で課税権の空白が生じたり、結果として日本の課税権のみが一方的に侵害されているような場合にまでわが国が一方的に予測可能性を保証する必要性は限定的と言い得るのではないか。これらは裁判所も暗黙に了解した例があると思われる(例えば、外税事件。最判 H17. 12. 19 民集 59 卷 10 号 2964, 2969 頁や、Indofood 事件。英国控訴院 2006 年 3 月 2 日判決、[2006]EWCA Civ158)

- 不当と言い得る租税回避について否認という法現象を実現するためには、利用可能な“否認ツール”を総動員することは当然のこととして、私法的センスの影響が強いといわれる司法手続における裁判官の心証獲得にも成功していく必要がある。そのためには、法令解釈の技術論のみならず、調査の段階において納税者の主張に十分耳を傾けておくことが重要であろう。そして、不合理な点があれば十分対応しておくことが必要であろう。

図表 36 実務における租税回避の認定フロー（実験的な整理）



※具体的な租税回避の否認を行う場合には、イ（税以外の事業目的がないか限局的であるといい得ること）＋（①～⑧の租税回避否認ツールのうち最低一つを適用し得ること）が必要となる。

附録：納税協力の理論的解明と税務行政への応用可能性

（“シグナル理論”とその含意をてがかりとして）

本稿は、多くの人々が自発的に租税を納付するのは、人々が社会規範に従っているからであり、納税協力（tax compliance）⁽¹⁰⁹⁾はそのことを社会の他の構成員に向かって示すための“シグナル”であるとする「シグナル理論」をてがかりとして、納税協力のメカニズムに関する理論を探求し、税務行政への応用可能性を探ろうとしたものである⁽¹¹⁰⁾。

1 申告納税制度と税務行政

（1）法令の規定

国税通則法第16条は、申告納税方式による租税は、「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則」とする租税であると規定している。

わが国の税制において所得税（なかんずく申告所得税）や法人税といった申告納税方式による租税からの税は重要な地位を占めている（図表37）。申告納税方式による租税の税務執行の質や効率、納税者の自発的な行動とその正確性、すなわち“納税協力”（tax compliance）に大きく依存している。国税庁がその使命として「納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円

(109) Tax compliance は文脈により行動を意味したり結果を意味したり多義的に用いられることがあり、翻訳において悩ましい英単語のひとつである。本稿では増井良啓教授の「税務執行の理論」（後掲注（113））における用法を参考に、「納税協力」の用語を充てる。

(110) 法に関連し、国民の行動原理や意識といった問題を事例等を通じて追求しようとする試みは困難ではあるが価値のある探求である。こうした探求は以前から行われている（例えば川島武宣「日本人の法意識」岩波書店（1967））。法執行当局の行政官としては、国民の法意識を観察することを通じて、より望ましい税務行政に直接生かすことができる知見を得ることが期待できよう。

滑に実現する」と掲げている所以であると言えよう⁽¹¹¹⁾。

国税通則法第 16 条は、続けて、「申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税の法律の規定に従っていなかった場合その他当該国税が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式」と規定している。法は、税務署長による法の執行によって納税協力が最終的に担保されることを予定していると言える。

図表 37 主要国の国税収入の税目別構成割合 (%)

	日 (H19 予算)	米	英	独	仏	伊
所得税	32.6% (申告分 : 6.1%)	70.5	39.3	33.7	16.2	36.8
法人税	22.1%	22.4	12.4	4.9	18.1	12.2
VAT(国税)	21.2%	n. a.	21.5	35.7	50.0	29.0

(出所) 財務省ホームページから筆者作成。日本以外の国は 19 年決算等。

(2) 法執行活動

OECD によると、日本は国税庁の全職員 5 万 6 千人のうち約 3 万 9 千人が納税者の管理・調査に従事している (2007)。米国も 9 万 2 千人中約 3 万人が納税者管理、約 1 万 4 千人が調査に従事しており、各国とも組織・機構の大きな部分を調査等検証活動に割いている。(図表 38)

調査件数を見ると、わが国は国際的にみて多くの件数をこなしていることが報告されている。(図表 39)

(111) 米国 IRS の使命は「米国納税者に対し納税義務の理解と履行を支援し、すべての納税者に適正かつ公正に税法を適用し、トップレベルのサービスを提供する」とされている。

図表 38 機能別の税務職員配置の状況の国際比較 (2007)

	納税者管理		調査等検証活動		徴収等		組織運営		その他		
	職員数	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
Australia	20,877	4,792	23.0%	6,291	30.1%	2,620	12.5%	3,874	18.6%	3,300	15.8%
Canada	36,717	9,349	25.5%	10,269	28.0%	7,375	20.1%	7,309	19.9%	2,415	6.6%
France(04)	76,208	24,359	32.0%	5,865	7.7%	26,918	35.3%	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
Germany	111,988	n.a.	n.a.	75,000	67.0%	12,000	10.7%	11,750	10.5%	13,238	11.8%
Italy	54,619	10,053	20.2%	38,163	69.9%	n.a.	n.a.	5,403	9.9%	n.a.	n.a.
Japan	56,159	n.a.(注)	n.a.	38,785	69.1%	8,043	14.3%	8,018	14.3%	1,313	2.3%
UK	88,934	37,109	41.7%	34,059	38.3%	6,706	7.5%	10,620	11.9%	440	0.5%
US	92,017	29,877	32.5%	14,021	15.2%	31,793	34.5%	14,657	15.9%	1,670	1.8%

(出所) OECD Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series (2008) Table 15: Aggregate staff usage on major tax administration functions in 2007。

(注) 2008年版にはフランスについて機能別職員数のデータがないため、2006年版の同レポートTable 26(2004年のデータ)によった。また、日本は、納税者管理に従事する職員数を調査等検証活動に従事する職員数と分けることができないと報告されている。なお、納税者管理とは「Client account management functions」、調査等検証とは「Audit, investigation & other verification functions」、徴収等とは「Enforced debt collection and related functions」、組織運営とは「corporate management functions」を言う。

図表 39 調査完了件数の国際比較 (2004)

	調査完了件数
Australia	94, 530
Canada	304, 707
France	51, 964
Germany	499, 551
Italy	228, 337
Japan	682, 000
UK	439, 349
US	261, 000

(出所) OECD Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series (2008)

(3) 人々はなぜ自発的に租税を納付するのか

しかし、そもそもなぜ人々は申告納税制度の下で自発的に租税を納付するのであろうか。

この問題について考える素材として、社会規範論 (social norms) を税務執行に応用した米国のポスナー教授 (シカゴ大学法学部) の論文⁽¹¹²⁾ (以下「ポスナー (2000)」と簡記する) 及び同論文を紹介しつつ税務行政の理論について論じた増井良啓教授の論考⁽¹¹³⁾ をてがかりとして検討を進める。

(4) 標準的な経済モデルによる説明

標準的な経済モデルに従えば、一般に、「制裁の期待値を便益が上回れば人は法を破る」と考えることができる。

これは、脱税や過少申告、あるいは無申告等の逸脱行動をした場合、税務調査等でそのことが発覚する可能性が高く、加算税等の大きな不利益 (社会的な不利益を含む) が生じることが予想される場合 (これを「制裁の期待値が大きい」という) には納税協力が促されるが、そうでない場合には納税協力が十分行われまいであろうことを示唆する。

しかし、実際には脱税をしても、IRS により発見される可能性は大きいとはいえないし、バレたとしても加算税等の制裁が十分に大きいともいえない。(これを「制裁の期待値は小さい」という)。

ポスナー (2000) によれば、米国の脱税の行政罰は偽装行為がある場合最高 75%だが、一般には 20%程度である。刑事罰はもっと厳しいが、適用事例は少ない。調査が行われる比率 (audit rate) は 2%以下であり、そのうち罰則

(112) Eric A. Posner 「The case of tax compliance」 Virginia Law Review (November 2000) (86 Va. L. Rev. 1781)。以下「ポスナー (2000)」。

(113) 増井良啓「税務執行の理論」財務省財務総合政策研究所 ファイナンシャル・レビュー (Oct. 2002) 169 頁。なお、増井教授は、ポスナー (2000) について、「法と経済学の分析対象が、第 1 期の経済法や財産法、第 2 期の刑法や憲法から、現在第 3 期に社会規範一般に及んできたことをうけ、社会規範論を税務執行に応用するものである。これを読み解くことにより、税務執行に関する研究の論理的広がり、同時に、その限界を示す。」と述べている。

の対象となるのは1995年において4.1%程度とごく僅かである。こうした事情については日本も大きく異なっていない。

したがって、経済モデルの予想が正しければ脱税が横行することになるはずである。しかしながら、以下述べるように、データ面からも、また経験則に照らしても、現実にそのようなことは起こっていない⁽¹¹⁴⁾。

ア. 納税協力の推計

IRSは、米国で納付されるべき税額の80%以上が自主的に期限内納付されていると推計している。(図表40)

図表40 自主的に納税される比率 (IRSの推計)

1985	1998	1992	2001
83.6%	84.6%	84.3%	83.7%

(出所) 「IRS Strategic Plan」 www.irs.gov/pub/irs-pdf/p3744.pdf

(注) 「自主的納税比率」(Voluntary Compliance Rate)とは、適正かつ期限内に自主的に納付された税額(the amount of tax paid voluntarily and timely)の、真実の租税債務の推定値(the estimate of true tax liability)に対する割合のことを言う。なお、IRSはIRS Strategic Plan(中期計画)において、この水準の引上げについて数値目標を公約している。

イ. 付加価値税の徴税効率の推計

米国以外の国における納税協力についての推計はみあたらなかったが、あえてあげれば、OECDによる付加価値税の徴税効率についての推計(VAT Revenue Ratio: VRR)が一つの参考になり得ると思われる。(図表41)

VRRは、納付消費税額の消費税課税ベース(最終消費)から消費税収を控除した金額に税率をかけた金額に対する割合として求められた指標であり、制度面の効率性に由来する面と税務協力等執行に由来する面とが含ま

(114) なお、人々の順法的な行動は経済理論が説明するような合理性により規律されているのではなく、恥の意識やコミュニティへの帰属意識他の様々なモチベーションの影響があることが報告されている。図表43「人はどの程度正直か(バイグル売りのエピソード)」、及びRaskolnikov・後掲注(143)「Revealing Choices」694頁。

れていよう⁽¹¹⁵⁾。

図表 41 主要国における付加価値税の徴税効率（2005）

Table 3.14. VAT Revenue Ratio (2005)

	標準税率(%)	VRR
豪	10	0.57
加	7	0.52
仏	19.6	0.51
独	16	0.54
伊	20	0.41
日	5	0.72
韓	10	0.71
英	17.5	0.49
単純平均	17.7	0.58

(出所)OECD「Consumption Tax Trends」(2008) 69頁

OECDによると、日本の消費税の徴税効率は0.72（2005）であり、OECD加盟国単純平均の0.58を大きく引き離して先進国トップの成績となっている。これは、制度（少ない例外規定）・執行（納税者への援助及び法人税・消費税同時調査の実施等）があいまって、日本の消費税が相対的に効率的な税制となっていることを示したものと言い得る可能性がある。

2 納税協力の理論

（1）納税協力を巡る米国の研究・経験

ポスナー（2000）は、米国における納税行動についての実証的な報告や先行研究についても紹介している。それらのいくつかについて下に示す。

これらは、いずれも前述の経済モデルだけでは現実の納税行動を十分に説明できないことを強く示唆するものとなっている。

- 他の人が適正に納税していると考える場合、自分も適正に納税しようと努める傾向がある。Taxpayer Attitudes Study（1984）⁽¹¹⁶⁾。IRSも2000

(115) $Vat\ Revenue\ Ratio = \frac{Vat\ revenue}{(Consumption - VAT\ revenue)} \times VAT\ rate$ (standard)。

(116) People are more likely to pay taxes if they believe that their friends and

～2005年の戦略プラン（第2目標）において「自主申告制度は、隣人や競争相手も税法を遵守していると信じて自発的に自己の納税義務を履行する制度である」との認識を示している⁽¹¹⁷⁾。

- 納税行動は社会的な制裁の影響を受ける。Tax Evasion and Mechanisms of Social Control (1982)⁽¹¹⁸⁾
- 源泉徴収された所得については申告する必要があることを忘れる傾向もみられる。National Tax Association (1980)⁽¹¹⁹⁾
- 課税当局が公平であり、手続きが公正であると思われる場合、納税協力が促される可能性がある。Why People Pay Taxes: Tax Compliance and Enforcement (1992)⁽¹²⁰⁾
- 市民としてのモラルについて注意喚起がなされると自発的な納税協力が促される可能性がある。On legal sanctions (1966-67)⁽¹²¹⁾

other citizens pay taxes. Yankelovich, Skelly, & White, Inc., Internal Revenue Serv., Taxpayer Attitudes Study: Final Report 61 (1984) 参照。

(117) 本庄・前掲注(108) 「米国税務行政における『効率』の追求と『和解』戦略」308頁。

(118) Social sanctions affect compliance rates. H.G. Grasmick & W.J. Scott, Tax Evasion and Mechanisms of Social Control: A Comparison with Grand and Petty Theft, 2 J. Econ. Psychol. 213 (1982)参照。

(119) W-2 withholding makes people look at reporting of other income as, in effect, supererogatory. Laurie E. Ekstrand, Factors Affecting Compliance: Focus Group and Survey Results, in National Tax Association—Tax Institute of America, 1980 Proceedings of the Seventy-Third Annual Conference on Taxation 253, 254 (Stanley J. Bowers ed., 1981). 参照

(120) People are more likely to pay taxes if tax authorities seem fair and have fair procedures. Karyl A. Kinsey, Deterrence and Alienation Effects of IRS Enforcement: An Analysis of Survey Data, in Why People Pay Taxes: Tax Compliance and Enforcement 259, 281 (Joel Slemrod ed., 1992) (asserting that hearing about unfair treatment of taxpayers by the IRS increases future intentions of noncompliance); Kent W. Smith, Reciprocity and Fairness: Positive Ekstrand, supra note 14, at 255 Incentives for Tax Compliance, in Why People Pay Taxes, supra, at 223, 227. 参照

(121) People may be more willing to pay taxes after being reminded of their moral obligations as citizens. Richard D. Schwartz & Sonya Orleans, On Legal Sanctions, 34 U. Chi. L. Rev. 274, 292 (1966-67)

なお、このような米国の経験を理解するとき、日米の税務行政における量的な違いを念頭におく必要がある。IRS はおよそ 1 億 5000 万枚の申告書に対応しているが、わが国では大多数の個人納税者は源泉徴収及び年末調整により課税関係が完結し、個人として税務署に申告書を提出する必要はない。税務署に提出される申告書は 3000 万枚程度である。(図表 42)

ポスナー(2000)が「大多数の納税者(mainstream)」という場合、米国の税制における意味合いとわが国におけるそれは異なる可能性がある。

図表 42 納税者数・申告数の日米比較

(単位：万)

日本 (2007)		米国 (2007)	
申告所得税	2,362	個人所得税	13,889
(うち納税額のある者)	777		
法人数	381	パートナーシップ	309
	n. a.	S 法人	409
		その他の法人	250
消費税	367		

(出所) 国税庁・米国 IRS Data Book に基づき筆者作成。

(2) 社会規範との関係を取り入れた説明

そこで、人々が納税協力を行うのは、人々が社会規範 (norm) に従っているからであるという説明が登場する⁽¹²²⁾。

社会生活を営んでいく上において、自分が社会規範に従っているという“シグナル”を発することが有利であり、納税協力 (自発的な納税義務の履

(122) 米国以外でも社会規範と納税者行動について分析したものとして、例えばオーストラリアにおける Taylor, N.2001. Understanding Taxpayer Attitudes Through Understanding Taxpayer Identities, Center for Tax System Integrity, The Australian National University. Working Paper No.14 がある。

行) は、納税者にとっては「自分は社会規範にしたがっているんですよ」というシグナルを社会の他の構成員に対して発信するものとして捉えられることになる。

(3) “シグナル行動”としての納税協力:ポスナー教授のモデル

シグナル行動についてのポスナー(2000)モデルの前提は以下のとおり(主なもの)⁽¹²³⁾。

- 社会の構成員は、同じような資質を持つ。
- 社会には、将来の価値より現在の価値を重視するタイプの人(高い割引率を有する人という。便宜上”bad types”、悪人と呼ぶ)と、将来の価値と現在の価値のどちらも重視するタイプの人(低い割引率を有する人という。便宜上”good types”、善人と呼ぶ)が存在している。
- どちらのタイプであるかは、個人的な情報であり、相手がどちらのタイプなのかはお互いにわからない。したがって、実際には高い割引率を持つ悪人も自分は低い割引率を持つ善人であると“偽装”する(みせかける)ことが可能である。そして、悪人が善人と偽装するためのコストは高いものではない。

この2つのタイプの人々の間において協力行動を考えてみる。

- 人々には、社会において他の構成員と協力するか、裏切るか、協力しないかの選択があり、これを繰り返し行う。ただし、何回これを繰り返すかは事前にはわかっていない。その結果、誰と誰が協力関係を結ぶかといった最終的な均衡状況に至るものとする。
- 人々は、相手と協力することで利益を得ることができる。裏切るとその時には協力した場合の利益よりも更に大きな利益を得ることができる。協力しないと利益を得ることはできない。裏切られると損失をこうむる。
- 高い割引率を有する人は、目先の利益を重視し、相手を裏切るかもしれない。しかし、裏切る行動を繰り返すと悪人の評判(“スティグマ”。悪人であるというレッテル)が確立し、それ以降においては社会の他の構成員との間で協力関係が成立しづらくなる。一貫して協力していれば“善

(123) 増井・前掲注(113)「税務執行の理論」173頁。

人”の評判を得ることができる。

- ポスナーは、シグナル行動の本質を次のように述べている。「人々は、裏切られたくないと思うから、低い割引率を有する『善人』と協力したいと望む。したがって、『自分は低い割引率を有している』ということ、誰もが他者に信じさせたいと欲することになる。そこで、誰もが、自分は『善人』なのだ、ということをお互者に信じさせるため、努力を重ねることになる。これがシグナル (signals) である。シグナルが適切に発せられれば、『悪人』は自分が『善人』であると偽装することができなくなり、結果として生ずる均衡においては、『善人』が『善人』とのみ協力関係を築く」

3 シグナル理論の税務行政への応用

(1) ポスナー教授の主張

ポスナー(2000)によれば、シグナル理論の税務行政への含意は次のようになる。

「ある共同体では、法律に従っていることは、その人が『善人』であるかどうかを示すシグナルである可能性がある。脱税が発覚することが少ないことは、もし脱税が発覚した場合に、潜在的にパートナーとなる人の厳しい反応に直面することを意味する。つまり、脱税を犯したことが発覚し、『悪人』であるというスティグマが生じると、他の人々は、そのようなスティグマのない人とだけ付き合おうとするのである。もしこの仮説が正しいとすると、検挙率が高ければ人々は脱税をしなくなるという標準的なモデルとは、異なる説明を与えることになる。」⁽¹²⁴⁾

そして、シグナル理論の応用においては、

- 社会の構成員である納税者に対して政府(課税庁)が外部の存在であるという側面から働きかける場合と(⇒政府は制裁の期待値をコントロールすることを通じて納税者の行動に関わろうとする)、

(124) 増井・前掲注(113)「税務執行の理論」174頁。

- ・ 課税庁も納税者と同様社会の構成員の一人であるという側面から働きかける場合（⇒政府もシグナルを発するアクターの一人として納税者の行動に関わろうとする）

に分けて論じている。

外部から働きかける場合次のようになる。

- ・ 大多数の善良な納税者 (good types) は、制裁の期待値が低いのに納税協力をを行っている。そこで、“こんなに制裁の可能性が低くてもきちんと納税しているんですよ”⁽¹²⁵⁾、というシグナルを発することができるようにするために、政府としては制裁の期待値を下げるのが考えられる。
- ・ 逸脱者 (bad types) は、規範に従うつもりがないか薄い。こうした人にとって納税行動はシグナルにはならない。脱税が発覚してもその人の評判はそれ以上下がらないからである。このような逸脱者に対しては、調査や罰則の強化など直接的な制裁の期待値を大きくする対応が考えられる。社会的な制裁の期待値を高めるため、脱税者の氏名を公表する対応も考えられる⁽¹²⁶⁾。
- ・ 両者の中間の人々 (marginal taxpayers) への対応にはジレンマが生じる。すなわち、納税が弱いシグナルとなる場合（脱税が発覚するとその人の評判が若干下がる）である⁽¹²⁷⁾。制裁を重くすると納税協力のシ

(125) 例えば、確定申告期に過少申告・脱税についての報道が行われることは、大多数の善良な納税者に対してマイナスに働く可能性があるということだろうか。他方、これが市民としてのモラルについての注意喚起につながると考えれば、自発的な納税協力が促されることになる。いずれが正しいと推認できるかについての実証的なデータは不足している。

(126) これは、評判を気にせざるを得ない状況に追いつめられるためであろう。しかし、これが今日の社会で常に機能するかは不明である。例えば、FX 投資（外為証拠金取引）等の多額の利益を隠し、数億円の脱税で有罪が確定したという触込みの著者による投資指南本が出版されている。ここでは、脱税による有罪を自ら公表する行為は、脱税できるほど儲けられる高い能力をアピールするものとして、プラスに位置づけられている。著者が実在するかの真偽はさておき、脱税者の氏名の公表が社会的プレッシャーにならないどころか、逆手にとられる例もあり得ることを示唆するエピソードであると思われる。

(127) 現実には多くの納税者は“中間の人々”に該当するように思われる。

グナルとしての価値を減ずることになるし、制裁を軽くすると脱税の予防効果が減ってしまうからである。

次に、課税庁（政府）も社会の構成員の一人として、内部から働きかける場合次のようになる。

- ・ 内部からの働きかけにおけるポイントは、市民の信頼を得るため、政府の割引率が低いというメッセージを発することである。
- ・ たとえば、政治家の順法的な行動や、政府がよい活動をしているという評判である。
- ・ IRS が調査権限を制限するという改正は、“政府が短期的な税収確保に躍起になっているわけではありません”というメッセージ、すなわち、政府が低い割引率を有しているというシグナルになる。
- ・ 納税者に対する各種の手続き保障⁽¹²⁸⁾も、このようなシグナルの一種となる。
- ・ 逆に、いわゆる租税の免除（tax amnesty）など将来の税収を犠牲にして当面の税収につながる施策は、課税庁の割引率が高い（bad types）というシグナルと受け取られる可能性があるので、シグナル理論の観点からは好ましくない。

ポスナー（2000）は、以上から、常識的な公平感に反するが、シグナル理論に基づいて次のように言うことも可能であると主張している。

すなわち、豊かで悪質な納税者が評判を気にせず外国に資産を移したり濫用的な租税回避といった社会規範からみた逸脱行動を行うのであれば、評判を気にしない逸脱者を相手に執行コストをかけるより、課税庁はそのような少数の逸脱者グループを無視して大多数の納税者（mainstream）、善良な納税者のグループに集中することで税収を安定化・最大化することができるかもしれない。（ただし、そのことにより主流の善良な納税者の規範意識が低下すれば結局税収は不安定になるかもしれない）⁽¹²⁹⁾。

(128) 例として、事前確認制度の整備や、新行政不服審査法改正案。

(129) わが国の場合、ポスナー（2000）が米国の税制の文脈で「大多数の納税者」と呼ぶ

(2) 税務行政理論化（シグナル理論）の可能性

- (ア) 増井良啓教授は、人間行動という複雑な存在を対象にしなければならぬ税務執行の理論化は始まったばかりであり、ポスナー（2000）のモデルにも問題が残されているが⁽¹³⁰⁾、「むやみに制裁の期待値を大きくするだけでは有効な対処たりえず、むしろ市民の政府に対する信頼が重要であるといった知見が導き出されている。このことは、法律家が伝統的に民主的な租税制度や租税法律主義の意義を強調してきたこととも親和的であり、また、常識にも合致する」と指摘している⁽¹³¹⁾。
- (イ) シグナル理論から触発される最も興味深い点として、まず、上述の増井教授の指摘をあげることができる。ポスナーのいう外部からの働きかけ、いわば、“上から目線”（法令の当然な順守を求め、法令違反には調査等で制裁の期待値を高める）の対応だけでは膨大な数の納税者を相手に効率的・実効的な税務行政を行うことは困難であり、課税庁も社会の構成員の一人であるという視点も取り入れ、ポスナーのいう内部からの働きかけ、いわば“イコールパートナーの目線”も併せ持った対応が必要であることについて論理的に気付かせてくれる点であると考え。
- (ウ) また、大多数の善良な納税者⁽¹³²⁾への対応と一部の逸脱者では納税協力促進のためのアプローチが異なりうることを理論的に示した価値も大

人々は個人レベルでの申告は行っていない。したがって、税収最大化・安定化のためのポスナーのこの仮説をわが国の税制の文脈にあてはめた場合、①大多数の納税者への対応については米国と同様に課税庁の資源を投入すべきである（ただし、日本の場合大多数の納税者をカバーしている源泉徴収制度がスムーズに行われるように源泉徴収義務者を援助する形態をとる。この場合、対象者が相対的に少ないので、コストは米国より少なくて済む）、②逸脱者への対応については米国とは逆に、①で節約したリソースを用いることにより濫用的な租税回避を行う者やその擁護者への国税庁の対応を強化すべきである、といったアプローチが考えられるのではない。

(130) ポスナー（2000）モデルの限界としては、①前提とする人物像・社会像には厳格なものも多く他の見方を排除するものではない、②政府のとるべき方策について具体的な提案を欠く、③比較制度論的な影響（国による違い）の解明が不十分、等がある。増井・前掲注(113)「税務執行の理論」175-177頁。

(131) 増井・前掲注(113)「税務執行の理論」183頁。

(132) 日本人の社会意識をみると、近年、個人志向より社会志向の高まりや、社会貢献意識の高まりがみられる。内閣府「社会意識に関する世論調査」（各年）。

きい。

- 例えば、大多数の善良な納税者に対しては、調査の頻度（接触率）を一般的に高める必要はなく、むしろ調査を減らし納税者サービスを充実させるなど、課税庁が good types のシグナルを通じて内部から働きかけることが合理化されるかもしれない。
- また、例えば、評判を気にせず濫用的な租税回避スキームを利用する者や、国外に資産や所得を移転させることにより国際的な租税回避を行う者に対しては、制裁の期待値をあげることで、順法的な行動を促すようなアプローチの組み合わせが有益であろう。

一例をあげれば、市場では行われぬような、租税を軽減することだけを目的とした取引については否認されるかもしれないという不確実な状況をあえて作り出し、そのことにより制裁の期待値のレバレッジを上げることが合理化されるのではないか。あるいは、どの国でも課税を受けない状況を生み出す国際的な租税回避スキームについて法的な保護を与える必要性は乏しく、法的予測可能性を与えることの妥当性は小さいと考えて差し支えないのではないか。そして、そのような取引についての課税庁が関心をもっていることをもって広報することも有効かもしれない⁽¹³³⁾。

(133) 国際的な脱税事件の摘発が報道されることがある。例えば国外払いのストックオプション所得や、海外の投資ファンド所得を申告しなかった例などである（前掲注(22)）。報道がなされた機会に、そのような所得の申告方法について国税庁ホームページ等で解説するなどしてアピールすることはどうだろうか。主に「中間の人々」(Marginal taxpayers) に対して適正申告のモラルをリマインドするとともに、具体的な申告手続方法についての情報を提供することができるのではないだろうか。

図表 43 人はどの程度正直か（ペイグル売りのエピソード）

米国の農業経済学者であるポール・フェルドマン氏は、1984年に退職した後にペイグルパンを売って暮らすことに決めた。朝オフィスにペイグルパンと代金回収箱を配り、自己申告に頼って代金を回収する商売である。彼のエコノミストの友人たちは、自己申告のみに頼った代金回収は失敗するだろうと警告した。

フェルドマン氏は、140社に週8,400個のペイグルパンを販売しながら、代金回収率を記録し、どのような場合にペイグルが失敬されているのか細かく測定した。

スティーヴンDレヴィット氏（エコノミスト）とスティーヴンJダブナー氏（ジャーナリスト）は、その共著「Freakonomics」の中でペイグル売りのエピソードとして紹介している。ポイントは以下のとおり

- 自己申告による代金回収率は、以前同僚を相手に販売した際の95%に比べ、低いものであった。レヴィットらは、心理学・経済学の幅広い研究により、同じモノでもよい感情を持つ相手から買うとき、人は高い値段を進んで受け入れることが分かっていることを指摘している。
- 回収率が80%以下の会社でも、代金回収箱が盗まれることはほとんどない。ペイグルを失敬しても、現金までは失敬しない。レヴィットらは、これは、金額の大小の問題というより文脈の問題（顧客層の性格）ではないかと指摘している。
- 時代精神の影響もある。1990年代に回収率はゆっくりと87%まで低下し、9.11同時テロを境に2%ポイントあまり跳ね上がった。レヴィットらは、これは愛国心または思いやり精神の影響かもしれないと推察している。
- 小規模（数十人）のオフィスの方が大規模（数百人）のオフィスより3~5%ポイント回収率が高い。レヴィットらは、小さな地域社会における「恥」の感覚の影響が重要と思われることを指摘している。
- 人の気分の影響がある。①天候については、季節はずれの好天だと回収率が高まり、その逆だと回収率がものすごく下がる。②時期については、回収率が下がるのはクリスマス、感謝祭、ヴァレンタイン、4月15日（米国における確定申告締切日）。心配や好きな人への高い期待があふれる時期に回収率が下がるようだ。
- 会社で地位が高い人のほうが低い人より回収率が低い傾向がある（役員フロアの方が回収率が低い）。理由として、フェルドマン氏は特権意識がいきすぎたことをあげている。レヴィット氏らはズルができる人だから昇進した可能性も否定できないと指摘している。

レヴィットとダブナーは、「道徳が私たちの望む世の中のあり方、経済学が実際の世の中の中のあり方とすると、フェルドマンのペイグル屋さんのお話は道徳と経済がちょうど交わるころにある。たしかに、彼から盗んだ人はたくさんいた。でも、ほとんどの人たちは、誰かみはっているわけでないのに、そんなことはしなかった」と述べている。そして、ペイグルパンのエピソードからは、他人の監視がないときに人が悪の誘惑に勝てる率がそれなりに大きい（87%）と言い得るのではないかと結論している。

（出所）スティーヴンDレヴィットとスティーヴンJダブナー・望月衛訳
「Freakonomics」(東洋経済新報社、2006) 55-63頁

(3) シグナル理論応用へのハードル

シグナル理論の応用にはハードルも多くのこされている⁽¹³⁴⁾。

(ア) 善人 (Good types) と 悪人 (bad types) の見分け方についてある程度信頼できる枠組みが開発できる必要がある。ポスナー(2000)も、悪人が善人を偽装する(みせかける)コストは低いことを認めている。

もっとも、実証的なアプローチや経験を積み重ねることにより今後ある程度のヒントを手に入れることができるかもしれない。例えば、期限後申告を繰り返す人と過少申告の関係や、経常的でない所得と経常的な所得と意図的過少申告との関係などについては研究する価値があろう。

(これは、バイグル売りのエピソード(図表 43)でいう“文脈”の影響についての探求と言えるだろう。)

しかも、good types と bad types の区別は、固定的なものでなく、年齢や所得の種類、地域によっても異なってくる可能性もある⁽¹³⁵⁾、これらの違いを扱おうとすると、善人・悪人を峻別するための枠組みは複雑なものとなり、信頼性が低下するだろう。

(イ) 課税庁の持つ割引率が低いというシグナル(象徴的には、課税庁は短期的な税収確保を目指していないというメッセージのことであり、具体的には例えば救済手続保証や、規範意識の高いメインストリームの納税者に対する調査の制限などの措置)が、どのような経路を通過してどの程度税務協力の向上につながるのかがある程度明らかにされる必要がある。

(ウ) 申告納税制度は最終的には課税庁の調査により担保されており(国税

(134) シグナル理論(ポスナー(2000)モデル)の限界については前掲注(130)参照。納税者行動や選択を見据えた課税庁の対応についての画期的なアイデアについては後述「コラム 納税者が選択する税務行政：ラスコーリニコフ教授の提案」参照。

(135) 例えば、元学校長によるFXの脱税や、著名な経営者による海外ストックオプションの脱税などが摘発されたことが報道されている。あるいは、事業目的が一切なく租税軽減のみを目的とした濫用的な租税回避やタックスシェルターを堂々公然と利用する高額所得者やこれを擁護する専門家など。これらの人々が社会規範を常に無視しているとも考えにくい。前述のバイグル売りのエピソード(図表 43「人はどの程度正直か」)も、good types と bad types の違いを考える上で参考になるだろう。

通則法第 16 条)、質問検査権の行使は税務行政の裁量の範囲とされている⁽¹³⁶⁾。規範意識の高い善良な納税者は法令で定義できるものでもなく、ミスによる過少申告は規範意識の高低と無関係に生じ得るので、調査の制限といった考え方はすぐにはなじみにくい⁽¹³⁷⁾。

(エ) 申告納税制度における納税協力には、納税者の税制や会計制度についての知識や技術といったインフラが必要である。現実に納税協力がなされない原因としては、不注意や知識の欠如、誤解、課税庁との真の‘見解の相違’が結果として影響することも多い。これらは納税者の社会規範への感度とは無関係に起こりうる問題と思われる。また、メンドクサイことを厭う傾向⁽¹³⁸⁾も現実には存在し、その結果納税協力が不十分となる可能性もある。こうした各要素がシグナルモデルとの関係でどのように扱われるのかについて、もう少しはっきりさせる必要があろう。

(オ) 以上のようなハードルに対応した解決を図ろうとすると、税務協力に於いての理論やモデルは複雑になり、信頼性が更に低下する。

まとめ

- 近年、各国の税務行政の潮流をみると、①納税者サービスを強調した組織運営、②従来の税目別の組織構造から納税者別（“カスタマー”と呼ばれる）の納税者管理・調査機構への移行、③事前確認制度その他適正手続き・救済手続きの更なる整備、などが積極的に行われている。振り返ると、

(136) 質問検査権は適正公平な課税の実現のために認められており、その行使の時期、程度、方法、手段については、社会通念上相当な限度にとどまる限り、税務職員の判断に委ねられる。最高判 S48. 7. 10. 訟務月報 19 卷 9 号 125 頁。

(137) シグナル理論によれば、大多数のメインストリームの納税者に対して調査を強化するなど制裁の期待値を上げると納税協力の観点からはマイナスの結果につながるとされる。しかし、本当に申告の内容が劣化するのか。そうだとしても制裁を強化すると申告水準が低下する分かれ目（“臨界点”）をどのように知ることができるのだろうか。なお、納税者を定義する困難を巧みに回避した提案として、後述コラム「納税者が選択する税務行政：ラスコーリニコフ教授の提案」参照。

(138) 例えば、100m 歩けば銀行の現金自動支払機を無料で利用できるのに、手数料を支払ってコンビニで預金を引き出す人は多数存在している。

シグナル理論の含意に親和的な施策が採用されてきているように見える。

- 調査の可能性と罰則の金額から得られる表面的な制裁の期待値だけで制裁の期待値を十分実効的なレベルに維持することは困難なので、制裁の期待値のレバレッジを高めたり、補完するための方策を検討すべきであろう。シグナル理論を参考に、善人 (good types) と悪人 (bad types) により対応を分けることが理論的に合理化されるので、たとえば、アグレッシブに税の軽減を追求するグループや、国際的な二重非課税となる租税回避スキームには予測可能性の保護をあえて与えない⁽¹³⁹⁾ ことが考えられるかもしれない。この場合、租税回避の調査は、個々の申告が適法になされているかを確認するためのものというより、‘調査され、否認されるかもしれない’という制裁のレバレッジを高めるための威嚇力としての意味合いが濃いものとなろう。(なお、good types と bad types を分けてアプローチを変えることが法の平等原則の下で容認されるかどうかについては、基本的には行政の裁量権の問題として容認されると思われるが、法学的立場からは慎重に検討すべきとの指摘があり得るかもしれない)。
- 納税協力に積極的でないグレーゾーンの納税者やほとんど気にしない逸脱者 (bad types) を、規範意識の高い主流の納税者 (good types) に誘導するための有効な方策については色々なアイディア・仮説があり得る。
 - ・ ポスナー (2000) は脱税者の氏名の公表を提案している。
 - ・ ラスコリーニコフ教授は、納税者の選択により、順法的な納税者グループとアグレッシブな租税回避も厭わない少数のグループを分け、それぞれに応じた税務行政を提案している⁽¹⁴⁰⁾。
 - ・ 資料情報制度の整備等も、不突合による調査等により制裁の期待値

(139) 形式的に‘違法’でさえなければ‘不当’と言い得る租税回避 (例えば税軽減目低以外の事業目的のないスキーム) も否認はされないという主張を法的安定性の名の下で正当化することは、租税回避を巡る純粹に法律的な議論において許容される可能性はさておき、税務行政の理論 (シグナル理論) の下では‘悪人’ (割引率が高い納税者) に分類されることになる。

(140) コラム「納税者が選択する税務行政：ラスコーリニコフ教授の提案」(後述) 参照。

を高める機能より、むしろ適正な申告について大多数の納税者にリマインドする機能を持つものとして活用することが考えられる⁽¹⁴¹⁾。例えば、海外投資の際に納税者に個人情報の開示（国際納税者番号ならなお良い）を義務付けるとともに金融機関を通じて申告義務のお知らせを交付することで、自発的な納税協力が促進されることを期待し得るのではないか。

- いずれにせよ、社会規範や納税者の意識との関係で税務行政の機構や運営のあり方を基礎づける理論を探求することには大きな意義があると考ええる⁽¹⁴²⁾。今後、この分野が課税庁内部のみならず、幅広い研究者・実務家の関心の対象となり、理論研究・実証研究が行われること、そして実務への応用可能性が探求されることが期待される。

(141) 米国では、以前は子供の名前を申告書に記入すれば扶養控除を受けることができた。IRSが1987年の確定申告から社会保障番号の記入を求めるよう改正したところ、扶養される子供の数が前年より700万人(扶養対象の子供の10人に1人)も減った。スティーブンDレヴィット、スティーブンJダブナー・望月衝訳「Freakonomics」(東洋経済2006)30-31頁。このエピソードによると、情報突合による否認が実際に行われたわけではないのに納税協力が大幅に向上している。改善の背景としては、ズルが否認される可能性が高まったため、又はそのように思わせる威嚇力を背景に適正申告が促されたという部分もあるが、むしろ規範に従った行動についてのリマインド効果により主流の納税者の順法的な行動が促されたことによるところが大きいと言い得るのではないか。架空の社会保障番号を記入することは心理的にハードルを感じる人が多いと思われるからである。前述のベイグル売りのエピソード(図表43)は、人はベイグルをごまかすことはできても代金回収箱を持っていくことまではできないこと、そして、それは金額の問題というより文脈(対象者の社会的背景や資質等)が重要だということを教えてくれている。租税回避についても、例えば、税法の抜け穴探しは租税法律主義の下で正当化されるべきという文脈で語られた場合と、租税回避は“cheating ourselves”(Joel Slemrod教授の著書のタイトル。J. Econ. Persp (2007))かも知れないという文脈で語られた場合とでは、個々人の納税協力及び社会行動(ひいては租税制度への国民感情や信頼感)に与えるインパクトは大きく異なってくる可能性がある。

(142) 税制について社会学的な面等から大掛かりな実証的分析を行った例として、税制調査会「わが国経済社会の構造変化の「実像」について = 「量」から「質」へ、そして「標準」から「多様」へ=」(平成16年6月)。(http://www.cao.go.jp)

コラム 納税者が選択する税務行政：ラスコーリニコフ教授の提案

租税法律主義が今日の民主的な税制において譲ることのできない重要な原則であることについては揺るぎないコンセンサスがある。しかし、租税法律主義が、大多数の順法的な国民の利益を守るより、時として、税制のループホール探しに躍起になってる一部の人々を利する‘鎧’になっているのではないかというジレンマを感じている人もいる。

アレックス・ラスコーリニコフ教授（米コロンビア大ロースクール）による、納税行動の背景にある動機に応じて税務執行の対応を変える提案は、納税者の選択を尊重したエレガントな仕組みなのに、予想される結果は痛快だ。実務に応用できれば、租税法律主義は、アグレッシブな租税回避を行う納税者にとって頼りになる鎧ではなくなるだろう⁽¹⁴³⁾。

長年にわたる税務執行を巡る実証研究は、多くの米国人はおおむね適正に納税を行っているという事実を示している（図表 40 参照）。

しかし、納税者の行動の背景にある動機は様々である。これまでの税務行政は、主にペナルティと税務調査により逸脱行動を抑止するための制度(regime)であり、個々の納税者の行動に注目することなく全ての納税者に同様に適用されている。

ラスコーリニコフ教授は、こうした画一的な(one-size-fits-all)税務行政の在り方をやめ、より納税者個々人の納税行動やその背景にある動機に着目し、相手に応じた(target)税務行政へと大転換するべきであると主張する。具体的には、税務行政には、これまでの阻害的制度(Deterrance Regime)のほか、順法促進的制度(Compliance Regime)を導入する。そして、納税者個々人にいずれかを選択してもらい、それぞれに対応した税務行政を提供することで、よ

(143) Alex Raskolnikov 「Revealing Choices: Using Taxpayer Choice to Target TaxEnforcement」 Columbia Law Review, May 2009. 109 Colum. L. Rev. 689。

り効率的な税務執行を実現し、ひいては社会における納税協力（tax compliance）の水準を高めることができると主張している。

教授の提案の理論及び提案は、次のように短く示すことができる。

図表 44 ラスコーリニコフ教授が提案する新たな税務行政

※ 納税者は、申告の際に、自己の納税行動における主な動機に従って、(イ)又は(ロ)のいずれの制度の適用を受けるか選択することができる。

2つの仕組みの提案	(イ) 阻害的制度 DR (Deterrence Regime)	(ロ) 順法促進的制度 CR (Compliance Regime)
特徴	従来型の税務行政のスタイル。	新たに提案するスタイル。
	税務調査による更正とペナルティの賦課の可能性を威嚇力として、逸脱行動を阻害する	順法的な納税者 (non-gamers) にとってのコストはないか小さいが、逸脱的な納税者 (Gamers) にとってはコストが非常に大きなものとする。
各制度が予定する適用対象者の納税行動	“Gamers” 税制や税務行政と争ったり競うことをいとわない。 社会では少数の納税者グループ	“Non-Gamers” 税制や税務行政との争いを避け、順法的納税行動を志向。 大多数の適正に納税している納税者グループ (実証的に85%以上)
上記納税行動の背景にある動機	合理性 ‘制裁の期待値が便益を上回らなければ人は法を破る。’ 即ち、税務調査の指摘を受けペナルティを課される可能性が十分高い場合にのみ適正に申告を行う。	合理的とは言えない動機 (罪、恥、義務感、嫉等) と、合理的な動機 (有利な銀行借入、公開会社の場合税務調査による更正を回避したい等) が混在。
制度のポイント	・情報申告、税務調査により、制裁の期待値を高める。	順法促進的制度を選択した納税者は、次の義務を負う。 ・紛争となった場合、課税庁に有利な強い推定が働くことに同意 (反証には課税庁が誤っているという明白な証拠が必要)。 ・仲裁により最終的な決着を図ることについて事前に同意。
選択の結果納税者の受ける効果	・現在より思い切った高額な罰金 ・より厳格・徹底的な調査 ・税務調査・更正確率の向上	・より低額な罰金 ・より協調的な調査 ・より幅広くタイムリーな事前確認へのアクセス
アグレッシブな租税回避の可能性を制限する仕組み		・会計士・弁護士・税理士の顧客についての守秘義務を制限 ・租税回避スキームに関与した会計士・弁護士・税理士への罰則強化

ラスコーリニコフ教授もポーセン教授も、人々の納税行動についての基本認識は共通している。すなわち、社会には順法的なグループ (non-gamers。ポーセンは割引率の低い good types と呼んだ) と逸脱的なグループ (gamers。ポーセンは割引率の高い bad types と呼んだ) が存在すること、納税者の多くは順法的なグループであることである。

そして、2 人とも、両者に対して異なる視点から独立の指針が与えられるべきであることを導いている。後者には調査及びペナルティによる威嚇を用意する必要があり、前者にはそれらは無意味か場合によっては逆効果で、協調的・援助的なアプローチが似つかわしい。

その上で、ラスコーリニコフ教授の提案が魅力的なのは、分析から一步踏み込んで、納税者に自分自身の納税行動における動機の開示を迫ることで、逸脱的なグループの納税者が順法的なグループの納税者に移行することを促すための具体的な仕組みを提案した点である。提案された仕組は、一言で言うと、アグレッシブな租税回避を行う者には举证責任を負うことの負担は大きい、租税回避を志向しない大半の納税者にとっては、かかる举证責任はほとんど負担にならないものであるという極めてシンプルだが重要な違いに依拠している。

教授は、納税者の選択に従って異なった課税上の取り扱いを行う制度は、すでに米国の税制で採用されており、この提案には十分実現性があると主張している⁽¹⁴⁴⁾。教授自身が指摘している不確実性や弱点 (例えば、アグレッシブな租税回避を行う納税者が non-gamers と偽装する可能性への効果的な対応をどうするか) が残されてはいるものの、ラスコーリニコフ教授の提案からは、納

(144) 例えば、納税者及び関与弁護士・会計士は、アグレッシブな租税回避を行いその旨申告書で開示するか、より保守的なタックスプランニングを行うかを選択することにより罰則の適用を回避することができる (内国歳入法第 6662(d)(2)(B)、第 6694(a)(2))。なお、納税者の選択を利用した協調的税務調査の例として、IRS が導入した Compliance Assurance Process がある。これは、IRS との間で任意に完全な情報開示に合意した大規模法人に対して、進行期に臨場調査を行い包括的な事前確認を行うものである。その他、近年の IRS 改革にも同様の思想に基づく施策が多くみられる。

税者の行動を理解した効率的な税務行政を目指す上で参考になる多くの示唆を得ることができる。

税務行政を巡るエピソード（事例集）

以下は税務行政についての興味ぶかい“実例”、”エピソード“をジャーナリストティックに収録したものである。なお、シグナル理論の観点を参考にコメントを付してみた。

○エピソード1 現代の米国：IRSの解体的改革と新生IRS

1998年のIRS“解体的”改革⁽¹⁴⁵⁾の前後において、IRSの発するシグナルのうちgood typesのシグナルと思われるものには(+)、bad typesのシグナルは(-)を付しながら整理してみる。

(IRSに対する国民・議会の強い批判)

米国では、納税者オンブズマン制度(1979年)や「納税者の権利章典」(1988)（徴税ノルマ達成率による人事評価の禁止⁽⁺⁾）など、IRSの行き過ぎた法執行活動の歯止めの措置が講じられていたが、IRSの粗暴な税務調査や徴収は根絶されず、1990年代半ばに至ると、米国民、議会は、①相談の電話も通じにくい劣悪な納税者サービス⁽⁻⁾、②弱いものいじめで大物を見逃す税務調査⁽⁻⁾、等についてIRSを猛烈に批判する事態に発展していたと伝えられている。

(新生IRSを象徴する方程式：“S(納税者サービス)+E(法執行活動)=C(納税協力))

第1期 納税者サービスの推進：

IRSに対する政治的批判を背景にIRS再生改革法(1998)により解体的改

(145) 本庄・前掲注(108) 「米国税務行政における『効率』の追求と『和解』戦略」299頁。

革が断行された。初代ロソッティ長官は、新生 IRS の使命を「米国納税者に対し納税義務の理解と履行を支援し、すべての納税者に適正かつ公平に税法を適用し、トップレベルのサービスを提供すること⁽⁺⁾」と定め、地方国税局を廃止し、税収に占める割合の大きい大規模法人についての担当部署(LMSC)ほか業務に応じた4つの部門に改組することにより組織の効率化と説明責任の所在の明確化を推進した。⁽⁺⁾

本庄資教授は、その狙いについて、米国税収のほとんどは「自発的な申告納税によっているのであり、正直な納税者はまさに IRS の「顧客」であってサービスに徹すべき⁽⁺⁾」であり、このような顧客に対して調査などの法執行活動をするのは不要であるから IRS は彼らの味方であって敵対者でないことを納得させる必要がある⁽⁺⁾、税法を遵守しない者に対しては法執行活動を集中強化すべきである。」ことがあったと指摘している。

また、IRS は、「法執行活動による効果的な徴税」（伝統的に「納税者を正直にさせるのは IRS に対する恐怖心である」といわれた）と「納税者サービスの提供」を両立させることはできないという租税専門家の誤った認識を改めさせる必要があると考えており、調査等の法執行活動は税法知識の欠如や誤解、法解釈の差異といったものを対象とすべきではなく、⁽⁺⁾ 故意のノンコンプライアンス等に限定すべきとの方針であるという方針で臨んでいることについて指摘している。

第2期 法執行活動への回帰（租税回避への対応に焦点）

新生 IRS 2代目のエバーソン長官は、サービス(S)と+法執行活動(E)により納税協力(C)を達成することをモットーとし、同長官の下で策定されたIRS 中期戦略(IRS Strategic Plan 2005~2009)では法執行活動についても強調されている。

法執行活動の具体的な目的として、①法人、高額所得者等による課税ベース腐食活動の抑止、②弁護士・会計士等の実務家に職業倫理を守り税法の遵守を促すこと、③国内及びオフショアベースの脱税及び禁輸犯罪の摘発、④免税団体等の濫用及びこれらの団体の租税回避目的の悪用の抑止、があげら

れている⁽¹⁴⁶⁾。

第3期

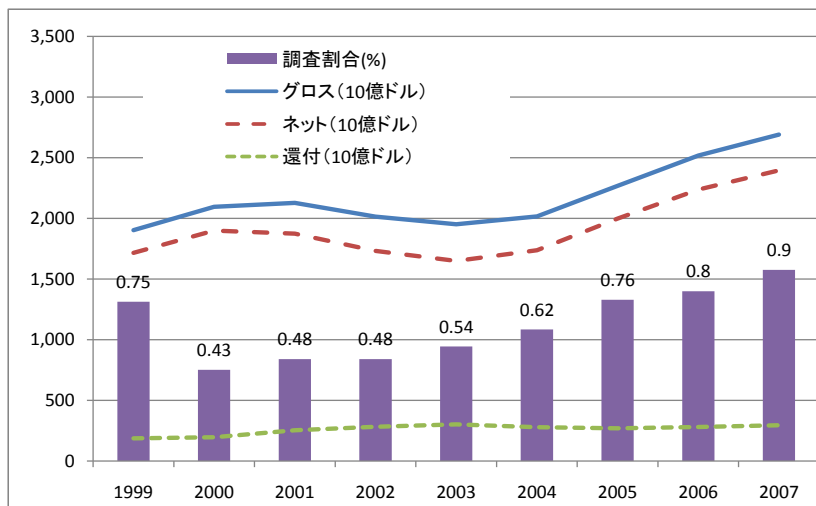
2009年4月に誕生した新生 IRS 3代目のシュルマン長官の下でもこうした流れは基本的に変わらず、IRS 中期計画（2009～2013）では、第一目標として申告納税を容易ならしめるための納税者サービスの向上⁽⁺⁾、第二目標として納税者の適正な履行のための税法の執行、そして、高品質な税務行政実現のための投資として、IRS の職場としての魅力の向上や職員教育、実証分析の強化⁽⁺⁾、等についてもあげている。

（IRS 改革後 10 年間の税務執行のパフォーマンス）

指標でみると、IRS は調査比率を高めていること（とはいっても 1%以下の水準であるが）、また、税収も増加基調であることが分かる。（図表 45, 46）

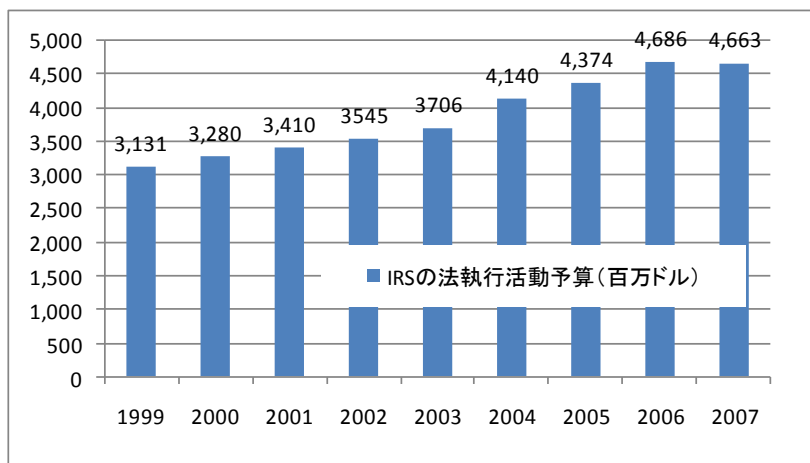
(146) 本庄資教授は、1998年の IRS 改革に至る過程における議会や国民からの「小物ばかり虐めて大物を見逃す」という痛烈な批判の背景には、「IRS 幹部と法曹界・CPA 群像との癒着を暗示する一面があったが、新生 IRS は、特に大企業に対する移転価格課税の充実と、これをフォローアップするための移転価格訴訟に対する戦略的対応を試み、「大型訴訟事件プログラム」の下では、首席法律顧問官と 1,500 人の法律家が、訴訟技術者として「訴訟」のみを担当するのではなく、調査・不服審査段階から IRS 法律アドバイザーとして関与させる等の対応をしている」と報告している。本庄・前掲注(108)「米国税務行政における『効率』の追求と『和解』戦略」316頁。

図表 45 税金・調査割合の推移（IRS 改革後）

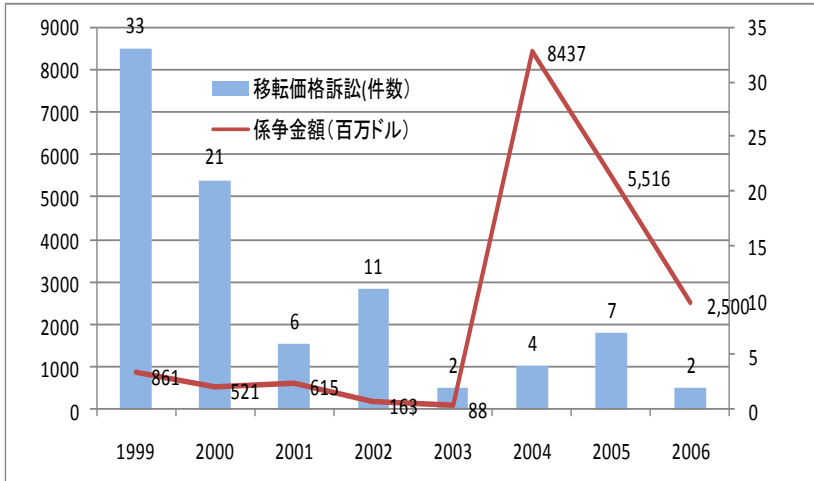


(出所) 本庄資 税務大学校論叢 40 周年記念論文集(2008)307 頁(原典は IRS Data Book)より筆者作成

図表 46 IRS の法執行活動の予算（百万ドル）の推移



図表 47 移転価格訴訟の推移（米国の経験）



(出所) 本庄資 税務大学校論叢 40 周年記念論文集 (2008) 317 頁より筆者作成。

(注) 米国においては、IRS と納税者の「和解」が認められている点が日本と大きく違う。
この問題について詳しくは、本庄資「米国税務行政における『効率』の追求と『和解』戦略」税務大学校論叢 40 周年記念論文集 (2008) 300 頁参照。

(シグナル理論を踏まえたコメント)

IRS 改革後の 10 年間で振り返ると、グロス・ネットの税収は右肩上がりで見られ、上昇しており、好ましい状況を示している。

IRS 改革 (1998 年) にいたる背景と、その後の新生 IRS の活動方針・実績を観察すると、メインストリームの納税者は調査対象でなく支援の対象であることを強調した点など、政府が割引率が低いアクターの一人であることが強調されており、シグナル理論的に合理化される施策が採用されているように思われる。

もっとも、結果としての税収への影響については、景気動向の影響が排除されていないので断定まではできない。

又、シグナル理論的には、制裁の期待値を高める外部からの働きかけが行

われてきているとの指摘も可能である。調査の割合は、低い水準ではあるとしてもじわじわと上昇している。特に2005年以降は、第二代のエバーソン長官の下、S+E=Cとして法執行活動（特に大法人・高額所得者、租税回避行動）にも回帰している。制裁の期待値を高める施策が発表された時期と税収が増加している時期（2005～）が重なっている。

○エピソード2 “3丁目の夕日”の頃の日本：不安定だった税務行政

＝税務行政への不満と包括的租税回避否認規定への不信任＝

昭和30年代以前の税務行政について、伝えられるところを参考にしながら、政府・課税庁の内部からの働きかけにおいて、good types のシグナルと思われるものには（＋）、bad types のシグナルは（－）を付しながら整理してみる。

昭和20年代の税制・税務行政については、以下のような混乱がみられたと言われる。田中二郎教授は、民主的でなく、また、租税法律主義にしたがっていたとは言いがたかったと鋭く批判している。

- ① 国・地方公共団体は、専らその財政事情を優先し、公的サービスの提供は不十分なまま、民主的とは言えない税制を国民に押し付けていた^(一)。
- ② 納税者（国民）の側は、納税義務を自分たちのものとして受け止めるより、税制に対して強い不満を抱き、非合法的な脱税に苦心する傾向すらみられた^(一)。

田中二郎教授は、次のような点についても指摘している。「憲法や法律の建前だけからいうと、わが国は旧憲法の時代から、租税については、特に厳格な法治主義をとり、租税法律主義の建前を堅持してきた。他の分野においては、憲法そのものが行政権の広範な裁量を認めているに拘らず、租税に関する限り、近代法治国家の原則に従って、行政権の自由な裁量を否定し、納税義務者・課税物件・課税標準及び税率のすべてを法律を以って定めるべきも

のとし、法律によるのでなければ、租税を賦課徴収することができないことを建前としてきた。ところが、実際上には、特に終戦後においては、租税法ほど、法律の規定通りに行われていない分野はないといってもよい位で、法律の規定は、或は無視され或は歪曲された。厳格な法律の執行でなければならぬ租税の賦課徴収が、しばしば、徴税権者と納税義務者との話合によって片づけられた。租税法律主義は、実質的には、殆ど無視されていたといってもいいすぎではないであろう⁽⁻⁾。⁽¹⁴⁷⁾」(下線追加)

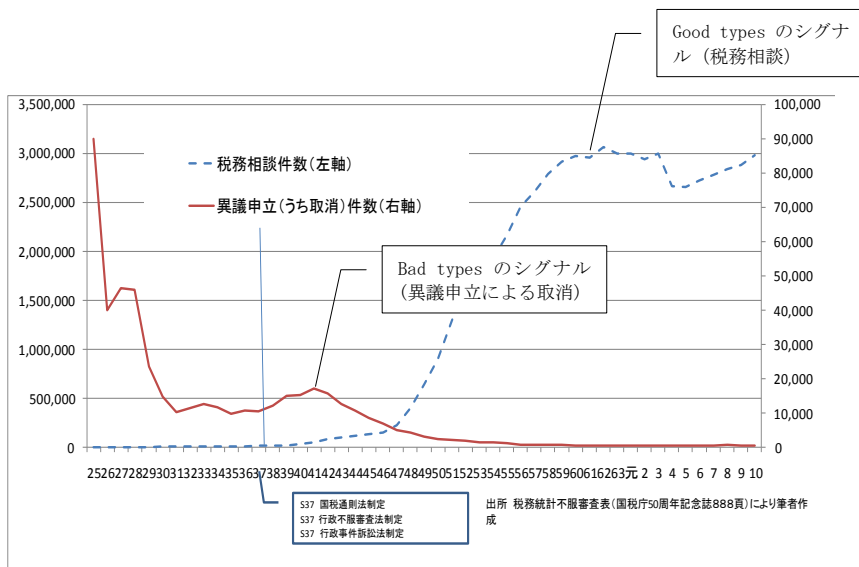
昭和37年は、租税通則法、行政事件訴訟法、行政不服審査法等一連の手續き保証のための制度が導入された年であった⁽⁺⁾。

税制調査会は、租税通則法の制定に関し、「税法においては私法上許された形式を濫用することにより租税負担を不当に回避し又は軽減することは許されるべきでないと考えられている。」「上記実質課税の原則の一環として、租税回避行為は課税上これを否認することができる旨の既定を国税通則法に設けるものとする」などとする答申を行った(税制調査会「国税通則法の制定に関する答申及びその説明」昭和36年7月)。しかし、結局立法は見送られて今日に至っている。

昭和30年代当時、実質課税の原則に基づく包括的租税回避否認規定の提案が幅広い支持を集めることができなかつた背景には、戦後の混乱期の税務行政の状況についての記憶など、現在とはやや趣きの異なつた当時の時代精神の影響もあつたのではないかと推察される。

(147) 増井・前掲注(113)「税務執行の理論」179頁脚注21。

図表 48 異議申立（取消）件数及び税務相談件数の推移



(図表 48 に関し、シグナル理論からみたコメント)

- ・ 税務相談件数はきめ細かな納税者サービスを表現しており、課税庁の発する good types のシグナルであると言い得る。
- ・ 異議申立（取消分）の件数は、処分庁自ら処分を取り消したものであるため、不十分なし粗暴な調査の存在を伺わせるものであるとみることができると言える。課税庁の発する bad types のシグナルであると言い得る。

このように考えると、昭和 20 年代には、課税庁は短期的な税収確保に躍起になっている、あるいは調査官が個人的な成果主義に走っている、といった、bad types のシグナルを国民一般に対して発していた一方、近年は good types のシグナルを発していることを指摘できるだろう。

今日の租税回避否認規定を巡る議論においても、しばしば昭和 37 年の国税通則法の審議過程における議論が参照されている。時代精神についての理解も踏まえて検討することが望ましい探求態度であるように思われる。

○エピソード3 現代の日本：小学校等における租税教室

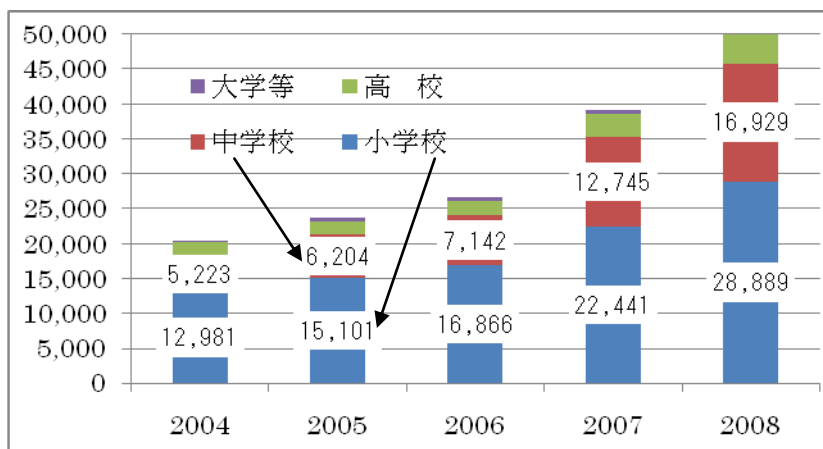
近年、小・中学校の生徒を対象に税務職員等が出向いて行う「租税教室」が近年盛んに開催されている。(図表 49)

これは税務調査のような法の執行活動ではないし、申告指導等の現在の納税者に対する支援でもない。小中学校の生徒は今日の納税者でないので、いわば”将来の納税者”(しかも、その多くは個々人として申告納税は行わない)へのアプローチである。

それにもかかわらず租税教室を行うことは、シグナル理論に照らせば、「国税庁や政府は目先の税収に躍起になっているわけではありませんよ」「低い割引率を持っていますよ」という、good types のシグナルを発信するものであり、従って納税協力に好ましい影響があると考え得るのではないか。

この活動は、税務署の職員のほか、学校の教員、関係民間団体の応援等を得て実施されているものだが、税務職員が税法の執行を離れて国民の目に触れる機会でもある。こうした活動が地域の新聞や地方版などで報道されたり、児童生徒が帰宅後家庭で話題にしてくれることによって、好ましいシグナルの伝達効果は更に高まるだろう。

図表 49 租税教室の開催状況（件数。各年度）



（出所）国税庁

（参考）例えば、中学校学習指導要領〔公民的分野〕（平成 20 年 3 月文部科学省告示）は次のようにしている。「国民の生活と政府の役割：国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。」

図表 1	合計所得金額階級別の人員数・合計算出税額 (2007)	12
図表 2	本研究における対象者の定義 (個人)	13
図表 3	高額所得申告者の合計所得金額階級別年齢階層別シェア (2007)	14
図表 4	スーパーリッチと高額所得申告者の比較 (年齢階層別シェア)	15
図表 5	スーパーリッチの居住地 (国税局別)	15
図表 6	リッチの所得構成 (合計所得金額階級別) (2007)	16
図表 7	リッチの所得構成 (全体) (2007)	17
図表 8	各種控除の利用割合 (全申告者) (2007)	18
図表 9	各種控除の利用割合 (リッチ) (2007)	19
図表 10	各種控除の平均・最大利用金額 (リッチ) (2007)	20
図表 11	合計所得金額階級別所得税の実効負担割合	20
図表 12	リッチの実効税負担率 (2007)	21
図表 13	リッチの出現頻度 (2001-2007)	22
図表 14	‘不動のリッチ’の所得構成 (2007)	24
図表 15	‘一発リッチ’の所得構成 (2007)	24
図表 16	スーパーリッチに該当するための最低所得金額	25
図表 17	スーパーリッチの納付税額・平均税負担率	26
図表 18	スーパーリッチの限界税率別申告件数	26
図表 19	スーパーリッチの所得項目における特徴	27
図表 20	スーパーリッチの控除項目における特徴	28
図表 21	スーパーリッチによる赤字所得の損益通算	29
図表 22	スーパーリッチにおける総所得金額 0 円の背景	30
図表 23	スーパーリッチにおける総所得金額 0 円の背景 (詳細)	30
図表 24	利子所得申告、外税控除、不動産赤字申告 (2007)	32
図表 25	法人税の計算構造	38
図表 26	法人分布の偏りと法人税収 (2006)	38
図表 27	法人税の実効負担割合 (2006)	39
図表 28	米国における企業利益と法人課税所得計算の乖離	40

図表 29	企業会計と税務会計の乖離の状況（2006）	42
図表 30	企業利益と法人税課税所得の関係（Top100 社）（2006）	43
図表 31	資料編：日米スーパーリッチ（TOP400）の申告	44
図表 32	租税回避意図の認定と租税回避の否認（裁判例の概要）	49
図表 33	租税回避の定義とその‘ルーツ’にある問題	55
図表 34	租税回避否認を検討すべき取引についての考え方（仮説）	68
図表 35	裁判所の「仮装」認定	79
図表 36	実務における租税回避の認定フロー（実験的な整理）	83
図表 37	主要国の国税収入の税目別構成割合（%）	85
図表 38	機能別の税務職員配置の状況の国際比較（2007）	86
図表 39	調査完了件数の国際比較（2004）	86
図表 40	自主的に納税される比率（IRS の推計）	88
図表 41	主要国における付加価値税の徴税効率（2005）	89
図表 42	納税者数・申告数の日米比較	91
図表 43	人はどの程度正直か（バイグル売りのエピソード）	98
図表 44	ラスコーリニコフ教授が提案する新たな税務行政	104
図表 45	税収・調査割合の推移（IRS 改革後）	109
図表 46	IRS の法執行活動の予算（百万ドル）の推移	109
図表 47	移転価格訴訟の推移（米国の経験）	110
図表 48	異議申立（取消）件数及び税務相談件数の推移	113
図表 49	租税教室の開催状況（件数。各年度）	115